

第百四十二回国会 衆議院 商工委員会建設委員会連合審査会議録 第一号

平成十年四月二十八日(火曜日)
午前九時四十五分開議

出席委員

商工委員会

委員長 齊藤斗志二君

理事 石原 伸晃君

理事 岸田 文雄君

理事 大島 章宏君

理事 太田 昭宏君

理事 甘利 明君

理事 岡部 英男君

理事 木村 義雄君

理事 河本 三郎君

理事 竹本 直一君

理事 中山 太郎君

理事 林 義郎君

理事 川内 博史君

理事 島津 尚純君

理事 渡辺 周君

理事 中野 清君

理事 青山 丘君

理事 吉井 英勝君

理事 伊藤 達也君

建設委員会

委員長 遠藤 乙彦君

理事 遠藤 利明君

理事 田野瀬良太郎君

理事 鉢呂 吉雄君

理事 井上 義久君

理事 安倍 晋三君

理事 飯島 忠義君

理事 小林 多門君

理事 高市 早苗君

理事 西川 公也君

理事 松本 和那君

理事 小此木八郎君

理事 茂木 敏充君

理事 松本 龍君

理事 西川太一郎君

理事 小川 元君

理事 奥田 幹生君

理事 古賀 正浩君

理事 新藤 義孝君

理事 武部 勤君

理事 野田 実君

理事 山口 泰明君

理事 島 聰君

理事 原口 一博君

理事 坂口 力君

理事 宮地 正介君

理事 小池百合子君

理事 横光 克彦君

理事 青木 宏之君

理事 赤城 徳彦君

理事 岩永 峯一君

理事 田中 和徳君

理事 玉沢徳一郎君

理事 能勢 和子君

理事 目片 信君

出席政府委員

通商産業大臣 堀内 光雄君

建設大臣 瓦 力君

農林水産省食品流通局長 本田 浩次君

通商産業大臣官房審議官 岩田 満泰君

通商産業大臣官房審議官 古田 肇君

通商産業大臣官房審議官 岡本 巖君

中小企業庁次長 中村 利雄君

運輸省運輸政策局長 土井 勝二君

建設大臣官房長 小野 邦久君

建設省都市局長 木下 博夫君

建設省道路局長 佐藤 信彦君

委員外の出席者

国土庁地方振興局総務課長 飛弾 直文君

商工委員会専門員 野田浩一郎君

建設委員会専門員 白兼 保彦君

本日の会議に付した案件

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案(内閣提出第三九号)

○齊藤委員長 これより商工委員会建設委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長としての職務を行います。

内閣提出、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨の説明につきましては、これを省略し、お手元に配付してあります資料をもって説明にかえさせていただきますので、御了承願います。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。遠藤利明君。

○遠藤(利)委員 自由民主党の遠藤利明です。私の時間は二十分しかありませんので、早速質問に入らせていただきます。

昨年春、私たち自民党の中におきまして、中心市街地活性化のための調査会をつくらせていただきました。何とか町の中核となる中心市街地をもう一度元氣を出してもらおう、そんな意味からいろいろ検討してまいりました。私もその一員として、地元のある方と話をしたりしてきながら、そのお手伝いをしてまいりましたが、それを今法律として出されました。

一部には、郊外に大規模店舗、スーパー等があつて、価格も安いし、また大きな駐車場があるし、便利ではないか、何でも中心市街地か、こんな異論もあると聞いております。

そういう中でこの法律を出されたわけでありまして、今なぜ中心市街地を活性化しなければならぬのか、簡単に最初に通産大臣にお伺いをしたいと思います。

○堀内国務大臣 お答えを申し上げます。委員の御指摘のように、今都市におきまして

は、極端に言うところ、非常に無計画な形の中で郊外へ大店が出店をしたり、全体の調整のとれないままに旧市街地が衰亡するような状態が続いてきているわけでありまして。

そういう意味で、中心市街地は、大変長い歴史の中で、地域の文化とかあるいは伝統をはぐくんできた、各種の機能を培ってきたといわば町の顔ともいふべきものでございまして、その町の顔ともいふべき中心市街地が空洞化をしていくということは、まさにコミュニティの危機ともいふべき状態だというふうに考えております。

そういう中心市街地の活性化は、二十一世紀に向けて子孫に引き継ぐべき豊かな町を創造していくために、市街地の整備の改善という問題、あるいは商業の活性化という問題、こういう問題を一体的に推進をいたしてまいりまして、都市の再構築を図っていくかなければならない、そして同時に、地域経済の振興を図っていくかなければならないということになってまいるわけでありまして。

特に、商業などのいろいろな機能の集積を図ることによりまして、効率的な経済活動や新しい産業、ファッションなどとか福祉産業とか、あるいは教育、情報とかいうような新しい産業の誕生も容易にすることをいたしてまいりますことが、経済構造改革の推進を図る上でも大いに役に立ってまいることだというふうに考えて、重要な課題だというふうに思っております。

こういう観点から、ただいまの御指摘のような面でのこれらの対策を図る上で中心市街地の活性化を行っていくことであることでありまして、その際には、地方公共団体や関係各省庁を初めとして、全体の総力を挙げて取り組みを行ひまして、中心市街地の活性化を円滑に進められるように、私自身も、各省庁と連携をとりながら、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ます。

○通産(利)委員 今通産大臣からお伺いしました
が、同じ質問を建設大臣からもお伺いをしたいと思
います。

○瓦岡務大臣 お答えをいたします。

ヨーロッパと日本と都市の成り立ちの歴史も違
いますが、我が国におきましては、モータリゼー
ションの発展によりまして市民生活が一挙に変
わってまいりました。よって、周辺集落とまた町
の中心街とが、生活のかかわりにおきまして一
体的なものがございましたが、消費者から見ると
安い物がいいとか、人間関係とは別に、だんだん
商店と消費者のかかわりも変わってまいりまし
た。

もう一度日本の町が、それぞれの歴史や文化を
大切にしながら、コミュニケーションを大切にす
る町づくり、そういったことをするために、建設
省とすれば、道路整備であるとか、あるいは駐車
場を確保するとか、また周辺に公園があるかどう
か、災害が生じたときには避難する場所があるか
どうかとかというものを考えながら、町の安全や
にぎわいというものをもう一度市民の方々が中心
になって考えて、地域の文化のよりどころ、コ
ミュニケーションの中心、そういったものをつく
り上げていくことをお手伝いをしていく。

私は、歴史的に今大変重要なときだ、こういう
認識でありますので、建設省といたしまして、こ
のたびの法案に対しまして全力を挙げて御支援
を申し上げたい。そして日本の各地が、それぞれ
の彩りを持った、色彩を持った町になるように、
そのことが我が国全体としてもよくなることに
つながる、私はこういうような気持ちで、今度の法
案につきまして期待を寄せておるものでございま
す。

○通産(利)委員 今両大臣からお話をお伺いした
わけですが、通産大臣、実は今回、町並みが大事
だということで、今お話をいただいたわけですが
が、例えば大店法の改正、これはこの委員会の所
管ではありませんが、大店法の改正で中心市街地

にもできる。しかし、それを今度は都市計画で抑
えていくという形が可能だと思いが、現実
に、市町村長の判断でできるというながらも、市
町村長、必ずしも中心市街地だけでなく、郊外
もいいよという方もいらっしゃると思いが、
あるいは、その市町村が例えばいろいろ特別用途
地域として抑えたとしても、隣接の市町村が違
う判断をした、そうした場合にはなかなか抑え切
れないのだらうと思いが、例えば、一説によりま
すと、外資系の大きな大規模店舗が、行政区分を
超えて全国で十五カ所ぐらいも計画をされてい
るというふうなことも聞いております。

同時に、日本の郊外のスーパーなんかを見ます
と、水道であれ、あるいは道路であれ、つくった
ときに必ず行政はサービスをしてくれるのです
ね。しかし、いざ撤退したときに、せつなくつ
くったものが生きなくなってしまう。大体、ス
ーパーなんかは、今回ダイエーの問題を見まし
ても、拡大、拡大、拡大でいきますと、どこかで破
綻をしよう。そして、撤退をしよう。撤退
する方は簡単なんです、そこに整備をした地
域にとつては大変な問題になっていきます。投資
をしたのに、実態的には何もなくなくなってしま
った。

そういうことを考えますと、何か、立地法の改
正、抑えられるというながらも、なかなか実態は
難しい部分が出てくるのではないかな。こんなこ
とを考えますと、今回の連合審査の対象ではあり
ませんが、そこら辺、通産大臣、ぜひ十分に御検
討をいただきたい。大体、昔から、ある程度膨張
してしまおうと必ず自滅の道を選ぶというのが歴史
の流れでありますから、そこら辺を踏まえて、ぜ
ひこれから立地法の問題については御検討いた
だきたいと思いが。

そこで、具体的な町づくり、私は昨年度にヨー
ロッパに行きまして、ワルシャワとかあるいは
ウィーンとかモスクワとかニス、そういういろ
いろな町並みを見てまいりました。大変印象的
だったのは、一つは、どこでもそうですが、町の

中に五階建てぐらい、高層というか、中層とい
いますか、町の中心部がそういう住宅と併設なん
です。一階が商店、あるいは二階まで商店で上が住
宅。町の中に人が住んでいる、これが大変印象的
だった。

それからもう一つは、道路が、つくり方が広い
という点もありますが、オーブンカフェがあつた
りして、ウィンドーショッピングをして例えば十
分かつ十分歩いても、ちよつと一息入れられる。
そして同時に、交通網も大変考えていまして、日
本ですと歩行者専用道路なんていうものをわざ
とつくりましたが、たしかワルシャワだったと思
いますが、ある地域では、原則的に車は入れませ
ん、ただ、午前中の二時間、夜の二時間だけは物
の積みおろしで入れます。日本と発想が逆なん
です。あるいは、タクシーとそれから公共交通機
関、これだけは入れます。あとは一般の車両は入
れません。日本は、車があつて、そしてそれをた
またまた制限する日をつくる、あるいは制限する時
間をつくる。向こうは逆に、人間が歩きます、た
またまた車を入れます。そういう発想の違いがあ
る。

それから、さっき言いました住宅にしまして
も、日本の町はいつの間にか職住が離れてしま
いまして、店は町の中にあつてもほとんど人は住
んでいない。夜はほとんどゴーストタウンになつ
てしまふ。それから、オーブンカフェなんていま
すと、日本は、歩行者専用道路のときは別です
が、全国どこへ行っても、ほとんどオーブンカ
フェなんてないのです。ですから、三十分も歩
けばみんな嫌になります。休みたいのですが、建
物の中の喫茶店に入らないと休めない。これで
なかなか歩こうという気にもならないのだらう。
そういうことを考えますと、やはり町づくり、中
心市街地のこういう点をこれから整備の中で考
えていかなきゃならないのではないかな。

それからもう一つは、今回、国が計画をつく
って、そしてそれを地元でやれというのではなく
て、地元がいろいろ、商工会なにかあるいは商

店街振興会の皆さんなのか、そういういろいろ
機関が、TMOというのですか、そういう組織を
つくって、そこで計画をつくり、それを国が認定
するという形になるわけですが、どうも日本のい
ろいろなこれまでの地域指定というのは、どこで
やつてもほとんど金太郎あめなんですね。

例えばリゾート開発なんかにしても、鳥羽とか
宮崎とか、なかなかうまくいっていない部分もあ
ります。それから、テクノポリスなんかにしても
ても、何カ所か指定しても、大体うまくいってい
るのは数カ所、あと大体、ほとんど金太郎あめ
になってしまふ。ですから、やはり今回、地域地
域独自の、顔のあるといいますが、金太郎あめ
でいい地域づくりをしていく。それは人材の開発も必
要だと思いが。

そういう意味で、実は私の地元山形市という
ところでも、中心市街地を何とか活性化させたい
というところで、例えばほととなるプラザ開発基本計
画とか、今いろいろなものをつくって検討をして
おります。必死になって頑張っております。

そこで、私、たまたま山形を自分の頭の中でモ
デルにして幾つかお伺いをしたいと思いが、
きれいな町並みをつくるというふうな中で、もう
一つ、ヨーロッパに行つたときに感心をしたの
は、電線がほとんどない、地中化なんです。日
本はまだまだ電線の地中化がはかばかしてない。この
電線の地中化をもっと推進すべきではないかと思
いが、道路局長ですか、簡単に結構ですが、
お伺いをしたいと思いが。

○佐藤(信彦)政府委員 先生おっしゃられるとお
り、都市の景観形成、それから美しい町づくりを
進める観点のほかに、中心市街地の活性化を図る
ためにも、都市内道路におきまして電線類の地中化
といったことが非常に重要な問題であるというふ
うに考えております。

そういう観点に基づきまして、昭和六十一年
度以来二期にわたる電線類地中化五年計画に基
づきまして、これも計画よりかなり前倒しまし
まして、平成六年度末に約二千キロの地中化を実施

したところでございます。現在、平成七年度から始まりました第三期の電線類地中化計画に基づき、さらに二千キロの地中化を目標といたしまして、電線共同溝等の整備をしているところでございます。

今後とも、都市景観の向上はもちろんでございますが、安全で快適な歩行空間、これを確保する上でも、さらに災害に強い町づくりといったことから考えましても、なお一層電線類の地中化を推進していかなくてはならないというふうに考えているところでございます。

○遠藤(利)委員 それと、道路局長、続けてですが、実は私どもの山形市、雪国であります。雪があるというのは、都市の皆さんはきれいと言いますが、地元に住んでいる者にとっては雪というのは大変厄介なものです。朝早くエンジンを吹かしたり、そういう多くの経済的なロスもありますが、実は私の地元で無散水消雪道路というものを開発をいたしました。

今までですと、消雪道路というのは、道路に水を出して流していく。これは地下水を上げるわけですから、地盤沈下があつてなかなか進まなかつたのです。しかし、私の地元のある会社で、水を地下から上げて道路の上に出さないで、道路のアスファルトの下にパイプを回しまして、そしてまたその水のある一定の距離を回すと地下に戻してしまふ。ですから、全く水は使用しない、ただ回転させるだけ。それで、地下水というのは十五、六度とか十七、八度、これは一定しているわけですから、その水で上の雪を解かす、歩道の雪を解かす。こういう無散水消雪道路というものを開発をいたしました。

建設省の皆さんからも御尽力いただきまして一部取り上げたわけですが、例えば、山形市、一つの区間を全部無散水消雪で駅からその地域一帯を整備していく。直轄の道路であれば街路もあればあるいは市町村道路、いろいろな部分もあるのだと思ひます。しかし、そういう雪国でありながら雪のない町づくり、こんなことをやったらどうか

と今提言をしているわけですが、この無散水消雪道路、国として、国道あるいは県道、市町村道として街路等に積極的に、雪国として、これは地下水を守るという意味もあります。推進していく気はないかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○佐藤(信彦)政府委員 冬期間の雪に対する道路交通を確保するといったことは非常に大事な問題でございます。特にこれまでも、やはりコストの問題もございまして、除雪をしまして対応するといったことが非常に基本的なパターンになっております。ですが、やはり都市内とか、それから都市内の中でも路面凍結が非常に事故につながるにつきましまして、そういう除雪だけの問題ではなくて、消雪で対応できないかといったことをこれまで実施してきております。

先生が御指摘のように、従来、消雪パイプ、散水によりますものが一つの方法でございましたが、無散水、水をまかないでやるという方向、これは電熱などを利用したロードヒーティングなどがございまして、それから、地下水、地中熱、これらを利用しまして、そういう消雪の方法もございまして、それが一番適切に使われるところ、そういうところについてはそういう方法も適用させていきたいというふうに考えております。いずれにしても、除雪それからこういった消雪といったことは冬の交通を確保する上で非常に大事な問題でございまして、今後とも適切に対処していきたいというふうに思っております。

○遠藤(利)委員 ぜひ無散水消雪、冬でも長靴を履かないで、道路は今まで除雪していただいております。歩道はなかなか難しいといつて、歩道は長靴を履いて、あるいは冬靴を履いていく。しかし、例えば小中学校の子供さんなんかは、歩道が除雪できないと結局車道を歩くしかない。大変危険だったのです。ですから、私も去年の冬、ことしの冬といひますか、見て、本当にきれいになったなど。そういう意味で、無散水消雪、大変きれい

です。御検討をさらにお願いをしたいと思ひます。では最後に、時間がありませんので、街なか土地区画整理事業それからPFIと一緒に質問させていただきます。

中心市街地、特に地方の市街地の場合は、〇・五ヘクタールといひながらもまとめるのが大変なことです。それから、それだけの投資額ができるかどうかということもあります。ですから、〇・五ヘクタールというところにかかわらず、将来的にできるというなら〇・二ヘクタールでもいいです。ということですが、例えば最初〇・二ヘクタールあるいは〇・三ヘクタールやってみます。やってみてその上でその後を見て検討する、最初から〇・五ヘクタールと決めないでスタートする、そんなことができないかどうか、それを御検討いただきたい。

それからもう一つは、これは住宅局の分野になるのかと思ひますが、中心市街地に高層住宅をつくる、そうすると、なかなか簡単でないのです。例えばPFI方式でやってみて、それに対して市や県が公営住宅としてリース方式で借りられないか。

そこら辺なんかもあわせてお伺いをして、ちょっと時間が足りなくなつてしまひましたが、その二点、お伺いをしたいと思ひます。

○木下政府委員 御質問の二点お答えしたいと思ひます。簡単に御説明いたしますが、おっしゃるようになります。中心市街地には今いろいろな危機感がございます。とりわけ空き地とか空き店舗が多いという問題がございまして、御案内のとおり、区画整理事業は従来から新市街地形成を主としてやつてまいりましたけれども、今回は、都心においてある程度既存のストックがあり街区ができていくところでも区画整理が使えないかということで、街なか再生区画整理事業を取り上げました。これにつきましては、従来、公共施設の用地を確保するという意味での区画整理でございました

が、それに加えて、特例的に地権者の同意が得られれば公益施設の用に供するものも保留地として確保するとか、あるいはそもそも区画整理事業におきまして、いわば既存の建築物を移転するときに費用等がかかりますので、これらに対する補助とか、それからお話がございましたらどうかというところでございます。

町が整然としていくためには、私はある一定の見通しを持っていたいただきたいと思ひますが、制度的には、お話のございました〇・二ヘクタールぐらゐの小規模のものをまず出発点としてやるという方向はぜひ取り上げていきたいと思っております。

もう一点、PFIにつきましては、そもそもPFIの概念なり制度はこれからいろいろ国会でも御審議いただくとありますが、私どもとしては、諸外国の例もいろいろ勉強させていただいてありますが、再開発事業とか区画整理事業はもとと民間資金なりあるいは民間の活力というものを相当取り入れた制度でございまして、こういうものをいれながら、お話のございました、例えば住宅等が中心部に立地できるような手法として面整備事業も活用していきたいという意欲を持っております。

○遠藤(利)委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○斎藤委員長 次に、松本和那君。

○松本(和)委員 自民党の松本です。今遠藤先輩から中心的な質問がございました。私も、時間が二十分と限られておりますので、端的に質問させていただきます。

まず、今の日本の地方都市の中心市街地というのはもう回復不可能ではないかという議論もあるわけですが、今回の各省庁が総合的に中心市街地を活性化しようという案、大変画期的なことだと思ひます。大変喜ばしいことなんですが、問題は、ちょうど日本の国の経済構造が今大変問題になっており

まして、その辺をきちんととらえて、これからの二十一世紀の日本の産業とか商業をどうするかというのをきちんと基本に据えて、そして地方分権という形の中で町づくりを進めていく必要があるのだからと思います。そういう観点の中から、都市を磨くあるいは都市の魅力をつくり出すという戦略が非常に大事になってくるのだからと思います。

そこで、まず最初に、いろいろな今までの過去の分析をされて、こういった中心市街地の活性化のための法律案が出されてきたわけでありまして、けれども、日本全体もそうですが、地方都市においても、これから観光事業というのも大変大事でありまして、これからはマルチメディアの時代、そういった電脳時代のものも出てくるわけでありまして、頭脳集約型の産業が地方の豊かな環境の中に立地する可能性があるのかどうか、また、基本的にはこういった地方都市の産業というのを描いていくのか、通産大臣にもっとお伺いしたいのです。

○岡本政府委員 お答え申し上げます。

都市は、先生御案内のように、個人とか事業所といった需要が存在いたしますし、それから、そういう意味において、新たな事業を起こしていく苗床としての機能を有しているかと思えます。商業ということに加えて、デザインとか設計とか、そういった頭脳集約型の産業、あるいは新たな地場産業を起こしていく、そういう可能性を秘めているかと思えます。そういう意味におきまして、私も、新しい産業を起こしていくということに中心市街地の活性化というのは大きく資する面がございます。そういう観点から、産業政策上も大変意義の高い取り組みと認識をいたしているところでございます。

このために、この法律の中におきまして、商業の活性化ということに加えて、都市型の新事業の立地を促進するとか、あるいはそういったものを育てるということを目指しているところでございます。

具体的には、低廉な価格で事業用スペースを提供する賃貸事業用施設の整備でありますとか、あるいは都市型の新事業を支援する共同の研究開発の施設とかインキュベーターとか展示、販売施設の整備とか、そういったことを進めていくことも御提案申し上げているところでございます。

通産省としましては、こういった施策の活用によりまして、地方都市における新しい事業の創出というところに向けて格段の努力をまいりたいと考えているところでございます。

○松本(和)委員 基本的な産業の位置づけの将来のあり方が大体わかりました。しかし今商業が、大店法が廃止になって立地法という形で今回も計画案が出されているわけでありまして、今までの国策としての商業政策というのは、大規模振興と調整というところだけの役割を担ってきたような気がいたします。

そこで今度、地方自治体にこの立地法のすべての町づくりの計画をさせていくことになっておりますけれども、今までの大店法の考え方というのは、大規模、営業日数、休日、それから面積、開店日、この四点だけの調整でやってきたわけですが、地方自治体は、こういった新しい町づくりの中でもってこの立地法を考えていくという訓練が全くされておられません。

ですから、ちょうど道具をたくさん国が地方の方に、これを使え、これを使えという形で今回いろいろな法律を出してきたのですが、それは大変結構なことなんです。しかし、それを使いこなせるのかどうかということが非常に問題になってまいります。そういうことと、これからの経済というものは、今までちょうど土地もすべて右肩上がりで上がってきた中で、開発が、町づくりが進められてきました。しかし今回、こういった立地法の問題、町づくりの中に大店法の問題も包括して考えて町づくりをしていかなければならぬ。加えて、景気の方は今低迷して、経済全体も横ばいにあるいはダウンぎみのこれからの日本にならうかと思うのですが、そういう中で、これからの開発手

法といえますか、再開発とかそういった手法のやり方というのはどういう形になっていくのか。まず、建設省の方からと通産省の方から、それぞれの立場でお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○木下政府委員 現在、日本の経済を取り巻く状況というのは、先生の御質問の中にあつたとおりではないかと私も認識しております。したがって、従来の再開発事業などは、御案内のとおりでございますけれども、保留床を出しまして、その保留床を有効に活用していくということで新規の立地を誘導してきたわけでございますが、右肩上がりが増やくなってまいりますと、そういう手法がなかなか難しいことは私も承知しております。

ただやはり、先ほど申し上げましたように、都心部にある程度既存のストックがあつて、その既存のストックを大いに使っていくという姿勢が、この中心市街地であり、私どものこれからの都市政策であらうかと思っておりますので、そこにいささかでも公的な支援ができないかと考えております。

例えば、立地の例を申し上げますと、収益性が大変低いと言われております公益施設、こういうものを誘導する際に、補助金等によってその保留床をできるだけ安く取得することによって立地するとか、あるいはその他のカルチャー等々の政策等にうまく使えるような床の利用というふうなことによっての都心部の活用もあらうかと思えます。

いずれにせよ、各年齢層が同じ地域に互いにそこで生活するというところによるにぎわいと同時に、町の活力を出していくというのが都心部における基本ではなからうかと思っております。

○中村(利)政府委員 先生御指摘のように、今後の中心市街地の活性化といった場合には、町づくりと商店街の活性化というものが一体となって進められなければならないわけでございます。市町村について、これまでそうした経験が必ずしも

十分ではなかったということ御指摘のとおりだろうと思えます。そういう意味におきまして、私も、この計画が総合的かつ計画的にきちっと行われるということが重要であらうと思っております。そのための体制というのを整えたいと思っているわけでございます。

具体的に申し上げますと、私も、TMOという組織をつくるということにいたしているわけでございます。そのTMOというものが、地元の商業者とか地権者等の意見を取りまとめまして、コンセンサスの円滑な形成を図ることが重要であらうと思っております。TMOが作成しました中心市街地の商業の活性化に向けた事業構想に基づいて実施される種々の事業を本法の対象といたしまして、とりわけ手厚い支援を行うという形で一丸となってやっていただくという仕組みを整えているわけでございます。

加えて、町づくりに関する専門的な知見を有する人材をTMOに派遣する、かなり長期の派遣も考えているわけでございます。加えて、構想、計画の策定、コンセンサスの形成事業等に対する助成措置というふうなものを講じまして、TMOが先生御指摘のような機能を果たしていくようにしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○松本(和)委員 ありがとうございます。

その場合に、今遠藤議員からも質問がありましたけれども、今度、町の特別用途地域の活用というのものが上がっているわけでありまして、この用途地域以外のいわゆる未線引き、白地区というものが首都圏の周辺でも相当あるわけですが、ですから、もともと都市計画の中でも調整区域よりも緩和が緩いし、例えば千葉県なんかの例をとりますと、房総の方ではこの白地区というのは四〇〇％、商業地区と同じなんです。そこにゾーン法が施行されたときには、リゾートマンションが商業地並みに建っていたという経験があります。ですから、外資がどんどん入ってまいりました。

て、今度、茨城県の守谷で、今未調整に終わって
おりますけれども、A M Iといいますが、アメリ
カン・モールズ・インターナショナル、あるいは
今度これを變更いたしまして、今相模大野に小田
急百貨店の跡を商業ビルとして活用する。あるい
は、オフィス・デポとかオフィス・マックスとい
うような大型の文房具の業界がもう既に上陸して
いる。

こういふことを考えますと、未線引きとい
うのは、地方自治体の指導に、その考え方による
のでしようけれども、都市計画決定の中でもって
この白地区といふのをどういふふうに扱っていく
のか。都市局長、ちょっと。

○木下政府委員 正直申し上げまして、実態的に
はなかなか難しい問題だと思ひます。先生も十分
御承知だと思ひますが、今都市計画区域は、我が
国土三十七万平方キロの中約四分の一を都市計
画区域にしてありますが、おっしゃられたよう
に、その中には、当然、線引きをしていない地域
とか、あるいは線引きをしていない上に、かつ用
途地域を決めていないといふこととございます。

今回御提案をさせていただきます都市計画法
の関連については、御承知のように、単に商業関
係だけではなく、できるだけ地方においての自主
的な、個性ある町づくりをしていきたいといふこ
とでございます。私どもは、都市計画区域がカ
バーしていないところについての手法は、はつき
り申し上げて今具体的には持っておりませんが、
地方によって、今後の都市が拡大していくのであ
れば、それは調整区域も含めてでございますが、
都市計画区域そのものを広げていくことも一つの
提案でありましょうし、場合によっては、未線引
きのところであっても、用途地域を決めれば特別
用途地区が決まられるといふことは先生御承
知でございますから、そういう意味では、未線引
きのところであっても、積極的に用途地域あるい
はそれをさらに補完する特別用途地区を決める
という手法も、公共団体の新たな選択の一つとして
私どもはこれから考えてまいりたいと思つており

ます。

○松本(和)委員 そういった問題があるわけであ
りますけれども、やはり都市計画の中に今回の立
地法の、大店法を含めて町づくりをしていかな
ければならぬ。そしてまた、中心市街地の活性化
のためには、先ほど遠藤議員もおっしゃっており
ましたけれども、いわゆるモータリゼーション、車
と人、この流れといふものもきちっととらえてい
かなければならぬわけでありまして、日本
の都市構造といふのは、非常にそういった点が
今混乱を起しているような状態が町づくりの中にあ
るわけでありまして。

この辺を一刻も早く整備しながら、一番いいの
は、商業と公共施設、そういったものに使う場合
に、立体駐車場が今回の基本になっておりますけ
れども、モータープールのようなものをこの施設
の周辺に張りめぐらせて、そこまで車で行って、
それから商業施設や公共機関はシャトルバスで移
動するといふような、人の制限、規制といふこと
も大変これから重要になってくるのじゃない
か。もう既にヨーロッパあたりではそういった動
きがあるわけでありまして、やっておりますところ
もある。ですから、こういったことも考えていかな
ければ、なかなか駐車場の問題を一つとらえても
難しいのだからといふふうに思ひます。

そこで、こういった計画を進めるに当たりまし
て大事なことが二点あるのです。当然、中心
市街地を活性化するために地権者、土地の所有者
に再開発の協力の義務を負つてもらわなければ
ならないわけでありまして、なかなか今の
地主さんといふのは、この地権者がたが資産家
でありますし、また駐車場なんかでもかなり高収
益を得られます。ですから、空き地にしておい
ても構わないわけでありまして、そういった意味
では協力度合いといふことが、これが非常に難し
いのだらう。

空き店舗の現状一つを見ましても、商店主のや
る気の問題もあるのですけれども、やはり家主の
方で、家賃の高さとか、あるいはこの後貸したら

またどうなるのだらうといふような問題もござ
います。定期借地権、定期借家権というようなの
を使つて解決する方法も今考えられているようで
ありますけれども、こういったやる気のある新規
出店者、そしてまたやる気のない現行の商
業者、こういったものに税制とかあらゆるものを
含めてどういった形で協力を願うのか、その辺を
きちっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○中村(利)政府委員 御指摘のように、未利用の
空き地とか空き店舗に対してやる気のある新規出
店者が参入するのを促進するといふことが、中心
市街地の商業の活性化を図ることに極めて重要で
あるわけとございます。

このような観点から、今回の中心市街地対策に
おきましても、第一に、中心市街地におきま
す商店等の施設整備に對して土地等を譲渡する
者に対しまして、譲渡所得の特別控除を行うこと
といたしております。

また第二に、総額四百億円に上る中心市街地活
性化基金といふものををつくることといたしてお
るわけとございます。この運用益を活用しまし
て、空き店舗を借り上げて不足業種等を誘致する
といふような際の家賃助成を行うことといたして
おります。

さらに今回は、空き店舗を取得してキーテナ
ン等を誘致する際についても補助、高度化無利子
融資を行うという支援を用意いたしております。
これらによりまして、中心市街地における新
規出店者の促進を図りたいと思ひます。

○松本(和)委員 いろいろの方策を打つようであ
りますけれども、一つの考え方として、やはり日
本人といふのは、福祉政策と社会経済政策という
のをあらゆる面で一緒にしてやっていると、今
の経済の中でもって個人の私権といふ点で、そ
ういったものも制限できませんし、非常に難しく
なっているわけでありまして、いろいろ努力して
みたけれども、もうやる気がないといふ店主には、
ある意味で地主さんの立場に返つてもらうことが
大事じゃないかといふ気がいたします。そして経

済政策と福祉政策といふのを別に考えて進めて
いかないと、どうもそれを一緒にしてやるとい
ますと、なかなか進まないのじゃないかといふ
感じがいたします。

と同時に、昨年建設委員会でも私も質問申し上げ
ましたけれども、中心市街地活性化のために思
切った容積率、今四〇〇％が八〇〇％になりまし
たけれども、私は一五〇％ぐらいまで必要なん
じゃないかといふ気がいたします。そういう形を
とらないと、なかなか思い切った政策が打ち出
せないのだからといふ気がいたします。

そこで、最後の質問になりますけれども、い
ゆる土地の証券化、これを将来早い時期に考え
ていく必要があるのだからと思ひます。我が党で
は、この秋にSPCという形でもって、今の銀行
の不良債権を何とか早く解決するために特別目
的会社をつくつて、税制上、法律上の問題をクリア
しようといふ形で努力しております。しかし、日
本人の土地所有願望といふものが邪魔してあり
まして、なかなか難しい点があるわけとござ
います。もう御承知のように、REITといふよ
うな、二社も証券化のためのマーケットの会社
が育っておりますし、配当ももう多く行われて
いる。町の開発や市街地の活性化、中心地を皆そ
ういった形で証券化しながらやっていると実例
があるわけとございます。

今回の国の方針として、住都公団が賃貸住宅か
ら今度都市の再開発の方に向かうようでありま
す。当面はいろいろ民間企業の協力というよう
なこともございますけれども、住都公団が中心
になってます。この都市開発を進めていくわけ
です。ですから、今ではまだなじみませんけれども、二
十一世紀近い時代に、途中からでもいいわけ
ですから、土地の証券化といふことをひとつ住都公
団を先頭に考えてみてはどうかといふことな
んです。

それに対して、機関投資家にまず先鞭をつけて
いただいて企業や一般投資家が市街地再開発の証
券を買う。いい値段で配当を持っていきたい

は、いい町づくりをして価値ある投資をしていけば投資の対象になるわけでありまして、ディベロッパーの方も考えていく、こういうことだろうと思ひますので、ちよつと時間がないので言い切れませんけれども、そういった土地の証券化をどう考えているか、ちよつとお答え願ひたいと思ひます。

○木下政府委員 政府は、昨年の春でございしたか、いわば従来の土地政策をさらに進めるといふ意味では、所有から利用という概念への転換といふことでございします。もちろんこれは単なる抽象的なことでなく、各施策があわせて実行できるわけにございします。先生から先ほど来いろいろ御指摘いただきました。それで、今回の証券化の問題につきましましては、政府全体でも、あるいは建設省におきましても証券化の具体化について今鋭意検討しております。

ちなみに、住都公団のお話がございました。今回の経済対策の中でも住都公団の役割というものは、いずれ、来年には新しい法人に変わるわけにございします。より町づくり的な、特に土地の流動化という観点では、上の建物はもちろんでございしますけれども、まずは土地を動かすことについて、住都公団の新しい組織が活躍できるのではないかとと思ひます。

あわせて、私どもには民間都市開発推進機構というのがございします。これなども新しい立ち上がりのために今までも実績を上げておりますので、ぜひ証券化の手段も入れまして、今先生お話しになったように、にぎわひのある、元氣のある都市づくりというところにこういった主体を活躍させていきなり、こう考えております。

○松本和也委員 最後に、簡単に御要望だけ申し上げておきます。

都市局長は先般の建設委員会で、地方に全部を任せただけではなくて、地方のやる氣を出すために中央も汗をかかといふ発言をされておりました。大変すばらしいことだと思ひますが、ぜひそのような考えの方で町の活性化が総合的に、各

省庁が集まってやるわけでありまして、その上に大きな花を咲かせていただきたいのだ。個別の事業はそれぞれの部門でもって成功いたしましたとしても、大変な資金を投入するわけでありまして、それがむだな形にならないようにひとつ十二分な配慮をいただきまして、一日も早い中心市街地の活性化のために御努力願ひことをお願い申し上げます。ありがとうございます。

○吉田(治)委員 民主党的に吉田治でございます。

まず最初に、中心市街地活性化法ですけれども、大臣、それに入る前に、関連法案という形で大規模店舗立地法というのが出ております。これについて通産大臣に、もしくは事務方でも結構でございます。二点ばかりお聞きをしたいと思ひます。

まず最初に、大規模店舗立地法の第四条において、大臣指針においてという形で書かれておるところからこれについては町づくりの観点というふうなものをぜひとも入れるようにというふうな話で随分来ているのですけれども、具体的にこの法運営において、大臣指針、まさにガイドラインの中で町づくりの観点というのはどういうふうに入れられていくのかということをお答えいただきたいのです。

○岩田政府委員 お答え申し上げます。

今回、大型店に対します規制政策の転換を図つたわけにございしますが、この中では、大店立地法の制定とあわせまして、都市計画法の改正ということもお願いをいたしておるわけにございします。

町づくりと申します場合に、これは人によりまして意味合いの持つところが大変広いと申します。多様であるといふふうに認識をいたしておりますが、この中で大店立地法が想定をいたします対象と申しますのは、法文にもございしますが、周辺地域の住民の利便でございしますとか、商業のよ

るという意味もこれまた町づくりの一つであるといふふうに考えておりました。そうした面への配慮というのはこの立地法によりまして求められるといふことでありますので、この指針の中で定めることにならうかと思ひます。

一方、町づくりという議論の中には、町の構造全体をどのようにすることがいいかという議論もあり得るわけにございまして、こうした大型店舗のそもその立地の問題を判断すると申します。か、そうしたものについても決めていくといふような意味での町づくりという配慮につきまします。私も、都市計画法などを初めといたします、いわゆる柔軟なゾーニング手法というふうなもの活用で対応することが適当であると考えておるところにございします。

○吉田(治)委員 今言われた、そういう中で都市計画法等々を使いながらの町づくりを入れていただくといふことですけれども、同じくその法の八

条の第二項にわざわざ明文されておるのは、商工会議所または商工会等の意見を十二分に聞く、反映するといふふうなことを書かれておるのですけれども、これについて、具体的な今後の運営について、制度的保障というのですか、反対を言うとか、一般消費者からするとなぜわざわざここにこの商工会議所、商工会という一文が入れたのか。入れられたことによつて、ではその意見はどう反映され、またこの大規模店舗が立地するときはどういう役割を果たしていくのか。法に一文わざわざ固有名詞的に入るといふのは非常に意味合

い的には大きいと思ひますけれども、これについては今後どういふふうな形になされていくのですか。

○岩田政府委員 商工会議所及び商工会についてお尋ねにございしますが、両団体は地域の商業の総合的な発展を図るための中核的な存在でございまして、同時に地域社会一般の福祉の増進を図る上で重要な役割を担う団体として、それぞれの根拠となつて法律に書かれておるわけにございします。

こういう意味合から、大店立地法では、大型店の新增設に關しまして、その周辺の地域の生活環境を保持する見地から、都道府県などに對しまして意見を提出することが期待される団体の代表格といたしまして両団体を法文上明記しておるといふことでございします。今後、商工会議所にしろ、商工会にしろ、それぞれの地域におきまして積極的な役割を果たしていただきたいという期待を込めたものでございします。

○吉田(治)委員 通産省さんが出されておる基本的なスキームの中には、一切商工会議所とか商工会といふ言葉は使われていないのですけれども、これについては、法にはうたわれていないがそういうスキームのところには入れないといふことは、先ほど私が質問申し上げました制度的保障といふのですか、それについては、どこかで聞きおく程度といふふうな認識をされておるのですか。

○岩田政府委員 商工会、商工会議所の御意見は、決して聞きおくといふことではなくて、ただいま御説明いたしましたような重要な地域の団体の御意見でございします。積極的な役割を期待するわけにございしますが、その意見の取り扱ひにつきましましては、本法の運用主体が都道府県あるいは政令指定都市ということになりまして、その地域域の中における役割といふことになりますので、この法律の上では特段の、別途のそういった規定を置いてないといふことでございします。

○吉田(治)委員 このことについては、これ以上踏み込んで、この連合審査の中心法案でもございしませんので、これぐらいにさせていただきますけれども、わざわざ入れるといふことになると、今度は反対に、消費者といふか一般市民の団体、今審議官が言われたように、その意見を都道府県なり市町村なりが吸ひ上げるとなると、やはり地域にもたらす影響力といふのは、どちらかというと一般の民といふよりも商工会議所の方の意見が強いのではないかと。

そうすると、生活環境といふ部分で言うなら

ば、どちらかというと商工会議所の意見の方が強くなるのではないかと、ふうな意見もあります。これは単にそれによって市町村とか都道府県の行政がゆがめられるということはないとかたくなは信じていけれども、俗に言う力関係ではそうなるのじゃないかという危惧があるのですけれども、その辺については、今度は反対にどういふうに対応をなさる予定なんですか。

○岩田政府委員 両団体につきましては、先ほど御説明申し上げましたように地域の福祉一般を担当する団体でございますので、従来、どちらかといえますと経済団体としての認識が一般にはあったかと思えますけれども、地域社会一般の福祉の増進を図る役割を担う団体でございます。そういう意味で、客観的に申し上げますか、そういった幅広い観点からの両団体の取り組みというものを期待するわけでございますが、同時に、確かに商工会議所、商工会の御意見だけではない、は偏った御意見になると思えます。

その辺につきましましては、本法に規定をいたしておきますように、あらゆる個人あらゆる団体の層からの御意見をお聞かせ願える仕組みにいたしておきますので、ぜひ私どもも、各地域におきまして、運用主体である都道府県あるいは政令指定都市において、そういったものを公平にと申しましようか、そうした意見を酌み取りをしていただき、それぞれの首長さんとしての御意見を取りまとめと申しましようか、意見を集約していただきたい、このように思っております。

○吉田(治)委員 今二点申し上げたことをよく念頭に置いての運営をしていただきたいと同時に、これは本来でしたら最後に質問しようかと思つたのですけれども、大臣、こういうふうなさまざまな意見、これは単に商工会議所、商工会、地域の商店、中小小売業者のみならず、今度の法改正について認識が、考えが随分違う。大店法がなくなつてえらいことになった、通産省何しているんだ、中小企業庁何しているんだという声もあるのです。こういう場合においては、

中小小売業者等々への説明責任、今片仮名ではアカウンタビリティというふうなところで、その責任というものは非常に役所においても私は重要ではないかと思うのですけれども、この法案に出てくるのは、御説明は結構です、WTOの関係であるとか世界の貿易のシステムの中で、こういうふうな通商問題の中では、大店法というのはいかなる法律自身置いておくのが難しいという事情等々も詳しく、これは国民を含めて、特にこの法案に関係する中小小売業者に説明する責任が大臣を先頭にあるのではないかと。

そういうふうな強さを感じるので、具体的にこの法案が出てくるまでにどれほどの努力をなさったのか、そしてその過程での意見集約、八条二項にこういう項目を入れたというところも一つでしようけれども、今までどういふふうに集約され、今後、またこの法改正がなされた後どういふふうな形で進められていくのかということをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○堀内内務大臣 今回の制度改正の見直しに際しましては、産業構造審議会・中小企業政策審議会の合同会議におきまして、中小企業団体を含めて各方面からの御意見を十分に承けて取り組んでまいつたわけであります。また、昨年の十二月に合同会議の答申をいただいて以降、さらにこの問題については中小小売業者の方々の御意見を一層伺わなければいけないということから、その点についても各地に伺つていろいろの御意見を拝聴をいたしました。こういう政策転換の趣旨、内容等について説明を行つてまいりました。その後も日本商工会議所、全国商工連合会などの中小企業の団体に対しても十分な説明を行ひまして、御理解を賜つてまいつたというふうに考えているところでございます。

さらに、これから先におきましても、いろいろと御意見を承る機会には十分にとりながら、これから先の問題に取り組んでいきたいと思つておりますし、また各地の御意見というものをそれぞれしっかりと尊重しながら、都道府県の判断に取り

入れていかれるような方策というものを十分にたつてまいりたいというふうに思つております。○吉田(治)委員 大臣のお答えは意見を聞く方ですけれども、今ちょっと説明という言葉を聞かされたのですけれども、じゃ具体的に、今大臣は日本商工会議所、全国商工連合会に説明したとおっしゃいました。例えば地方の通産局、岩田審議官は私の地元近畿通産局長もお務めになられたけれども、通産局を通じて各都道府県、市町村、また市町村から各商店街の皆さん方、中小小売の皆さん方、市場連合の皆さん方にどう説明をしたのか。意見を聞くのじゃなくて、今度こういうふうになったからどう法律を変えざるを得ないので、すよというものがどれほど徹底されて、どれほど皆さん方が納得をされているのか。反対に言うところ、どういふふうないろいろな団体と連携をとりながらその辺は話をしてきたのか。こちらは情報発信の方ですね。それについてはどうなっているのかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

○岩田政府委員 御説明を申し上げます。今大臣から御説明申し上げたとおりでございますが、私ども、各通産局を経由いたしまして各ブロック単位で説明会を開きました。今先生御指摘のように、今回の政策転換の趣旨、理由、背景、そういったものは当然のこととして、その後でござる新しい政策の骨格、その内容につきまして御説明いたしました。

同時に、今大臣から御答弁申し上げましたとおり、日本商工会議所、全国商工連合会、全国商店街振興組合連合会、全国中小企業団体中央会、そういったような団体に対して、これらの団体の中にはいろいろな委員会と申しますか、各層の組織がござります。それぞれの層に対して、またまた複数回の今回の政策転換の趣旨の説明、今後の新しくとる方策と申しますか、そういうもののお内容というものを御説明し、今日に至つておる、こういうことでございます。

○吉田(治)委員 じゃ審議官、審議官が務められ

た近畿のブロックは、具体的にどういふふうな、何回、だれを対象にしたのかというのをちょっと今お答えください。○岩田政府委員 ブロックごとの説明につきましては、一月十三日から二十日にわたりまして全国のブロックで一連の御説明をいたしました。会議所につきましては、ちよつと手元の資料でございますが、これも一月の半ばから二月の下旬にかけて、これは商工会議所などの場合には中に街づくり推進小委員会とか中小、流通委員会とかというふうないろいろな委員会がござります。それから常任委員会があり、理事会がござります。それからいろいろな委員会がござりますので、それらのレベル。それから、商工会につきましては、二月の上旬から専務理事会、正副会長会議というふうなもの。商店街振興組合あるいは中央会ですが、これらはほぼ同様な時期に同様なスタイルで御説明を申し上げてきたということでございます。

○吉田(治)委員 ある意味で大店法というのは、中小小売業の皆さんにとっては意味合い的にも今まで生命線だったのです、実態は別に。審議官は、今中央と地方を取りまぜて、さもたくさんやつていられるように言われまされたけれども、一つ一つ峻別すると、単に地方に出向いたのか、地方の局からしたのは一月十三日から二十日まで、多分これは一講演ずつで、十三日から二十日だから、土日も入っているということであろうと、箇所も何か所もと言えないぐらいの少ない数でやつたというふうな認識しかできないわけなんです。私は、もつとここで申し上げたいのは、通産省はこれほど生命線まで変えるという、みんな聞けば理屈はわかります。しかしながら、何か中央で話だけつけておいて上から下へ流しておいてくれ、どうも何とはなしにお国のことで変わっていくのだなというのでは、これから中心市街地活性化法などの関係でもろもろ合わせたお金が一兆円

ですか、平成十年度予算。まず税金を払う立場からすると、そんな説明もしないところに一兆円も金を払うのか、国民一人当たり一千万円です。受ける方も受ける方で、何かわからないけれども、わあわあ言ってる金が一兆円ぐらいおいてくるらしい。

後ほど質問申し上げますけれども、何か金の金額だけで全部だまされていくというふうなことは、ちょっと私は今の時代に合わないのじゃないかな。どうも通産省という、ある意味で内閣の中でも先端と言われている省が、アカウンタビリティーという言葉一つについても、旧来のやり方で中央で流せばいいわ、審議院張って、はよやってくださいというのであるならば、ちょっと時代にもそぐわないと思うのです。

今後こういうふうなことにしている説明をどういうふうなきめ細やかに、今審議院は一月十三日から二十日と言われましたけれども、じゃ具体的にこれはいつ、どこで、どういうふうにしたのか、ちょっと答えてください。

○堀内国務大臣 私から説明申し上げます、後、細かに政府委員の方から申し上げます。

十二月に答申が出されるということになりましたときに、この問題は非常に重要な問題だということに私は認識をいたしました。そういう意味で、答申が出てそのまますぐに始まるというふうなことではいけない。答申がおくられても、なおかつ慎重な対応をしながら各地に説明を申し上げるようにならなければならないと思います。

その結果、これで見ますと、一月十三日に北海道ブロック、四国ブロック——これはそれぞれ十三日に同じ人間が行くわけではございませんので、それぞれと開いてございますが、北海道ブロック、四国ブロック、九州・沖縄ブロックが行われ、十四日に関東ブロック、中国ブロックが行われ、十六日に東北ブロック、十九日に近畿ブロック、二十日に中部ブロックというように、ブロックごとの説明会には、それぞれどういう理由でという事情のもとにこの大店法の問題並びに

大規模小売店舗の立地法に向かつての変更の問題、そういう政策転換についての意見をしっかりと考え方を申し上げ、また、質問などにもしっかりと答えてくるようにという指示をいたしましたわけでありま。そのほか日本商工会議所におきましても、あるいは商工会連合会におきましても、それぞれ日にちを選んで検討をしているというのが概略的な説明でございます。以降、政府委員の方から説明を申し上げます。

○吉田(治)委員 時間もありませんので、詳しい説明はわざわざここでしていただくことなく結構ですけれども、ただ唯一言えるのは、例えば近畿で一カ所、そこで全部説明して終わったと、自分たちの生活にかかわる法律の改正をお国はたかが一回のところで、近畿でどこでやられたかは別にして、そこまで行って聞いて、何やえらいことかなというのじゃちょっと私は至らないのじゃないかな。通産省の中にはネットが張られているのですけれども、そういうことも使われているのだと思えますけれども、今後、そういうふうな活用も含めて、この件については、そういう対象になる人たちがよく理解し、納得でき、協力できるものにしていただきたいということにして、中心市街地活性化法のことについてお聞きします。

議論の中で、やはりTMO事業ということ、これがソフト面、ハード面という形で非常に支援をしなければならぬ。私はこれはくくって質問させていただきますけれども、そのための支援策としていたいただきますけれども、では果たして、特にソフト、ハード、両方揃える、単にTMOだけじゃなくて、町づくりのための人材育成というふうなものが必要だと今なされ、これからできるのかというふうな部分、これをちょっとくくって御質問させていただきますか。

○中村(利)政府委員 TMOが十分機能を発揮するということが非常にこの成否を分けるというふうな私ども認識いたしております。そのために人材を確保するということの制度をいろいろ準備しているわけでございます。

具体的には、まず、すぐれたリーダーをつくるということ、研修制度を新たにすること、いたしておりますし、町づくりの専門家を派遣するという、これは単に短期ではなくて、数カ月間というような長期の派遣ということも考えているわけでございます。さらに、調査研究事業への支援等を通じてソフト面の支援を強力に推進していきたいと考えているわけでございます。

さらに、ハード面におきましても、TMOが行います商業基盤施設の整備とか不足業種、キーテナント等の誘致事業に対しまして、補助、無利子融資等、特段に手厚い支援措置を講ずるということでございます。

○吉田(治)委員 そのTMOですけれども、何か、聞き方によると、平成十年度予算、各省庁合計で一兆円使う中で、商工会議所、商工会、第三セクター等が主体になるというふうな中で、その権限というのですか、このごろ、この五年間議員をやっている本場に感じるのは、議員の皆さん、片仮名にして全部ごまかすというのが大きくなり過ぎていっているんじゃないかな。日本語に直せば、タウンマネジメントというのはどういう意味なんだと。

アメリカでは、シティーマネジャーやタウンマネジャーというのは市長の職務代行者であって、給料をもらって、市の財政を取り仕切る人である。こういういいかげんな言葉を使って片仮名にしてごまかすやり方というのは、私はそろそろやめてもらいたい。何かこう、TMO、TMOと英語に直すと、町を活性化、管理するためのオーガナイゼーション、機構だ。第三機構なのか、公的なものなのか、はたまた株式会社なのか、非常にあやふやなものに国民の税金をこれから使っていくのかというように、非常に率直に思います。

私は昔、アメリカのミネソタというところに住

んでいたのですけれども、ここは世界一のショッピングモールができて、ここには、全米の第三の流通の大手であるデイトン・ハドソンという非常に大きなデパート、そこにはターゲットというスーパーも擁する企業があって、しかしながら、ダウンタウンというところへ行きますと、繁華街、そこにはニコレット・モールという、日本と言う商店街みたいなものが物すごく人を集めてやっているのである。

そういうのを調べていくと、DID、ダウンタウン・インブループメント・ディストリクトというまさに町づくりの機関、しかも公的な機関で、聞きますと、ミネソタの場合はメトロポリタン・カウンシルというのがあって、いろいろ行っていますけれども、そこには建設、運営、維持等に、単に運営するだけじゃなくて、それに対する土地収用権の行使や資金調達のための税金の賦課まで認められている。

私、TMOの運営を考えていった場合に、タウンというのですけれども、これはまさに実質的には、商店街のおじさんたちも、いや、これは中心市街地といっても、うちら商店街の活性化のためもの、TMOのTのタウンというのは町じゃなくて商店街だ、だからわざわざ片仮名でタウンにしているんだ、町とは書けないんだというふうな話をされるのです。

それとあわせて、今度は建設省で所轄する中心市街地整備推進機構、これは、市町村長が指定する都市整備公社等の公益法人が今度の法律で当たるといっているのであるならば、商店街の活性化事業以外、市街地の整備改善については、市町村が直接当たるのか、あるいは今申し上げたこの推進機構が当たるのか。何か、市町村、TMO、建設省所轄の中心市街地整備推進機構、悪い言い方をすると、一兆円という金をつづける、建設省と通産省がそういう意味でいったらパイを分け合ったというふうにとらえられても仕方がない、懸念をされる。

私は、ある意味で、三つに分けられたこの機構

というものを、アメリカのDIDのように一つにする必要もあるのではないかと、思うのですけれども、まず、各大臣もしくは事務方に、この三つのスキームというのはどうなっているのか、そして今後、実際の運営を始めたら、例えば五年以内に見直すというふうな考えられているのか、いやいや、一年で見直すと考えているのか、その辺を含めてそれぞれお答えをいただきたいと思ひます。

〔斎藤委員長退席、遠藤委員長着席〕

○木下政府委員 これから中心市街地対策をやっていくには、いろいろな主体があると思ひます。

お話のありましたように、そこにお住まいの方々も基本的にはあると思ひますし、公共団体、それから今お話のあったTMOあるいは中心市街地整備推進機構ということで、大変いろいろな主体があるということについて多少御説明が十分足りていないかもしれませんが、TMOについては先ほど通産省からお答えいただきましたし、私の後でまた補足していただければと思ひますが、私は基本的には、両省としては、既存の組織をできるだけベースにして、これを生かして、このように姿勢であるということをやまず御認識いただきたいと思ひます。

したがって、今回私どもの方で提案させていただいている中心市街地整備推進機構というのは、先生もお話ございましたように、全国にあります町づくり公社等、市町村がそれぞれやっておりますものがございまして、これが約八十ありあります。またこれからふる傾向にあるかと私と思ひますが、こういうところに既に問い合わせをしておりまして、今回の中心市街地のときに、みずから、この中心市街地対策としてこの公社を再活用していきたいということでございます。

お話のございましたように、TMOとの役割は一応整理をしたつもりでございますが、場合によつては、これらが同じような方向であれば、それは一体的にやっていくという意味で、商業関係者との連合体を組むことも十分あり得ると思ひます。

いずれにせよ、財政的にも大変厳しいわけでございますから、一兆円という数字は大変大きくとらえていますが、これなども、今回の平成十年度の予算は全体的に厳しい中で、政策的にも体系的にも重点化してそれぞれの地域に対しておろしていくということもございまして、決して新たに付加された予算ではございませんから、限られた予算を有効にするためには、この大きなテーマである中心市街地のために、各事業がある重点的な地域に対して集中的にやるということで一兆円と御理解いただきたいと思ひます。

○中村(利)政府委員 まず、TMOとして考えておりますのは、商工会とか商工会議所あるいは第三セクターというものを対象としようとしておるわけでございます。

先ほどのTMOというのは、まず基本的に、市町村がつくり出す基本計画、これに基づいて事業構想というのがつくられるわけでございますが、それに基づいてこのTMOというのが指定をされて、機能を果たすという仕組みになっているわけでございます。さらに、TMOの事業の範囲でございます。また基本的な事項というのは、先ほどの基本計画に定められる。

さらに、基本計画で指定されました商店街等の活性化等の全体計画として、TMOが中小小売商業高度化事業構想、いわゆるTMO構想と言っておりますが、これを策定し、市町村の認定を受けて事業を具体的に実施していくということでございます。全体として機能を果たすように仕組むを今考えているということでございます。

○吉田(治)委員 もう一つわからない、これ、聞いていたら、理解力が足りないせいか、説明が悪いのかかわらないですけれども、建設省の生まれ変わりである中心市街地整備推進機構と、商工会議所、通産省のかわりのTMOと、自治省のかわりの市町村と、この法律は三省が出してこられていて、そのとおりかなと思ひるので、まさに木下都市長が既存をベースにと言われたように、今までと同

じだよ、名前が変わっただけだということとらえ方しかできないというのは、これは非常に残念だと思ひます。これは、これから見直しというのはどうするのですか、今後運営を始めたい。

○木下政府委員 組織的に従来からあります組織を使わせていただくといふまま、使っていたきたというのを申し上げましたので、既存のままの体制では、やはり今おっしゃられた中心市街地の今の状況からいいますと、手がなかなか進まないということになるかと思ひます。

先ほどちょっと御質問がありました、市町村と中心市街地整備機構とはどうかということですが、例えば一例で申し上げますと、土地を取得する行為を町の中に実際に入っていく機構がやるといふときには、市町村はその機構に対して融資等をやりまして、その融資に対してまた何らかの国の補助、支援をするということでございます。

やはりそれぞれの町には、先ほど先生おっしゃられたように、リーダーシップが必要でありますから、そこに個々の市町村みずから、行政の職員が行くのではなくて、その町に既に住みついていて、あるいは常々その町のことについて十分理解できているという方々が、組織化されている推進機構というものが従来の町づくり公社という場を使いながら新たに積極的な活動ができるということとを、この推進機構として指定していきたいということでございます。

○吉田(治)委員 言っていることはよくわかるのですけれども、では、この法律自身というものは、これはできたから、見直しとか必要が生じましたらということですか、それとも、うまくいかなかったらということですか。

何か本当に聞けば聞くほど、責任は分散されていくのかなと。あんなや、あんなや、いや、それは市町村や、それは推進機構や、それはTMOや、と。都市長ですか、今いみじくもリーダーシップと言われましたけれども、だれもリーダーシッ

プをとる人がいない。結果的には、各省庁の代理人が、おまえや、おまえや、おれは嫌だよ、だからリーダーシップは適当にどうぞというふうな聞こえるのですけれども、その辺は、中村次長、一番御苦労なされたのでしようけれども、どうお考えなんでしょうか。

○中村(利)政府委員 今回の中心市街地の活性化のための体制という中では、やはり市町村がインシアティブをとるということが最も重要なわけでございます。市町村がきちっとした基本計画をつくっていただく、あくまでも国あるいは都道府県に立っているわけでございます。

TMOというのは、その中で商店街対策といふますが、商業ということに着目をして、その部分の機能強化を担うという意味で、部分的ではあるわけでございますけれども、建設省の所管されております中心市街地整備推進機構とか他の機関と市町村を核にして十分連携をとって、成果を上げたという考え方をいただきたいと思います。

○吉田(治)委員 今いみじくも、中村次長、市町村がインシアティブをとってと言われましたけれども、まさにこの法案の基本は、市町村の基本計画に基づいて、いただいたスキームによると、建設省関係であるならば土地地区画整理事業等、通産省関係であれば特定事業計画という形で、中小小売業等の商業の活性化及びこれとあわせた都市型新事業立地促進ということとをされていくということですね。では、日本に三千三百ほど地方自治体があるというのですけれども、三千三百のうち千ぐらいの市町村が基本計画を出してきたとします。その後、それぞれの特例措置とか補助金融資だというのは、だれがどういふふうな判断するのですか。

○岩田政府委員 今回の法案におきましては、基本計画の策定そのものは市町村が行われて、その後、国の関与、つまり、よくございます承認制度でありますとか認定の制度というふうなものは特

段ないわけでございます。つくられた時には、それはもう既に計画として成立していると申しますか、そういうものであるわけでありまして、具体的にその基本計画の中に盛り込まれた個々の事業につきまして、国がいよいよ重点的、集中的な支援をする、そのメニューを国があらかじめ用意して市町村がこれを選択されるという仕組みになっておるわけでございます。

それでは、その個々の事業についての支援をどうするかということでございますが、いずれにいたしましても、今のところ、最大では十一省庁に關係するかもしれないということでもございまして、そこにつきましましては、私ども、關係省庁連絡協議会というようなものをつくりまして、その場でお互いの省庁の間の調整をさせていただくということでございますが、まず、その前提として、先ほど来先生からも御指摘ございまして、ように、建設省、通産省あるいは自治省が幹事省としてこれまでこの政策の立案について議論をした経緯がございまして、今後、法案を成立させていただきましては、三省が幹事省となり、お互いに連絡をとり合う。とりわけ建設省と通産省につきましましては、この施策の車の両輪というように、事業の大宗を担当する官庁といたしまして、私ども通産省としては、建設省とよりよく御相談をし、その上で關係の省庁とまた御連絡をとらせていただき、全体の調整を図らせていただきたい、このように考えております。

○吉田(治)委員 基本計画が上がつてきて、省庁間で、要するに、予算の箇所づけみたいなもの、予算というお金がつくというものは、最終的にどこで、十一省庁の連絡協議会で基準をつくるのか。上がつてきたことを全部つけるわけにいかないですね。その判断をどういうふうにするのか、基準というものはどういうふうにしていいのか。反対に言う、基準に沿うように、例えば指針というのですか、ガイドライン的なものをひよっとしたら事前に出されるのか。その辺はどうなんですか。

○堀内国務大臣 各市町村があくまで中心になって計画を立てて出してもらいます。それに対して十一省庁が、中心的な内容がそれぞれございまして、特に駐車場の問題とか都市計画の問題とか、いろいろなこと、あるいは商店の問題とか、いろいろのそれぞれの特色がございまして、そういうものを中心とした計画に対して、關係省庁が連絡協議会を開いて、互いに連携をとりながら、事業の熟度とか、あるいは独自性とか先進性とか、そういうものをしっかりと判断いたしまして、その中でふりながら、支援対象とするかどうか、客観的な、かつ透明性を持って決定していくということでありまして、十一省庁の連携の中で、特にそれぞれの特色のある内容を持つ機関がしっかりと取り組むことになっておりますが、その際にも、通産省は責任を持ってその中でリード役を務めてまいりたいというふうに考えております。

○吉田(治)委員 大臣、判断する、透明性と言いましたけれども、そういうメジャーをこしらえるわけですか。

それとも、もうはっきりと私はお聞きしたいのは、いや、そんなことはない、与党の言うことを聞くところはやるんだ、与党の選挙のために使うんだというのであれば、それはそれで結構だと思ふのですよ、はっきりとされて、さきの総選挙が終わったときのように、大阪にはもう予算をつけないというふうなことがいはいきり言われた方が、これは商店街の人たちのためにもなると思うのですよ。何とはなしに、いや、こういう判断があるのだというのでは、行政の裁量の余地というのが出てくるわけですね。

そうすると、通産省の方は何とか接持はないでしようけれども、そういうふうなこともしなければいけぬのかな、やはり強い先生のところに行かなければあかんのかな、やはり最後は自民党かなと。私は、はっきりそこを大臣としてお答えいただきたいのです。いや、政府・与党のためにやる、どこにやるんだという答弁でも、私は結構だと思ふのです。勇断を持って、そういうお答えでも、私は野党として怒ることはございせん、決して怒りませんから。

今、情報公開の時代ですから、はっきり言う、今、透明性と言われましたけれども、では、それを判断された後、どういう過程で、どういうふうな流れでこれが決定されて、うちは落ちたんだというのがはっきりわかるのかどうか。その前提として、いや、与党のおところには、これから与党で選挙を勝たせたいところには予算をつける、それも大きな判断基準だと私は思うのです。その辺、どうなんですか。

○堀内国務大臣 透明性と申し上げたことは透明性でございますから、それはしっかりと事務方から、どういうぐあいに透明性を持って取り組むか、全く通産省としては公明正大な取り組みをいたしてまいります。

○古田(肇)政府委員 若干補足して、各論的に御説明させていただきます。

先ほど来お話がございましたように、市町村が基本計画をおつくりいただくわけでございますが、その基本計画ごとに内容もさまざま異なるわけでございます。したがって、各市町村の基本計画に基づいて、具体的にどういう事業がその内容に盛り込まれるか、これは計画ごとに相当幅があるわけでございます。

そういうことで、その市町村の計画の具体化されたものとして特定事業計画等がそれぞれの事業者等から出されるわけでございます。その特定事業計画を担当している、それに関する予算を担当している各省庁が、事業実施の確実性でございますとか、基本方針あるいは基本計画との関連で適当であるかどうかというのを一つ一つ判断して、予算の範囲内で交付をしていく、こういうことになるわけでございます。

ただ、各省庁がそれぞれ持っております特定事業計画に関する予算がばらばらに行われますと、全体としてこの市町村の計画がうまくいかないと、先ほど御説明申し上げ

げましたような關係省庁の連絡協議会を通じまして連携をとりながら、計画の熟度等を見ながら認定をしていく、その認定行為について關係省庁が足並みをそろえていくということでございます。

○吉田(治)委員 では、もしもその場合、だめだった場合には、理由説明とか、なぜあそこは通ってこはだめだったというのは、公開されるわけですか。

○古田(肇)政府委員 お答え申し上げます。予算の範囲内で提出されるさまざまな計画に対して執行していくわけでございますので、仮に、御指摘のように当該年度に該当しないということになった場合には、その理由等については明らかにしたいと思っております。

○吉田(治)委員 そのことは非常に重要だと思ひます。ポイントとして残しておきます。

もう時間ですから、最後、一点だけ。

私、今、大阪市という政令指定都市、大きな都市に住んでいるのですけれども、市町村の一つずつというのじゃなくて、複数の基本計画が出てくるということについては、はば了解済みということとよろしいのでしょうか。

○岩田政府委員 お答え申し上げます。

中心市街地活性化策の対象地域でございますが、名前のとおり、通常の意味では、市町村の中心部というのが一つであらうというふうに考えるわけでございます。ただ、複数の市街地というものが中心的な役割を果たすというようなケースが全くないかといえ、そうでもないかもしれないという意味合いにおきましては、そういう場合に、複数の対象地域を設定して基本計画が策定されることはあり得るというふうに考えております。

○吉田(治)委員 もう時間なので終わりますけれども、一番聞きたかったのは本当は後継者不足なんでしょうね。一兆円も金を使って、果たしてこの中小企業という産業は次世代に継がれるのか、それを含めて都市型産業のことも聞きたかったのですけれども、これはまた日を改めてお聞きしま

す。
以上で終わります。

○運輸委員長 次に、平野博文君。

○平野委員 民主党の平野博文でございます。
持ち時間の範囲で御質問をしてまいりたいと思
います。

まず、本題の質問に入る前に、これは目的は少
し違いますが、同じような手法でやったられた
いわゆるリゾート法という法律があるわけござ
います。このリゾート法について少し聞かせて
いただきたいと思います。このように思うわけであ
ります。

と申しますのは、今回の町づくりの活性化ある
いは地域の活性化という視点では、国が積極的
に誘導策をとっていかうという視点では同じよう
な考え方に基づく法案ではないか、こういうふう
に思うわけございまして、リゾート法施行後、も
う十年たつておるわけございまして、今の状況
についてまずお聞かせをいただきたいと思いま
す。

○飛騨説明員 お答え申し上げます。

リゾート法、総合保養地域整備法につきましては、
余暇ニーズの高まりに対応したゆとりある国民
生活の実現と新たな地域振興施策の展開を図る
ことなどを目的として昭和六十二年に制定されま
して、現在のところ、全国で四十二のリゾート基
本構想が承認されてきております。

平成九年一月現在における調査では、これらの
構想に基づきまして、全国で千四百五十五件のテ
ニスコートやキャンプ場等のスポーツ、レクリエ
ーション施設、美術館や博物館等の教養文化施設、
あるいは温泉保養施設や展望施設等の休養施設な
ど、多様な特定施設が新たに整備されておしま
して、年間の利用者は約一億七千万人で、五万人程
度の雇用を確保しております。

このように、総合保養地域整備法に基づきま
すリゾート整備は、ゆとりある国民生活の実現と地
域の振興に一定の効果を上げておるものと認識し
ておるところでございます。

○平野委員 今、国土庁の御説明では一定の成果

を上げておる、こういうふうにお答えをいただき
ましたけれども、私はこれは成果が上がつていな
い、失敗というふうにも言いたいぐらい、余りに
も寂しい話ではないか、このように思っているの
です。見解が違いますから、ここでそれについて
どうのこうのということはないのですが、今雇用
が五万人、一億何千の人が利用している、四十
一の都道府県がその基本構想を出した、こういう
ことでありますけれども、一番成功しているとい
うと結果的にはうまくいっていないというの
を、一つずつ事例を挙げて御説明いただけます
か。

○飛騨説明員 今の御質問でございますが、この
進捗状況につきましては、先ほど六十二年法制定
というふうにお聞き上げました。その後、逐次基本
構想の承認がございまして、まだ基本構想が承
認されてから日の浅い地域も少なくなく、それぞ
れの地域によって実情を異にする点もございま
す。個々についてどうかというところはそれぞれ
実情の異なるものがあるかと思いますが、全体と
して見ますと、既に供用中のもの、工事に着手し
て整備中のものが二割強、それから個別法の許
認可手続に入った、土地買収をするなど着工に向
けて準備中のものが約三割強、いまだこれからと
いうものが五割強、こういう状況になっておりま
す。

○平野委員 うまくいっていないところは今言っ
ていただけませんが、それはもう結構です。新聞
なんか見ますと、これはもう端的に私の思いと一
緒なんです。リゾート法の適用で例外的な成功
例というところで、成功しているという認識をや
り社会はとっていないと思うのです。成功して
いるというのは、私も経営的にはどうかかわりま
せんが、宮崎県のシーガイアとか、そういうところ
はまあまあ成功しているのかな、こういう気は
いたしますけれども、ほとんどのところは、その
後に環境の問題であるとか、あるいは地方財政を
非常に悪くしている、こういうことだけが残って
しまった、あるいは残りつづけた方がい

いのでしょうか、こういうふうに私は認識をして
いるわけでございます。

いろいろ要因は、バブルがはじけているとか、
あるいは民営化が十分使えなかったとか、こういう
ことは言えると思うのですが、そういう中で私自
身が思っておりますことは、地域の住民の意見が
十分その中に生かされていない、特定の施設とか
いわゆる箱物を中心の施設になっているのではな
いか、こういうところがあつてより広がりがない、
こういうふうな思っているわけでございます。

したがしまして、なぜ私はこれと言ったかとい
いますと、やはり地域の活性化、こういう視点で
こういうスキームをつくって地域の町づくりを活
性化していく、商店街の活力を高めていく、こ
ういふ視点でいきますと、同じようなスキーム
の法案ではないか、こういうことでございませ
んか。いままで、今、国土庁では成功している、
こういうことでありますが、私は失敗とまでは言
いませんが、ほぼ失敗に近い法案ではないかとい
う認識のもとに今回の中心市街地の活性化の問題
について御質問をしていきたいわけございま
す。

歴史的にいろいろなことを見ましても、地方の
文化というのはやはり商業活動が中心に生まれて
いくものであります。また継承されていくもので
ございまして。地域の発展というのは、地方の文
化と商業の発展が両輪となつていってこそうまく
いくものだ、こういうふうな理解をしております。
そのためには、地域住民の心が、気持ち、
政府が出そうとして法に對していかにか意
識を改革してそこに参加をしていこうかという発
想に立たなければならぬ、こういうふうな私は思
うわけでございます。住民の意見が十分に反映
され得る中身にしていかなければならぬと思
います。したがしまして、リゾート法につきま
しても、鋭意そういう発想でこれからも進めてもら
いたいと思ひますし、今失敗の方向に行っている
と思ひますが、ぜひ成功させるように取り組みを

やつてもらいたい、このことを申し上げまして、
リゾート法については終わりたいと思ひます。

本題に入つては終わりたいと思ひます。
今回の中心市街地活性化法案、このことにつ
いて、今出ているわけでございますが、町づくりと
いう視点での考え方が今回取り入れられた、こ
ういふことでございまして、そういう発想は私
は一定の理解をいたします。しかし、町づくりとい
つてもいろいろな考え方がございまして。したが
つて、きょう、両大臣お越しでございますから、余
り長く御答弁は要りませんが、通産、建設両大
臣、多分違ひはないと思ひますが、違ひかもしれ
ませんから、両大臣に一言一言、大臣の町づくり
というイメージはどういうふうな考えておられる
か、お聞かせいただきたいと思います。

○堀内国務大臣 私は、やはり今までの都市の発
展というものを眺めてみますと、モータリゼー
ションだとか時代の流れ、ライフサイクル、そ
ういふ問題から、非常に流れが、系統立った流れで
はなくて、赴くままに市街地の計画、発達をして
しまつた。そういう結果、商店街には空洞化があ
らわれ、都市においては重要な文化だとか伝統だ
とかいふものが失われるようなことになつてし
まつたのではないかと。

これは、ゾーニングというものをひとつしっ
かりつくりまして、計画的な都市づくり、町づくり
というものをしていきたいながら、従来の貴重な、市
街地というものの文化、伝統、そういうものを残
しながら、その地域の顔を残しながら将来に向
かつての系統立った発展をさせていく。その中に
商店街というものが一つ大きな中心的な役割を果
たし、ただ商店街だけではなくて、そこに文化的
な施設だとか福祉やらを含めたいろいろな新しい
産業というものが生まれてきて、一つの大きな将
来に向かつての都市づくりができるというふうな
ものを頭に描いているわけでございます。

○瓦国務大臣 ただいま通産大臣からお答えが
ございましたが、我が国では、地方都市もそれぞ
れの色影があり、薫りがあり、文化があったと思

うわけであります。戦後を振り返つてみて、この五十年間は駆け足で来た五十年間でもあったと思ふわけでありまして、その都度その都度、商店街や地域は役割を果たしてまいりましたが、近年、とみに町の中心部が衰退をしてまいりました。これは、地方の文化が衰えることでございますし、バランスのとれた国土、こう考えてみますと、今、私は大変重要なときに際をしておると思ふわけであります。

委員からリゾット法についての質問もございましたが、成否のこととはともかくといたしまして、あのときもそれぞれの地域がもう一度元氣を出したいという頑張りでやったことは間違いないわけでありましたが、町づくりというのは一朝一夕でできませんで、私は、いろいろなことを踏まえながら、これまで以上に取り組んでいかなければならぬ、その中で、商業機能を含めて、人が住み、育ち、働き、交流する生活空間としての市街地としての基盤整備、これを進めまして、バランスのとれた中心市街地が総合的に整備されると思うわけであります。

今まさに、地方分権とかこういふことも言われるわけでありますから、地方の意識そのものが最もとうとばれるときでありますので、建設省といたしましても、今まで上意下達で物事を指図する、という時代から、今度は、地方のエネルギ―が、地方の町をよくしようという努力がどういう方向を示すかによって支援をしてまいら、そういうことに全力で取り組んで、新しい世紀といえますか、次の世代に希望をつなげていく唯一のチャンスであろうというぐあいに考えたりいたしているわけであります。

○平野委員 両大臣からお聞きしましたが、やはりお二人の御答弁、足してやればすばらしい町ができるのだから、このように思います。

私は、今日までの政府が進めてきている町づくりというのは、やはりハード志向の発想に立った町であったように思います。今建設大臣がお答えいただきましたように、人が住み、交流ができて

る、いわゆるバランスに富んだ町というのは一体
 どのような町なのだろうか、こういう視点に立ちま
 すと、私の選挙区のことを言って極めて恐縮でござ
 いますが、大阪はやはり商業の町でございま
 す。

加えて、私の選挙区の町というのは、あそこ
人が住みたいな、あるいはあの町に行つてみたい
な、住んでいる人じゃなくて日本国民が、ああ、
あの町に行つてみたいなという、こういうことで
一つ切り口をとつてみますと、両大臣知つておら
れるか知りませんが、枚方パークというところ
があるですね。枚方菊人形という、これしかない
のですね。今大阪の、私の選挙区から発信してい
るあれというのは、比較的知れている、菊人形で
有名なとか、こういうことしかないのですね。

と、朝鮮半島から文化を伝来された、百濟寺とか、非常に歴史的な、発祥の地でもあるのですね。ところが、そういうところはあることはあるが、そのことに対してきちっと発信をしていく、あるいはそのことを守っていくという発想での町づくりなり、そういう歴史の文化を大切に、こういうところ欠缺ておるために埋もれてしまっている、こういうふうに思うわけでございます。

そういう意味では、新しいものをつくっていくんだという発想も大事だと思いますが、歴史ある伝統を守りながら、またそれを伝えていきながら新しい町づくりをしていかなければならない、このように思います。そういう意味では、ハード中心の開発の発想から、ソフトと、さらにハートを入れた発想にしなければならぬ、このように思うわけでございます。

私の言うソフトとは、生活環境を守っていくために、そういう支える人材をどのように育成をしていくか、こういうことでございますし、ハートとは、今建設大臣が答えていただきましたように、コミュニティであります。このコミュニティのゾーンをいかに多くつくっていくか、こ

ういうことでございます。今までは、都市公園をつくればそこはコミュニティのゾーンができるじゃないか、こういうことでございますし、私は、元来、商店街というのがコミュニティのゾーンであると。

今、商店街を見ますと、経済活動としてはやられておりますが、そこには住んでいないのですね。郊外に住居を構えられて、朝、九時ぐらいになつたらシャッターをあける。昔は、クーラーもなかった時代でありましょうから、商売をしておるときに、外に鍛錬をつくつて涼んだり、そこにおのずと人が寄ってくる、こういうことを昔の先人は考えてコミュニティのゾーンをつくつておつたのです。これが今商店街が衰退をしている大きな一つの要因にもなろうと思ひますし、先ほど通産大臣がおっしゃいましたように、自動車との関係、いわゆる郊外型に移っていく、こういうこともあつてしょう。

しかし、これからの時代はお年寄りがふえてくる高齢社会に入っていくのです。自動車では物を買に行けないのです。まさにそういうお年寄りの世代がふえてくる高齢社会になったときには、いまだ一度この商店街の役割を昔の役割に戻していただいて、歩いてそこに行けば昔の人に会えるな、若い人とも交流できるな、こういう町づくりが今一番求められているわけだと思います。私は、そういう考え方の視点に立ちながら具体的な質問に入っていきたい、このように思うわけでございます。

まず、市町村の基本計画策定ということに関してでございますが、何をおいても各市町村がきちっとした基本計画をつくっていくことが大事であります。地方分権でありますから、中央から、こういう計画でないとだめですやというのではなくて、その地域に合ったどのような町づくりをしていくかということでの基本計画を市町村が自主的に責任を持ってつくっていく、こういうことでございます。

今回、特別用途地域の類型を廃止して、市町村

が自由に策定できるということになつたわけでありますが、これは少し、今までは十一種類の類型があつたと思いますが、これも廃止しよう。廃止したときに、例えば今、中央が地方に言う必要はありませんが、中央が頭を絞って考えているときに廃止をするということは、もつとほかのものを入れてよろしいよ、こういうことでございますから、今想定できるモデル的なものというのはどういふものがあるでしょうか。あれば答えをいただきたいと思ひます。

○木下政府委員　御質問がございましたような特別用途地区にもそれなりの今までの歴史がございまして、各地域の発意が出ているところはございます。ラベルとして類型化している点はございませうけれども、中身としては各地域がそれぞれ考えております。

今お話のございました、具体的に何かあるかというお話でございます。これは先走ったお話をするのはかえって地方に混乱を来してはいけません。が、先生の御質問の中に地域の文化とか風土というお話がございましたが、例えば焼き物の里などで、そういう地場産業などをつくっていきたいというところにそれらのいわば特別用途地区を重ねていくようなこともございます。それから、観光ということになりますでしょうか、もう少し広い意味での村おこし、地域おこしをする際に、かねてよりそこがございますようないわば生産形態などをテーマにしたような特別用途地区を決めたというお話もございます。

先ほど大臣お話がございましたので、ぜひこの特別用途の類型化を廃止したことを各地域ごとに活用していただければと思っております。

○平野委員　先ほど言いましたように、歴史とか文化のそういうところも一つの大きなモデルとして組み込んでいただけるような、そういう指導はぜひ積極的にしていただきたいな、このように思うところでございます。

さて、基本計画ということがあるのですが、今

○岩田政府委員　お答え申し上げます。

います。

ことでよろしいのですか。

はい。

○平野委員　そういうことになる

すか。

るといふことがまづ

に考えております。

弁、結構でござい

私はこういうふう

に投資をしても回

わけにあります。

商業者とのかわり

ております。

法案はどのように考

心がけねばならないと思ひますから、これは中央だけではなくて地方からも相当必死の構えでの要望が出てくるのではなからうかと思つております。

○平野委員 いずれにしても、この法案を具体的に進めていこうとしますと、財政的に非常に厳しい中でのいかに捻出するか、こういうことになるのです。したがって、幾らいいことをやろうとしても、財政の基盤が確立されなかつたらどうしようもない。極端にいいますと、その当時の首長がこれをやろうと思つてわつと枠組みをつくつて、補助率は多少上げていたとしても自己負担を高めていく、首長が永遠にやるわけではありせんから、次の首長に変わつてしまふ、これはもうやめた、こういうケースだつてあるわけでありませう。そのときはこれはどうなるのですか。

○木下政府委員 仮定のお話でございまして、できればそういうことがないようにしたい、すべしじやなからうかと思ひますが、そもそもマスタープランというものは、私はかなり長い期間を念頭につくられていふと思ひます。その新しい首長さんが仮に誕生すれば、それは当然首長さんの責任でいろいろな判断なり選択を行われるのでありませうから、そのことについて私たちがわきまからとかく言うべきではないと思ひますけれども、町づくりそのものが長いレンジで物事を考え、あるいは先生のお話があつた、そこにお住まいの住民の方々が選択しているわけにございませうから、その中でやっていくことはなからうかと思ひております。

○平野委員 今局長言われましたように、再度言ひますが、首長が変わらうが住民はきちつと見ていますよという、あるいは住民にきちつと透明性を確保してありますよ、住民も参加をしましたよ、してありますよ、このことがきちつと担保できる状態であれば、首長が変わらうが住民がそこを見てゐる、こういう状態が一番好ましいと思ひます。何回も言ひますが、やはり情報公開とか、市民

が参加をする。参加をすればその責任は市民にも出てくるわけだし、本来今の行政機構というものは、当然議会が、あるいは国会でやつてゐるから、それはもう国民の代弁者だからそこでやつてゐるのだから、こういうことになつておりますが、もつと国民に今こういう状態にあるということを知つてもらふための仕組み、これが大事でございませう。そういう意味では、情報公開、さらに多くの人に参加をしてもらふ、このことを含めて、よりお取り組みを要望しておきたいと思ひます。

時間が参つてきましたけれども、いま一つは大店法、この立地法との関連で少しお聞かせをいただきたいと思ひます。

先ほども述べましたように、大型店舗が郊外に進出していつてゐる、そういう意味合いで中心市街地が空洞化を起してゐる、こういうことも一つの要因だといふふうに私は思つております。それ以外には、小売店の店主の努力不足とか、そういうことはあるのでありませうが、自由経済の中でのいふことは、車で五分行つたら価格が全然違ふと、デパートや小売店が郊外にいけばいける上にと、どうしても今の仕組みでいふとそこらに走つてしまふ。しかし、個人商店が幾ら経営努力をしても乗り越えられないような部分というものは必然的にあるわけでありませう。したがひまして、私はこういう観点から、今回の社会的規制の転換という意味での町づくりという発想からそういう考え方をしていく、これは非常に望ましいと思ひますし、喜ばしいことだ。

しかし、消費者から生活者へという転換の中で、大型店と中小小売店とがその町づくりを形成する中で共存共栄をしていくという、このことが非常に大事であります。今の現実の姿は、大型店が来た大変だといふ、ある意味ではいいがみ合ひの状態になつてゐるようなところも現実にあるのです。現実の姿といふのは僕はそうだと思うのです。

大型店は大型店の論理があります。そこで町づくりの中心を担つてゐる商店街の人の立場、論理もありませう。大型店は、経営が悪くなるか撤退をするのです。小売店の人は、撤退どころか自分の生活がでなくなつていくのです。そうすると、私、何か矛盾が起つてゐるのではないかな、こんな気がします。一生懸命頑張るなさいよ、市場経済ですよ、これは正しいことです。競争に勝つていかなさいよ、これも大事なことです。が、みずからの努力以上に来る波については、幾ら頑張つても頑張りが足りないものであります。それは、後継者がいないという大きな波なのか、価格競争に勝てない、こういうことなのか。行政の施策によつて、そこに市民がコミュニティのゾーンとして集まつてこなくしてしまふことによつて、人が集まらない、こういうことか。波に、幾ら店を開いたつてお客さんがだれも来ない。こういうものもろもろの要因があると思ふのであります。私が言ひたいことは、やはり共存共栄をしていく、こういう観点に立たなければならぬと思つております。

今回の立地法では、私は逆に、むしろ郊外へ大型店を出店することに拍車をかけることにならなからうか、このように危惧をいたすところがあるわけでありませうが、この点についてはどうでしょう。

○岩田政府委員 大型店と中小店との共存共栄というようなことでございませうが、御指摘のように、確かに中小店のサイドからの大型店の見方にはいろいろな見方があると思ひますが、私どもの理解するところでは、最近だんだん大型店と中小店が、共存共栄と申しませうか、することにございませう。面としての商業集積の魅力をございませうと、あるいは集客力を向上するといふようなことで共存共栄を図らうといふようなケースがあるように思つております。

○平野委員 時間が参りましたので、これはもう大臣の見解を聞こうと思つたのですが、御要望として、特にこの町づくりの活性化、商店街の活性化、さらにはこの都計法含めたこの法律がやはり三位一体となつて有効に機能しなければ、片一方それだけばらばらにやるといふことではいけないと思ひますし、三法がきちつと整合性をとれる、さらには地域住民がそこに参加をする、地方分権になつて市町村が責任を持つてそれを行つていく、補助率とかそういうことを言わずにきちつと財政も担保して、そのかわりお前も頑張れ、こういうふうによれるようにぜひお取り組みをお願いしておきまして、時間が来ましたので終ります。

○速藤委員長 次は、松崎公昭君。

○松崎委員 民主党の松崎公昭でございます。私は、この委員会は初めてでございますが、実は私も個人的には商業者の一人でもございまして、いかに努力はしていてもなかなか厳しい時代に

街地に大型店というものを誘致するというようなケースもあり得るということを想定いたしました。そういうケースにつきましても補助金等々の支援策を用意をいたしておるところでございませう。

なお、今郊外店、郊外立地の問題についてお触れでございませうが、まさに既に先生自身が御指摘のように、今回大店立地法とあわせて都市計画法の改正を含まして、新しいゾーニングといふような手法によりまして、まさに町の構造としての町づくりと申しませうか、そういうことに対応する、地域の判断でそういうことが出来る仕組みを提供するといふようなことを御提案をいたしております。そういうことの中で全体の構造、そして町の中心としての中心地をどうするかといふことをそれぞれに住民の人たちの意見を聞きながらつくるプロセスでございませうので、そういうことで対応させていただきたいと思つておるわけでございます。

○松崎委員 民主党の松崎公昭でございます。私は、この委員会は初めてでございますが、実は私も個人的には商業者の一人でもございまして、いかに努力はしていてもなかなか厳しい時代に

なつた。そういう商業者の立場も踏まえながら、しかし、グローバルスタンダードあるいは日本の設置かれております世界におけるいろいろな国と国との關係、貿易の問題、それから世界が一つの經濟圏であるということから、余り守られ過ぎてゐる業界というのは、金融業界もそうであります、建設業界もそうであります、そういうところが今一番波を受けている、そういうことはよく承知をしております。

しかし、この商業關係というのは、もうたくさんの方が、きょうは民主党は私が三番目でございますので、~~さ~~ぶることがあると思いますが、ほとんどの方がおっしゃっているとおおり、やはり町をつくってきた、国をつくってきた、しかもその数の上では大変大きな方々が貢献してきた、そういうところで他の業界とはちょっとニュアンスが違うのである。

ですから、そういう意味では、日本の国の流れからいくと、規制緩和とあるいは分權、そういう方向の中では、この商業の置かれている立場も、今回の大店舗法が廃止されて、そして、調整はなくなりまたしけれども、違う方法で、規制といいたしうか、大店舗に關しては全く違う方法で対応する。そしてまた、町をつくってきた中心商店街に關しましては、一兆円というか、今までのいろいろな施策の寄せ集めみたいなも見えますけれども、それを一挙に、これはある意味では農業者に対するウルグアイ・ラウンドと同じような、見方によればばらまきみたいな見方もできるわけであらうけれども、そうであっても、今まで頑張ってきた商業者に対して、どこまで公平で、そしてまず自分の力を、体力をつける、そういう方向で、今回の大店舗法がなくなり、そしてまた新しい施策がされるわけでありますけれども、最終的には商業者みずから力が持てるように、それが今回の一番大事な点ではないかな、私はそんなふうに思っております。

さて、前置きが長くなりました。まず、大店舗法がなくなつて、何らかの規制、誘導、そういう

ことで都市計画法の改正ということがまず始まったわけであります。私は、今回特別用途地区の問題が脚光を浴びておりますけれども、非常に全国的に見ましても、先ほど松本議員さんでしようとか、白地の部分、無線引きの部分、これに今までの大型店が進出していった、それがまた空洞化を起こした、そういう原因でもありますけれども、今回の都市計画の改正で、この白地、無線引き、この地区に関しましてはどのように規制を加えられるのか、あるいはこれが今までのようにならぬように、大型店ができてしまうのか、この辺、まずお聞きしたいと想います。

○木下政府委員　白地地域というのは、ちよつと定義をはっきりしておりませんけれども、私なりに整理させていただきますと、繰引きをしてないところで用途地域が決められていない、これもいゝわゆる白地地域と申し上げておりますし、それから、都市計画区域外についてもいゝわゆる白地地域という概念もあろうかと思ひます。

いずれにせよ、先生おっしゃられましたように、今回の特別用途地区制度につきましても、大きな目では地方の自主的なきめ細かい町づくりのために役立てる手法であろうかと思ひまして、都市計画法改正の中で入れさせていただいておりますが、お話しございましたように、大店法の世界でも、その特別用途地区をそれなりに地域によって判断していただければ、活用の道はあらうかと思っております。

問題は、御質問に沿った形でお答えしなければなりませんけれども、白地地域についてどう対応するかでございますが、都市計画区域外については、これは当然でございますが、制度的には該当といえますか対象ではございませんので、むしろ積極的にその地域も都市計画区域に取り込んでいくかどうかという判断が一つあるかと思ひます。

それから、未線引きの中で用途地域が決められていないところ、これはむしろ、全国的には未線引きでございまして、も用途地域がそれなりに成果

を上げているところがございますので、今後、それぞれの地方公共団体の判断でございますけれども、新たにそういう未線引き地域の中にあつて用途地域を決め、あわせてそれを補完する特別用途地区を活用なさるといふ手段はあろうかと思つております。

○松崎委員　そうしますと、無縁引きの地区でもやり方によればかなり制限を加えることも可能である、そういうふうな受けとめてよろしいでしょうか。

それから、特別用途地域の設定十一種類が取り扱われまして、自治体が柔軟に定めることができる。これもまた立地を制限することもできるし、それから促進することもできるわけであります。そのところで、やはり自治体の意思、意見の集約、これがなかなか各自治体の首長というのは難しいと思うのですね。この辺、自治体の首長だけで果たしてそういう判断をすべきなのかどうか、これは県との、特に広域の問題があると思うのです。

Aという市とBという市で、Aという市は町中に非常ににぎわいのある商店街で、商業地区である。それはもう既に飽和状態の商業地区になっている。ところが、一歩市境を越えると、そこらは農村地帯、これからまだまだ余地のある場所である。そういうときに、一つの町、AならAという市で特別用途地区を決めたりして、まあまあそこそこまとめていこうじゃないかという判断ができますと、逆に隣の農村地帯が、ではどんどん誘導しよう、そういうことで、商圏の中では大変混乱を

起こすし、大きな戦いになる。消費者はそれで喜ぶかも知れませんが。しかし、消費者もコミュニティをつくる一人でありますので、今まで中心商店街なり商業界が地域に貢献してきたその恩恵はひとしく受けているわけでありまして。ですから、そういう意味では、地域をつくるというところでは、消費者である市民もまた商業者も仲間でありまして。

ですから、そういう中で、一つの商圏というところ

ところで見ますと、自治体と自治体との見解の相違、そういうことによって、またいろいろ今までにない別の形の戦いが、混乱が起これると思えますが、そういう特別用途地区の設定等の場合に、市が決めるということになっておりますけれども、その辺で他市との調整、広域的な対応というのはどんなふうにやっていたらよろしいのでしょうか。

○木下政府委員 この国会に出されております法案の關係では、今の御質問の關係については、都市計画法の改正だけではなく、大店鋪立地法あるいはきょうの御審議いただいています中心市街地法等がございまして、それぞれが目的の中で協調するといえますか、連携する中で新しい町づくりということができ上っていると思いますが、御質問のございました地方の中でのいわば公共団体としての市町村とそれから県の立場でございませう。

特別用途地区は、御承知だと思いますが、制度的には市町村が決める都市計画でございます。ちょっと前後いたしますが、今大きな流れで地方分権ということで、できるだけ身近なところの公共団体に都市計画の権限をおろせという御指示もいただいておりますので、御案内だと思いますけれども、かなりこれはおろしております。

そういう中で、県との関係でございますが、これは先生おっしゃられましたように、商業関係については私がお答えするのは口幅つたいわけですが、かなり都市によって異なるかと思ひますけれども、相当広域的な問題は当然頭頭に置かなければならないと私は思っております。そういう意味では、都市計画の世界からも県と市町村が常日ごろから情報交換をしていただくように、これは商業だけでございませんけれども、町づくりという点でやっていただきたいと思っておりますし、それから手続、制度の上からは、市町村が決めますこの特別用途地区の都市計画決定の際には、都道府県の承認を得るという手続を持っております。

○松崎委員 なかなか難しい調整だろうと思ひます。ですから、これはやはり現実に動き出して、市民あるいは行政間の意思によって、これから分権は進みますが、分権された基礎自治体と基礎自治体の調整というのは常にいろいろな面であるわけでありまして、ぜひそれはそういう御指導をお願いしたいと思っております。

先ほど特別用途地域の問題で、例えば自治体が制限しようということで、これは現実的には難しいのです。既にある用途地域の範囲を超えるわけにいかないわけでありまして、かなり思い切った制限を加えるなどということ、特別用途地区を各自自治体でどんどんやっていた、やり過ぎたというふうなことが自覚した場合にどうなるでしょうか。それはそれで自治体からいたした方がいいということでも済むのでしょうか。

○木下政府委員 先生の御質問のやり過ぎたという程度が、ちょっと私すぐ念頭に浮かばないのでございまして、重ねてでございますが、用途地域というのは現在全十二用途、繰り返して恐縮でございますが、ございまして。この中には、それぞれ面積の関係もございまして、おおむね七割は、そういう店舗の立地について、一応用途地域のレベルで規制がかかっていると考へていただいております。

したがって、それを受けた形で、補完するような形で特別用途地区がございまして、この特別用途は、本来の用途地域の持つ趣旨に合致する中で、よりきめ細かく地域的な広がりがあるいは目的を制限していく、あるいは場合によってはそれを緩めるということも、ちょっと緩める話で申し上げますと、例えば川口市などでは、華工業地域の中に、地場産業を育てていくというところで、本来は工業的なそういうものを許しているような地区も特別用途地区としてございまして、これは緩める例でございまして。

いずれにせよ、横道にそれましたけれども、そういうふうなことで、特別用途地区は用途地域を前提として決まりますから、先生おっしゃられた

ように、大変大きな問題を起こすかどうかということについては、当然都市計画の大筋の中でそれぞれの特別用途が選択されていくと思ひますが、あくまでもお決りになるのは公共団体の世界でございまして、どの程度のものをもって混乱を来すかどうかということもございまして、これから各地区がそれぞれの特別用途を私は有効にお使いいただくために多様な道をとりたい、こう考えております。

○松崎委員 結局自治体の長が、去年の十二月です。日経新聞で大店舗法廃止というのが出たときに、私も衝撃を受けた。あのときは、自治体の長に相当する権限という判断を強いられたという受けとめ方をしたのであるが、立地法でも環境問題がありまして、これもまた首長はなかなか厳しい判断を迫られるのではないと思ひますが、相当悩む首長も随分出てくるのじゃないか。この町をどういう方向に持っていくかということ、消費者と商業者がぶつかっていく。あるいは、そこに大型店が入り込んでくる。そういうことでいきますと、自治体の長というのは今後の判断がなかなか厳しいと思ひます。そういう場合に、何も助言とか指導とか、ただ自治体の自治です。から当然なんだということ、何もその手をかさないかどうか、ちょっと。

○木下政府委員 都市計画の世界をどこまで考えるかというのは私も常に悩んでいてところでございまして、今お話しにございまして、基本的な制度のものとして特別用途地区を出させていたいただいておりますが、先生お話しがございまして、うに、その町がどうあるべきか、とりわけ商業としてどう振興していくのか、あるいはそのときに大型なりいわば中小の小売店舗がそれぞれどう協調していくのかということになりますと、いささかこれは都市計画の世界を超えたような形での、町全体でございまして。

しかし、立地について、地域として相当インパクトがありますと、そのインパクトによって地域

が混乱することも危険性としては懸念されるわけでありまして、今後都市計画制度としてできるだけの仕組みを、これを活用していただくという方向でございまして、全国にいろいろな例がございまして、特別用途地区がこれから使われまうと、そういう事例などを相互に交換するということ、非常に地道な活動かもしれないけれども、そういう意味での情報提供を一つの例で申し上げますが、そういうことで各公共団体にもお示しすることも我々国として果たすべき役割じゃないか、こう考えております。

○松崎委員 はい、わかりました。よろしくお願ひいたします。

さて、大臣がせっかくいらっしゃいますので、ここで、特定商業集積法というのがあるのでございまして、これはそもそもの内容で、これは今も生きていて思ひますが、これと新しい活性化法、この関係はどういうことなんでしょう。大臣、お願いします。

○古田(鑑)政府委員 お答え申し上げます。

御指摘の特定商業集積法でございますが、平成三年の五月に制定されたものでございまして、中小小売商業者の自助努力や、中小店と大型店との共存共栄による商業集積の整備を通じて快適な消費生活を提供する、こういうことでございまして、こうした法律の目的自身、引き続き重要な意義を有するといふふうに考えております。

ただ、御指摘のありましたように、このたび中心市街地活性化法を御提案申し上げておるわけでございますが、それとの関連での調整というのはいずれ得るのではないかとございまして、すなわち、近年の地域の商業集積の状況を見ますと、郊外において大型店を含む商業集積の整備がかなり進んでおるわけございまして、そういう観点から、中心市街地活性化法の施行とあわせて、お尋ねの特定商業集積法の基本指針の改定を行ひまして、郊外における大型店を含む商業集積の整備については、支援措置の対象外ということに改めていきたいといふふうに考えて

おるわけでございます。

具体的には、大型店と中小店との共存のタイプ、高度商業集積型という類型のものが法律上一つ位置づけられておるわけでございますが、これについて既存市街地のものに限定をするというふうに変更させていただきたいと考えております。

○松崎委員 これは、やはりかなり慌てて、外圧というのでしようか、大店舗法が廃止になるというので、それに対して立地法をつくらざるを得ない。しかし、実はこの集積法はまだ動いておるわけですね。それで、一番新しいのでしようか、新潟県の新潟市などというのは、九年の七月に承認ですから、今つくっているのじゃないでしょうか。

つまり、何が言いたいかというと、ここで大臣にお聞きしたいのは、集積法で外へ外へ出していった、十二件ぐらいですね、十五件ですか、郊外へ持っていくのは十二件、これは大きな各店舗と地元の人々も入って、これはこれで今までやってきた。外へどんどん出していった。まだこれからオープンするところもある。今度は立地法でそれはストップになるよ。それで町中へ、また慌てて一兆円もかけて町中を活性化させる。大変政策上矛盾という、これはダッチロールです。これは大臣どう思ひますか。

○古田(鑑)政府委員 お答え申し上げます。

特定商業集積法でございますが、先ほど申し上げましたように、平成三年の五月に大店舗法の前回の改正とあわせて制定されたわけでございますが、当時の状況を考えますと、その時点での小売業を取り巻く環境変化の中で、大型店と中小店が共存共栄をして一つの商業の拠点をつくるということについて前向きに取り組んでいくということ、用意されたものでございまして。

この特定商業集積の法律の中には三つの商業集積の類型がございまして、一つは今御指摘の高度商業集積でございまして、平成三年以来十三件基本構想を承認しておりますが、その十三件中の十一件が郊外型ということでございます。このほか

に地域商業活性化型という既存の商店街の活性化を中心にしたものがございまして、この類型は既に三十八件基本構想を承認いたしておるわけでございまして。このほかに、三つ目の類型といたしまして中心市街地活性化型というものがございまして、これは既に一件承認済みということで、それぞれの類型に応じながら商業集積の拠点開発というものを支援してきたということでございまして。

○松崎委員 これだけ時代が変わって、大店舗法も三回も改正したり、いろいろ、本来は余り自民党さんも商業者に対して厳しくやりたいとは思ってないから、もう少しゆるいけれども、外圧とかそういったことでございまして。ですから、政策上の若干の矛盾が出たということはいさし方ないかな、そうは思います。しかし、やはりこの辺はもう少ししっかりとした見直しを立てて、片方では大きなお金を補助金にかけて郊外へ持っていく、同時に、そうしたなかで中心市街地もやる。同時に、この中に三十と十幾つがありますから、両方にらんでやったということばかりですけれども、現場を見ておりませんが、郊外へ持っていく場合、当然中心市街地はかなり寂れていったたのではないかと、そんなふうに思います。今後とも整合性のある政策をお願いしたいと思います。

さて、次に立地法の問題であります。駐車場、問題であります。これは個別の問題を示していくということになります。これは個別の問題であるいはごみの問題、そういうことは当然地域住民との融合というところで出てくるので、すけれども、市の環境条例あるいはアセス条例とか、もっと大々く、地域全体の環境問題、条例化、そういうものごとを連動する必要があるのではないかと。単発的にどうだ、ごみだ、あるいは入り口が混雑してしまふがない、そういう環境だけじゃなくて、例えば自動車集中することによってCO₂が出過ぎるとか、そういう排ガスの問題とか、大きく環境問題をとらえる必要があるのではないかと。

それで、今回の立地法の中に、そういう各市の条例を含めた大々く環境問題との関連をもっと強く入れる必要があるのではないかと、そんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

○岩田政府委員 今回の大店立地法の提案でございますが、大型店の特徴というものを着目をして、その立地に伴って周辺の生活環境に対して与える影響というものを着目をする、同時にまた、そういう問題が全国的に顕在化しているというふうな事態のために御提案を申し上げたわけでございまして。

御指摘のように、交通渋滞でございますとか騒音、あるいは廃棄物の問題、悪臭といったような点がしばしば議論をされることではございますが、例えば排ガスあるいは大気汚染というふうな問題、あるいは場合によりまして景観というふうな問題が大型店の出店との関係において全く問題にならないかといえ、そういうことでもない可能性があると私も思っております。

その意味では、もちろんこの法律は大型店というものの特徴に着目をしたものでございまして、無制限に規制の体系として拡大することには一方における非難を受けることにはなると思いますが、御指摘のような、景観でございますとか排ガス関係のようなことにつきましては、内容によりましてこの立地法の対象になり得るというふうな考えをしております。今後その具体的な内容については指針の中で明らかにしたい、このように考えておるわけでございまして。

○松崎委員 その指針が今考えられている範囲は、この文章にある以上にあるのでしょうか。もしわかれれば教えてください。

○岩田政府委員 この政策の見直しに当たりまして、政府の内部としては審議会と御議論をいたしたいわけでございまして。そのプロセスにおきましては、交通渋滞、交通安全の問題、それから廃棄物、騒音というふうな問題が典型的な例として議論の中心をなしたというところは事実でございまして、御指摘のように、その後私も法案を、今度

は政府、事務的な意味合いにおける法案作成過程においていろいろ議論をいたしますと、今ちょうど先生から御指摘がありましたような排ガス問題というものが大型店の出店との関係で特徴的、つまり、交通渋滞の問題としては解消し得たとしても、排ガスの問題として解消し得ないということがないかどうかという点はあり得る問題ではないかというふうな意味合いで、ただいま申し上げたわけでございまして。

○松崎委員 ありがとうございます。その辺はしっかりと指針の中に、できれば各市であります条例も、大型店だけのために改正するということはおかしいかもしれないけれども、大きく大型店の問題も環境に影響を与え、それはもう承知されているわけでありますから、それぞれ市の問題とアセスだとか、そういった条例にも盛り込まれるような方向で御指導をいただけたらと思っております。

さて、第九条の一項の勧告、これは何度出たかと思うのですが、私もよくこれはのみ込めません。勧告がどんな力を持っているのか、これはもう何度出ているかと思いますが、私も大変疑問であります。

もっと強い力を持たなかったら、もっともこれは手続法ですから、確かに押しやるとおり、規制法ではありませんので難しいと思いますが、やはりもう少しこの勧告の効力というものを、たったの公表だけだということではあれば、お客様はいもので安く買えた方がいから、ほとんどそんなものは力にならぬ。ですから、この辺の勧告の持つ意味と力をもっと少し強烈にすべきではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○岩田政府委員 法律の立案のプロセスにおいて私も検討して、勧告及び公表ということで御提案を申し上げておるわけでございまして。今先生からは力を持たないという御指摘でございますが、小売業というものがまさに地域産業でございまして、そこにおきます地域の人の意見及びそれを踏まえた首長さんの御意見に従わ

いままでの出店というものの影響力、悪い意味の影響力というものが十分にあるのではないかと、いうふうに私も思っております。同時に、実はこの大店立地法と申しますのは、既存の規制が、先ほど申しますように、例えば交通渋滞とか騒音とか、もろもろの規制体系が存在をいたしておるわけであります。いわばその上に乗せたい大型店の出店について規制をかける、こういう性格を既存の法体系との関係では持っておると理解をいたしております。

したがって、その地域の生活環境の保持のために相当程度幅広い項目について、かつ地域の実情に応じてかなり柔軟な対応が行われることが、つまり、数値をもって一義的には決められない、大型店の出店の規模、態様も異なりますけれども、同時に、出店をする場所の周辺の環境が具体的にどうなっているのかということ、ある意味で千差万別であり得るということも想定いたしております。その意味では、幅を持ったことについて柔軟な対応ができるということが、この種の法律については必要であるというふうに考えておるわけでございまして。

御指摘のように、例えば大店法にもございまして、私ども、大店法に命令があつて、この法律に命令の規定を置かないことについてはそれなりに検討をさせていただいたわけでございまして、けれども、仮に命令というように措置を設けるといことは、御案内のことと存じますが、命令という規定を置くということは、同時に罰則の規定を置くことを意味いたします。そういう規定を求められたいことにはなるとも思います。刑事罰が科せられるような事象というものが、例えば北のところが南の方で全然内容が違ふというところは認められないということにならうかと存じます。

その意味において厳格な構成要件を求めざるを得ないということでございまして、私どももひとつ悩んだところでございまして、命令、罰則というふうな一連の体系を設けて、厳格な構成要件を

いまでも出店というものの影響力、悪い意味の影響力というものが十分にあるのではないかと、いうふうに私も思っております。同時に、実はこの大店立地法と申しますのは、既存の規制が、先ほど申しますように、例えば交通渋滞とか騒音とか、もろもろの規制体系が存在をいたしておるわけであります。いわばその上に乗せたい大型店の出店について規制をかける、こういう性格を既存の法体系との関係では持っておると理解をいたしております。

足利のように広く人材を求めていく。そうすると、活性力が出てくる。

ですから、ぜひひとつ、お役人さんの方に、役所にそれをお話ししてもなかなか難しいのですけれども、ただそれは、役所はバックに行つて、後ろに行つて、そういう自治体なり民間が動きやすいような仕組みをぜひつくっていただきたいと思ひます。

終わります。

○遠藤委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後三時四十一分開議

○斉藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。井上義久君。

○井上(義)委員 新党平和の井上義久でございます。

本日は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案につきまして、委員長の御配慮によりまして連合審査を開催をしていただきまして、心から感謝申し上げます。

中心市街地の空洞化問題につきましては、一つは、建設省を中心にして都市再開発の観点から、

それからもう一つは、通産省を中心にして商店街活性化の視点から、これまで種々の対策や振興施策がとられてきたわけでありすけれども、この中心市街地の空洞化、商店街の衰退に歯どめがかかっていない、事態は年を追うごとに深刻になっている、こういう状況だろう、こう思うわけでございます。

そこで、まず通産省にお伺いいたしますけれども、これまで中心市街地の商業、産業の活性化ということで、中小企業事業団による商店街の高度化事業でありますとか、あるいは中小商業活性化基金による中小商業活性化推進事業でありますとか、あるいは特定商業集積整備法による支援であ

りますとか、一貫してこの空洞化対策、商店街の活性化という観点から取り組んでこられたわけでありましても、先ほど申し上げましたように、この空洞化に歯どめがかかっていない。相当地な知恵も絞ってお金もかけてやってきたにもかかわらず、なぜ空洞化がとまらないのか、あるいは商店街が衰退していくのか。これまでの施策の総括といえますか、評価なしには、どんな法律をつくってもこれは効果がないのじゃないか、こんなふうに思うわけでございます。

そこで、私なりに、モータリゼーションの進展でありますとか、ライフスタイルの変化でありますとか、郊外への人口の移動でありますとか、あるいは都市機能の郊外への分散でありますとか、いろいろ理由はあったと思いますが、私も、私自身は、通産省の施策の中に中心市街地の町づくりという視点がどうも欠けていたのじゃないか、こんなふうに思うわけでございます。通産省のこれまでの施策の総括といえますか、評価、それからそれを踏まえて、この法律案について何がどう変わるのかということについて、まずお聞きしたいと思います。

○堀内国務大臣 委員の御指摘のように、従来も商店街の活性化のための対策というものは引き続き行ってきたわけでありまして、なかなかそれに歯どめがかかってこなかった。全国で一万九千商店街がございますが、その中で八五%が空き店舗を持っているということでありまして、一〇%以上の空き店舗を持っているところが三分の一というふうな状態でございます。

そういうものを考えてまいりますと、やはり今までの、総合的に力は注いでまいったのですが、大きな、先ほど委員のお話のように、モータリゼーションの問題とかあるいはライフスタイルの問題とか、いろいろ総合的な計画の中の対策というものが欠けていた面があるのかもしれない。それを総合的にひとつ取り組みながら、ここまで来た状態をしっかりと対策をして取り組んでまいらなければならないという決意のもとに、今度の

中心市街地対策というものができ上がったわけでございます。

委員の御指摘のように、中心市街地は長い歴史の中で本場に地域の文化だとか伝統というものをはぐくんできてまいったわけでありまして、それぞれ各種の機能を培ってまいりました町の顔であるといふことを考えますと、その空洞化というものは、いわばコミュニティの危機と言っても差し支えないような状態になってきているというふうに思っています。

そこで、中心市街地の活性化は、二十一世紀に向けて大事なこの中心市街地を子孫に引き継いでいく、そして豊かな町を創造していくため、市街地の整備改善というものをやってまいらなければならない。同時に、商業などの活性化の一体的な推進によって都市の再構築というものをやっていかなければならない。そして、地域経済の振興を図っていくというところに基本的な姿勢を持ったわけでございます。特に、商業などを中心としたしましたいろいろの機能の集積を図ることによって、効率的な経済活動や今までにない福祉の問題、医療の問題、コミュニティの問題などを含めた新規事業の誕生というものを容易にすることが、経済構造改革の推進にも役立つのではないかと、このように考えているわけでありまして、こういうような観点から、従来実施をしてまいりました、個々のお店とかあるいは商店街という方、とらえ方ではなくて、より広い、中心市街地というふうな面を対象にこれから取り組んでいくというところでございまして、今般の新法の特徴になっているのがそういう点でございます。具体的には、市町村にタウンマネジメントの機関を置いて中心市街地の商業地全体を一体としてとらえて、そして総合的に、また重点的な整備を図ることになっているわけでありまして、

この新法に基づきまして、特に地方公共団体、関係各省庁を初めとして、関係者の総力を挙げて今般は取り組みを行った上で、中心市街地の活性化が円滑に進められるように私自身もリーダーシップを図りながら、最大限の努力をして成果を上げてまいりたいと考えているところでございまして、

○井上(義)委員 同じ質問を建設大臣にお伺いしますけれども、これまで建設省は市街地再開発といわれる町づくりの観点からこの問題に取り組んできたのだと思えますけれども、ここに至ってこの法案を通産省と共管して出すという意味で、市街地再開発という面では空洞化を実際招いてしまったという面では大きな問題があったのじゃないか。これまでの施策についての評価、それとこの新しい法律によって何を目標そうとしておきか、この辺について建設大臣の所見を伺っておきたいと思います。

○瓦国務大臣 委員会を通じて、井上委員から、都市問題に對しまして大変造詣が深いというふうに思いますので、教わることも多いわけでございますが、きょうも実は、質疑と答弁というよりは、井上先生の御所見を伺うことができればと思っております。

私は、振り返って、町づくりというのは、商業のみならず、業務、居住、いわゆる都市機能でありますとか、また文化、福祉なども加えまして、公益施設の集積、再配置を図っていかねければならぬ、これを支える道路でありますとか駐車場等の基盤施設を計画的に整備することが重要だと思っております。

それで、戦後五十年ということをお話を言いますが、この間にどの都市も金太郎あめになりまして、何々銀座というのがずっと戦後の町づくりの中心であったわけでありまして、本当に自分の町の歴史や文化がどうであったのかということ、時間のたつ中で忘れてきたような感もするわけでありまして、もう今立ちどまって、これから新しい世紀に挑むわけでございますが、そうしたときに中心市街地を初め町はどうあるべきかということ、三省が中心になると言いがた、十一省庁が、地方の声を、地方の意思をうんと伸ばそう

ということでもありますので、こういう機会がなかった機会であると思ひまして、今回の法律に期待をいたしておるわけでありまして、

中央と地方といえますと、地方の自治権も認めたいけれども、地方の意思がどういふことに生かされるかというところが原点であらう、こういう中で、市街地整備の手法を、市町村の基本計画に基づきまして、商業振興等のことを私どもは手伝ってまいらなければならないと思いますが、一層集中的かつ総合的に中心市街地対策を講ずることが可能になると考えております。

若干余談になりますが、私も出張で大阪へ参りますと、大阪の八百八橋は大阪の旺盛な市民がつくった町である。そういうことになりまして、この大阪、近畿圏の町づくりというのは、果たして町民の力というものはあるのかというところを思ったりいたしております。それからかつての町づくりの精神を出したあのエネルギーというものをもう一度試す時代に今来ておる、こういうことを実感するわけでありまして、今私どもは力を合せて、地方自治の振興と商店街、中心市街地をどうするかということにお互いに全力を注いでいく大事なときだ、こういう認識に立っておる次第でございます。

○井上(義)委員 簡単に言いますと、これまで通産省、建設省それぞればらばらにやっていた、これを今回できるだけ連携をとってやりましようというか、我々の希望からいいますと、一つになつてやりましようということなのだろう、そういう意味で大変期待をしているわけでございます。

今もお話がありましたように、いわゆるこの市街地の面的な整備改善というこれまで建設省がやりになってきたこと、それから商業等の活性化、通産省がやられてきたこと、これを一体化して推進するということに今回の法律に対する我々の期待があるわけですね。

そういう意味からいいますと、各省庁、それ以

外の省庁も含めて、かなり予算も伴うような質の高い多様な施策をメニューとして出されているわけであります。それは市町村の要請に応じて効率的に組み合わされる、それを綿密な連携のもとに実行することによって、中心市街地の空洞化を阻止し、新しい都市型の社会を構築しよう、こういうことなんだらうと思うわけでありますけれども、一つは、今言いましたように、省庁の有機的な連携体制、これがこのことの一番重要なポイントだらうと思うわけであります。それから、個々の施策、省庁ごとに有出されておるわけですから、それが果たして有効であるのかどうかという不測の見直し、こういうことが一番ポイントになるらうか、こう思います。

そこで、市町村が基本計画を立てて、後ほどまたこれもお話ししますけれども、TMOなりあるいは中心市街地整備機構、こういうところを使つてそれを実行していくことになるのですけれども、市町村が基本計画をつくる、その中には各省庁のいろいろなメニューが含まれている。そうすると、ほとんどが補助事業ですから、市町村がそれを申請をしなければいけない。そうすると、例えば、メニューによって、申請が許可される、例えばタイムラグが生じたり、あるいは、事前協議という形で余り市町村が望まないようなことが各省庁の考え方によって押し込まれてきたり、あるいは申請手続が非常に面倒であったりというようなことなかで、なかなか実態としては進まないというようなことが非常に心配されるわけでございます。

そこで、最低限やはり市町村の受け口となるような、これは県もそうですけれども、国も窓口を一本化して、そこにメニューを出せば各省庁が連携をとって、きちんとタイムスケジュールも合わせて補助事業もきちんと実施されてくる、こういうふうな中央の体制が、窓口が一本化されて、市町村が非常にやる気が出てくる、こういう仕組みが最低限必要ではないか、こう思うのですが、その辺についてどのようにお考えになられているのか。

か。

○岩田政府委員 お答えを申し上げます。御指摘のとおり、市町村がつけます基本計画の中には、市町村の判断によりますけれども、複数の省庁に關係をする事業が盛り込まれているわけでございます。したがって、各省庁、關係の省庁も連携をして、総合的な支援を行うということがぜひとも必要なわけでございます。私も、政府内部に關係省庁連絡協議会を設ける方向で現在検討を進めておるところでございますが、特にこの協議会におきましては、通産省、我が国のほか、建設省、自治省の三省を幹事省として、各省庁の施策の実施に当たつての総合調整でありますとか、協議、情報交換を行うということを考えております。

とりわけ窓口の問題につきましては、この三省によりまして、一つは、情報の提供あるいは市町村などからの御相談というふうなものの段階のものを、さらに基本計画をおつくりになられた後、基本計画が国に對しても写しを送付をされてくるわけでございますけれども、こういったものの窓口になりまして、内容を見て、通産省、建設省、自治省に出して、どの窓口でも結構なわけでございますけれども、その窓口を通じてきたものについて、關係省庁に對して再送付と申しましようか、そういうようなことで、できる限り市町村の手続の負担の軽減を図るということをする。その上で、連絡協議会の場で具体的な施策の適用について、もちろん毎年毎年の予算の制約というものはあるわけでございますが、その中で具体的にどのようなかでお互いの各省の施策を組み合わせるやうなことをいけるのかというようなことを協議をする、こんなことを想定をいたしております。

さらに、都道府県レベルにおいても、お説のとおり關係省庁が複数にまたがるか想定されるわけでございますので、その意味で、地方のレベルにおいてもそうした關係省庁の連携あるいは支援の総合的な適用というふうな各各の点につきま

して連携がとられますよう、私どもとしても自治体に対してお願いをし、働きかけをしていきたい、このように考えておるわけでございます。

○井上(義)委員 これは連絡協議会が設置をされるということですが、常設の事務局みたいなものではないのかどうかというのが一つ。それから、今のお話で、連絡協議会でタイムスケジュールを出していただき、連絡協議会がタイムスケジュールも含めて調整しますというお話だったので、私も、メニューごとに市町村の担当者がそれぞれ、この担当課をとにかく毎年回らなければいけない、こういうようなことは最低限、こういうふううに理解していいですか。

○岩田政府委員 そのようなことを可能な限り避けるために、窓口の一元化を図り、調整の仕事をしたいと、窓口の一元化をうけてございます。

○井上(義)委員 窓口の一元化というのは、ではどこに出せばいいのですか。

○岩田政府委員 詳細につきましてはなおこれから建設省さんあるいは自治省さんと御相談をすべき点が残っておりますけれども、今、私どもの現段階におきましては、いずれの省にお出しをいたさましても、それを国に對する基本計画の写しの送付として受けとめまして、關係の省庁が施策の事業の内容を見ればわかりますので、その点について關係省庁に對してもその写しを送付して御連絡をする、情報を共有するということに對応したいと考えておるわけでございます。

○井上(義)委員 この窓口に出されても一元化してやりますよと。それでは、市町村はどの窓口に出せばいいのですか。これははっきり決めてもらいたいですね。

○岩田政府委員 その点につきましては、既にこれまでこの中心市街地活性化のための施策の検討をしてきました、それぞれの役所におきます取りまとめをしていられるような部署がございますので、最終的にはもう少し、今まだ確定しておるという状況ではございませんけれども、自然に考えまして、これまでこの施策を検討してきましたそれ

ぞれの省庁の窓口か、あるいは省の中で総括を担当してきた窓口がございますので、そういうものを明確に一般にお示しをすることによりまして、窓口をはっきりさせたいと考えます。

○井上(義)委員 大きな省庁三つあるのだと思うのですけれども、それぞれの省庁のどこでもいいです。市町村は困るのですよ、通産省に出していいの、建設省に出していいの、自治省に出していいの、だから、通産省に出さない、建設省のここに出さない、そうしたら、これはもう協議会ですよ、あるいはこの協議会に常設の事務局をつくる、そこが窓口ですよ、こういうふうにはつきりしてもらわなければ、これはできないですよ。大臣、ちょっとしつかりと答えしてください。

○堀内国務大臣 確かに委員のおっしゃるとおりでございますが、これを最終的には窓口を一本化いたしますが、取りまとめをするところがしっかりと担当しないと、三千からの市町村から出てくるものでありますので、そういう問題を、今のところはそれぞれの主体とするメニューに従つてそのメニューを所管する省庁に出してきて、それを連絡協議会において協議をするということになっておりますから、出てくること自体は、やはりそれぞれの特色あるメニューがございまして、駐車場の場合でしたら建設省ということになって、駐車場の場、それを取りまとめをして総括的に運営をできるようなものを考えていくようにしたい、御迷惑をかけることにはなるのではないかと、いうふうな危惧を持っておりますので、その点についてはよく關係省庁、大臣とも相談をしてまいりたいと考えております。

○井上(義)委員 どうも余りはつきりしないので、非常に危惧を持します。我々も、地方自治体、県に對しても、窓口一本化するやうなことでお願いをして、県は比較的そういう形で對応してくれていると思ひますけれども、省庁が、国の方が、今おっしゃったやうにそれぞれ特色のあるメニューだと。それで、これはやはりそれぞ

れメニューごとに回るのであるという話になるのですね。そうすると、さっき言ったように、採択される、タイムラグが出てくる。そうすると、それでは何のために一体化して整備をやるかと言っているのですか、こういう話になるのですね。そのところをもう少し明快に方向性を示してください。

○堀内国務大臣 先ほども答弁のときに申し上げましたように、私もリーダーシップをもって取り組みますと申し上げているのはその点のごときでございまして、まだ取りまとめはいたしておらず、私がしっかりとやってまいりたいと思っております。

○井上(義)委員 建設大臣、このことどうですか。

○瓦岡務大臣 委員御指摘のことがそれぞれの自治体にとりましては目下のところ一番痛みの心配事であろうと思うわけでありまして、三省がこれから十一省庁と連絡協議会をつくるわけでございますが、通産、建設、自治三省を中心として窓口を一元化して相談等を実施してまいり、このスキームはできたわけでございますが、過大な負担を地方自治体にかけてはいけませんので、今委員御指摘のことを踏まえまして、三省で鋭意検討して、どの方が親切か、マスタープランを町村がつくるわけですから、おのずから、恐らくこれは建設省だ、これは通産省だ、自治省にこういうことをお願いしなきゃならぬなというところは、担当はこれから勉強してもらわなきゃなりません。が、でき上がって来ると思うわけでございます。今委員御指摘のとおり、三省で窓口を親切にまとめ上げられるように、その機構をしっかりとつくるようなことは指示をしてまいりたいと思っております。

○井上(義)委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。町は一つですから、中心市街地は一つですから、そこに合わせて行政がとり行われるようにしませんが、これは行政に対する信頼がなくなりませんから。

本来であれば、そういうことを避けるためには、さまざまなメニューがあります、それを例えば地方交付税のような形で県に一括交付をする、そして県の主体性でそれぞれの市町村のメニューに合った仕事をする。地方分権というのは、本来そういう施策が一番、もし、それができないのだらう、やはりそこはいくべきなんですね。そう思うのですけれども、この辺については大臣どうですか。

○堀内国務大臣 委員の御意見をよく前向きにしっかりと受けとめまして、御期待にこたえられるように努力をしてまいりますので、時間はかしていただきます。

○井上(義)委員 それで、今回のスキームは市町村が基本計画をつくってインシアチブをとるということになるわけですが、その実行主体、これが市町村であり、それからTMOであり、中心市街地整備機構、この三つが事業主体になって市町村のインシアチブで事業を実行していく、こういう仕組みなんだろう、こう思うわけですが、これも今のところ関係するのですけれども、どうもTMOはソフト面かな、これは通産省の所管で、それから中心市街地整備機構、これはどちらかというとハード面で、これはどうも建設省の所管で、そうすると、現場の実行主体も、市町村、自治省、それからTMO、通産省、中心市街地整備機構、建設省というように分化された形にどうもなってしまうのではないかと。

これは、アメリカのダウンタウンマネジメントの推進主体であるDID、これを参考にこのTMOというのはいずれも考えられている、こういうふうに関連しているのですけれども、アメリカのDIDの場合、準政府機関として、商店街振興とともに都市基盤整備に大きな権限を有し、市街地活性化に大きな役割を果たしている、この三つが一体になったような形がDIDなんですね。

そういうことを考えると、どうもさっき言ったようなこれまでの三省庁の経緯からこういうスキームができたのかというふうな感じがする。

予想はするのですけれども、果たしてこれで本当にできるのかな、こういう形で、これがこれまでの空洞化に本当に歯どめをかけて、活力のあるような、そういう中心市街地ができるのかなということも考えると、極めて心配です。とりあえずこれをスタートするわけですから、逆に今度は、法律施行後、施策のメニューも含めて、実行主体も含めてやはり相当なフォローアップをしていかなければ、結局また、何十年もやっただけでも市街地の空洞化がとまらなかつたということになりかねない、こう思うのですけれども、これについてどうでしょうか。

○中村(利)政府委員 今回の対策は、町づくりと商業活性化というのが一体となって行われるというところでございまして、商業関係を商工会あるいは商工会議所、または第三セクターが母体となります。タウンマネジメント機関が実施をする、これは当然、市町村の指揮監督のもとに行うわけでございます。

まず、市町村が基本計画というのをつくるわけでございますが、その中で、TMO事業を実施すべき商業の集積の範囲とか基本的な事項を定めるということになっていくわけでございます。それを踏まえてTMOが、基本計画で指定された商店街等の活性化のための全体計画として、中小小売商業高度化事業構想、これを策定しまして、市町村の認定を受けて事業を実施するということになるわけでございます。さらに、その具体的な事業については、また国等の認定も受けるという形になっているわけでございます。

いずれにしても、この三者が一体となって機能しなければいけないということでございまして、これらはいずれも市町村と密接な連携のもとに事業を推進するというところでございまして、その過程で十分なフォローアップを図られるものと考えているわけでございます。

○井上(義)委員 これは本当はもうちょっと詰めたかたのわけですが、時間がありませんので。

大店法廃止との絡みで、建設大臣にはこれまで何回もお伺いしましたので、通産大臣のお考えをお伺いしたいのです。

いわゆる大店の郊外立地、これが市街地空洞化の一つの大きな要因になっているわけですが、今大店法が廃止になって、立地法と都市計画法というスキームで大型店に対応する新しい仕組みが今度できるわけですが、それで、このことに関連して、いわゆる農業地域とか白地の地域等へ、本法律で用意されている各省庁の多様な中心市街地活性化施策、予算措置も、郊外への商業集積が無差別に行われますと、その効果は台無しになってしまふわけでございます。郊外型商業集積も住民のニーズによって成立していることを考えますと、一方的にだめだ、こういうわけにはいかないわけでございます。バランスを考えながら的確な町づくりをしていく必要があると思うわけでございます。

これは最終的に都市計画の主体である市町村が判断すべきことだと思うのですけれども、これも都市計画法なり立地法でこれからその配置とすることを考えていかなければいけない、可能な限りこのスキームでやっていかなければいけない、こう思うのですけれども、今度新しいこの中心市街地の活性化という大変な予算を伴う法律をお出しに進んでいくと、せっかく出したこの法律、かけたお金もむだになってしまふ。このことについて、特にこの郊外立地ということについて通産大臣の所見を承って、終わりにしたいと思います。

○岩田政府委員 御指摘のとおり、中心市街地の活性化対策を進めるといってお立場に立たれたときに、郊外出店の問題が論点になるということは十分承知をいたしております。

この点につきまして、私も今回一連の法律、三本の法律、法的な措置について国会で御審議をお願いいたしておるわけですが、一方、中心市街地で活性化対策を講じられるとき

に、町全体としてのあり方ということの意味合いにおきまして、今回都市計画法の改正についてもお願いをいたしておるわけでございますけれども、その改正という事項も含めた土地利用規制と申しますか、ゾーニングの規制の手法によりまして、そういうものをむしろこれから町の全体のあり方の問題として議論をしていただき、その中における中心市街地のあり方、あるいはそれをどのような町の顔として育てていくかというようなことで、ゾーニング手法と中心市街地の施策のうまい組み合わせというように、もちろん最終的に言えば、これはともに市町村の御判断でございませうけれども、そういう市町村それぞれを提案を反映していただくという政策的枠組みをおるわけでございます。

○井上(義)委員 以上で終わります。

○斎藤委員長 次に、太田昭宏君。

○太田(昭)委員 新党平和の太田昭宏です。

まず、通産に一回だけお聞きします。

立地法で勧告、公表でいいのか。命令までやらないと、反対を押して安売りをしてみよう、逆に人気を博するというような情けない現実も私はあるかと思ひます。午前中の審議でも今までの審議でもこの点は何度も出てくることなんです、改めてこの辺についてちょっと詰めた方がいい、お聞きしたいと思ひます。

○岩田政府委員 御指摘のとおり、今回は大店立地法の中で勧告、公表という仕組みを御提案しているわけでございます。

これに当たりましては私もいろいろと検討をしたわけでございますが、まずは、小売業が地域密着産業であるという意味合いにおきまして、この勧告にしろ公表にしろ、地元の人たちの意見を踏まえ地元的首長さんから出た意見に対して、これに従わないということが、この小売業という業種と申しましうか、事業にとつてかなり問題を残すことであることは明らかでありますので、その意味において相当程度の実効性を持つ

ものではないかというふうに考えたわけでございます。

同時に、実は大店立地法におきましては、大店立地法そのものが交通渋滞とか騒音とか廃棄物とかというふうなまろもろの環境問題というものの対応をするということでございますが、このそれぞれの分野については、まろもろカバレッジは違ひますけれども、既存の法令があるわけでございませう。そういったまろもろの規制にある種上乗せ的に規制をかける、つまり地域の実情に即しながら規制をかけるということになっておるわけでございませう。

その意味におきましては、相当程度幅広い事項について、かつ出店の態様もさまざまでございませうし、その出店をする場所の周辺の事情というのでもさまざまであらうということ想定いたしましたのでございませう。そのケース、ケースによりまして相当柔軟な対応が可能になっていないと現実的な対応にはならない可能性がある。それを地域で御判断をいただくような仕組みを提示することが必要ではないか、このように考えたわけでございませう。

私も、現行の大店法がまさに命令という体系を持てていることももちろん十分承知をいたしておるわけでございまして、この提案に当たりまして、しからば大店法のように命令というふうな形をとることについてどうかということとは検討をしたわけでございませうが、命令ということになりますれば、当然罰則によって担保をするということが必要になる。命令、罰則という仕組みをとりますと、いずれにしても、刑事罰というふうなものに該当するということになりますと、地域に於いて刑事罰の対象になるものとならないものというふうな幅が余りにも大きくなつてはいけません。そうなりますと、地域によって柔軟な幅がとり得ないということになりますと、それなりの命令を発するときの要件というものは厳格なものにする必要がある。そのことは、ひいてはまろもろの議論をする対象事項について、あるいは選すべき対応策についてかなり地域における判断の幅の狭いものになりはしないか、このように考えまして、むしろ勧告、公表というところで相当程度の効果が期待できるのであれば、幅広い事項について地域に柔軟な対応ができるような仕組みを御提案する方がいいのではないかと、このことで今日に至つておるわけでございませう。

○太田(昭)委員 まさに今までの、大型店が出店をする、そこで問題になつてゐるのはかなりあるわけですね。非常にお行儀が悪いというか、姿勢が悪い。幾ら地元が言つても朝まで電気がこうこうとしていて対応がされない、中身もどうも違ふようだ、一つ一つのそういう事例があつて、そこでこのことが繰り返され繰り返す質問の中で出たりして心配をされてゐる。今のような御答弁で、私はその柔軟という言葉自体が、柔軟な対応の柔軟という言葉は、幅があつてということ、ある意味では抜け穴ができるようなことでもあります。これは非常に柔性的な、力強いという、強いという意味ならいいですよ。そこで何かの規制というものがされなければ現実には起き得るという可能性が余りにも多いから、多くの人が非常に心配をされている。

私は、ここは今おっしゃつたように、現行大店法が経済規制でありながら罰則が用意されてゐる、これを踏まえながらやる必要があると思ひます。そういう意味では、勧告、そして公表、それはそれでいいかもしれないけれども、私はそれに追加する、あるいは上乗せする、一つの提案です。二段階というふうなことがあり得ないのか。勧告、公表というところが一方では基本であつていい、あるいは行儀が悪い、そういうところには、これは明確に既存の法律では足りないところがありますから、そういう点では、命令、罰則と

いう二段階構えというふうな法体系は果たしてできないかという工夫をしてください。どうですか。

○岩田政府委員 先ほどからも御説明申し上げましたように、その点については私も検討をさせていただいたわけでございませうが、命令、罰則という体系をとりましたときの、やや扱いづらさとしてしましうか、そういう点を考えまして、大店法の場合には、調整項目が比較的数量化をできる項目によつて、閉店時刻がどうだ、面積がどうだというふうなことになるおる関係で、比較的、客観性と申しまじうか、わかりやすさとしてしましうか、あるわけでございませうが、にこい耐えられないとか、交通の、車の通りが激しいとかというものの、忍耐とでも申しまじうか、その限度というふうなものについてはなかなか数量化しにくい部分がございませう。

その意味において、大店法でついていた仕組みをそのまま申しまじうか、今の勧告、公表あるいは命令というふうな体系の部分のことでございませうけれども、そういうものを取り入れるというの、調整の対象の広さ、あるいは、今柔軟さについてはおしかりを受けたのかもしれませんが、地域の事情に応じた対応と申しまじうか、そういうことを達成するためにむしろこの方がよいのではないかと、このことで御提案をされているということでございます。

○太田(昭)委員 私は、もう一歩工夫をしたらどうですか、例えば二段階ということがあるのではないかと、例えなんでも。それを、検討しました、ありません、そこでガイドしているというのではなくて、一番そこをみんなが心配しているわけですから、少し勉強を、ここで知恵を出す、ゴールデンウィークもあることだし、しっかり知恵を出して、これはいつ採決になるかわからないけれども、それまでもう一歩、きょうは大勢の方たちが傍聴に来ていますよ。ここが一つの焦点ですよ。ゴールデンウィークによく考えて、もう一遍、一工夫、知恵を出すという工夫をしてくだ

さい。どうですか。

○岩田政府委員 おしかりを受けるかもしれませんが、ゴルデンウィークがございしますので、考えさせてはいただきます。知恵が出ますかどうかはわかりませんが、よく考えさせていただきます。

○太田(昭)委員 建設大臣がせっかく来られていらっしゃるのにお聞きをしますが、結局、国土をどう利用するかという全体系の問題が一つ大きな問題と思うのです。町づくりをその方向に大きく転じていく。

そうしますと、農水省の管轄というのがある、そして建設省の管轄がある、そこに一つの流通という側面で通産省が行く。これが、農水と建設とそして通産というものがばらばらで、どうもそこにすき間があるというところが、今回の非常に大きな問題であらうというふうに私は思っているわけですね。

そこで、都市計画法の第十八条二による基本方針、マスタープランというのがありますね。このマスタープランをつくっていく。そのマスタープランという以上、三千三百市町村で都市計画地域を持つているのが千九百八十七ですか、全部というわけじゃない。しかも十八条二というの、これは九二年改正ですか、そのときにやりまじょう、こう出た。ところが、聞きますと、このマスタープランが二百八十六しかできていない。

私は、国土をこうしまじょう、農水は農水でこういうふうになりますよ、それも同じ町づくりという方向に進まなさい、そして、そういう意味では、この都計法の十八条二という、このころのマスタープランをつくるかどうかということが非常に大事なんです。なぜ、都市計画区域、マスタープランができていないのか、お聞きしたいと思えます。

○本下政府委員 お答えします。

今先生からお話がございましたように、全国の三千三百近い市町村の中で、都市計画区域を引いておられますのが二千二十五ございまして、実際に

は、ことしの早々でございしますが、私の方で調べましたところ、策定済みは、おっしゃるように二百八十六でございしますが、ただ、仕込み中、いわば策定中が約八百四十五ございまして、これを合わせますと、半分を超える次第でございします。

ただ、策定中につきましても、いつできるかというめどをはっきり立てるわけではございしますが、今までのマスタープランがいささか策定がおくれておりましたのは、どうも、それぞれのアンケートの結果を見てまいりますと、もっと基本になる例えば県計画との関係とか、あるいは、平成八年でございしますか、決めるように言われておりました新しい十二の用途地域の作業等々ございしました。

ただ、それは、決して言いわけで申しておるわけではなくて、そういうものも含めながら新しいマスタープランをつくらうという意欲に燃えている市町村がかなり多いということが、この八百を上回る数字になってあらわれていると思えますから、私たちは、さらにこの関係の市町村に早急にマスタープランをつくるように支援をさせていただきたいと思っております。

それでは相当気合いを持って計画策定に今励んでおるといふことを、ことし早々のアンケート調査でも出ております。

○太田(昭)委員 支援をさせていただきたいという、これは間違いなく具体的に支援をするのです。ね、イエス、ノーで答えてください。

○本下政府委員 国がいろいろいたずらに手を出すことはよくないと思えますが、先生おっしゃられた趣旨で手をかすというのには私も同じだと思えますが、支援をさせていただきたいと思っております。

○太田(昭)委員 マスタープランの問題だけでは

ないのですけれども、県があるいは市町村か。ところが、町づくりというのは、私は愛知県の東三河というところの、豊橋からさらに入った新城市というところで生まれました。人口が昔も今も約三万です。豊橋市というところは大体三十万

ぐらいの新幹線もとまる都市です。今私は東京に住んでいます。東京で町づくりというものは、これまで独特の考え方になる。豊橋市というのは、例えば自分が市長だったらこういう町をつくりたいなというイメージはわきます。ところが、豊橋市に大勢の人が通っているというふうな、新城市という三万ぐらいの私の生まれたところで、独自でそこで町づくりを展開しよう、あるいはマスタープランだとしても、私は、むしろここは、豊橋ゾーンという東三河ゾーンといいますが、そういう意味で広がっているものの中の町づくり概念というものが非常に必要な気がしてならないわけですね。

そういうふうな、いわゆる地域地域の産業というふうな膨らみのあるマスタープランというふうなもの、今の日本の中に果たしてどういう形で展開されようとしているのか。建設省はそのあたりを、マスタープランと国土利用計画と、私の言った商圏といいますがゾーンといいますが、そういうものの関係性というもののについて、どういうふうに考えるか。

それは、一つの判断として最後の段階で市町村が決める、県が決めるということなんです。もう一つ私は、そのゾーンといいますが、そういうくくり方について研究がされているかどうかというところをお聞きしたいのですが、いかがですか。

○本下政府委員 先般策定されました新しい全総計画でもいろいろ国土全体のビジョンは出されておりますが、先生おっしゃられたように、私は大胆に申し上げると二つのタイプがあらうかと思えます。

一つは、かねてより言われております、首都圏とか京阪神のように大きな都市圏、これは都市そのものが行政区域的にも連携して一体的な都市圏をつくるというところだと思えます。先生のお話の出た豊橋等々につきましても、確かに市域的にはつながっていると思いますが、人の住まい方等を考えますと、コアになる市町村がございし

て、その周辺にある程度の規模は持っておりますが、いささか都市規模としては小さなものが点在するということでありまして、後者のケースの場合は、それぞれの核になる都市との関係は密接でございしますが、一つのゾーンという表現をお使いになりましたけれども、密接な関係は持ちつつも、圏域的には多少その間にすき間もある、空間もあるのじやなからうかと思えます。

ただ、これからの町づくりをしていく意味では、確かにマスタープランを各市町村につくらせようと思えますが、中身においては、今先生の御指摘のあったところ、十分我々も参考にさせていただきたいわけではございしますが、都市の規模によって、あるいは都市の連携している形態によって、いささかそのマスタープランに記述する中身も異なってくると思えます。そのあたりの差異を十分認識した上でマスタープランをつくるのが肝要ではなからうかと思えます。

○太田(昭)委員 あとわずかになってしまったので、急いでしゃべりますので、急いで答えてください。

田んぼに大規模店が出ます、これが非常に心配です、こう言います。この数値を明確に、イメージ化するために教えてください。

都市計画区域内の用途地域に千平米以上の大規模店が現在幾つあるか、市街化調整区域に幾つあるか、白地地域に幾つあるか、都市計画区域外に幾つあるか、これについて端的にお答えください。

○古田(憲)政府委員 お答え申し上げます。

手元の資料は先生御趣旨のとおり若干ずれられますけれども、御容赦いただきたいのでございします。平成八年一月から十二月までの、現行大法第三条に基づきます新規出店の届け出というベースで調査を行いましたところ、これは区域間の重複といえますが、またがっているのがございします。若千ダブリがございしますが、都市計画区域内における市街化区域が八五%でございします。以下、市街化調整区域が三%、白地地域が一%、

都市計画区域外が七%でございます。

このベースでの調査は、平成元年以降、三年、五年とございますけれども、おおむね今のようなバランスになっております。

○太田(昭)委員 日本用途地域の決め方、それから用途地域の中の内容、これが容積率が幾つもあったり、やはり欧米に比べて甘さがあるということはおそらく指摘されるわけですね。住宅と商店、オフィスと相互に排他的に扱っていないので、住居地域の一部のみ商店はだめだが、商業地域には住宅はよい、こういうような決め方になっているとか、用途地域自体の規制の甘さが私はあると思うのです。

ところが、今回の都市計画法の改正というのは、大店法が廃止されるという立場から見ますと、用途地域自体の規制の甘さというものについては手が入っていない。特別用途地区の弾力化ということでもまず第一段階に入っている。私は、大臣、これは第一段階だ、町づくりということではないならば本来もっと都市計画法の改正の中でいっぱいやりたいことがあるはずで、特に用途地域の甘さということについては、私は第二弾、第三弾と、都市計画法というものは、これから我々の立場からいうと二年時間があるわけですから、そういう間でも改正という方向にさまざまないろいろな考えでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○木下政府委員 先生のおっしゃられた、用途についての純化、これは一つのお考えだと私も十分傾聴させていただきますが、日本の状態を申し上げますと、かなり先に都市ができていたところないささかこの都市計画制度の純化の難しさがござ

います。
現在の考え方は、先般、八用途を十二用途、特に住宅系を中心として用途地域をふやしました。が、その補完として特別用途をやっております。十分御承知だと思っておりますが、今回のいわば都市計画法改正は、そういう意味では制度そのものの弾力化でありますけれども、そこによる規制というのは、特別用途地区によってより張りがある

きく、しかもそれが公共団体のいわば町づくりとしての姿勢が十分あらわしやうい手法ではなからうか、こう思っております。

○太田(昭)委員 具体的には、昨今の特徴として、工場が移転をします、その跡地に、まさにこれは工業地域、準工業地域なんですから、その工場が移転した跡地のところに大型店が進出するということとは、都市計画法上から考えますと、工業地域と商業地域が非常に思想的には混乱するという形で町づくりが展開されると思いが、いかがですか。これをどう防ぐかという観点でお答えください。

○木下政府委員 確かに都市は大変ダイナミックに動いておりますから、先生おっしゃられたようなことで、用途が経済的な変動の中で直ちに対応する形がいいかどうかということもございまして、ただ、おっしゃられたように、用途地域にしても特別用途にしても、これは固定化しているわけでもないでございまして、今の状態で、私たちは新しい都市のあり方というものを議論しておりますから、ここでもしっかりと方向づけをしたならば、その方向づけに沿った形で、各公共団体ができるだけきめ細かく、工業地域にしてもそうございまして、色塗りのようなものを、特別用途地区の補完制度も含めてございまして、実施していかねばならないと思っております。状況において、御指摘のあったような事例をベースにして直ちに色塗りをいうのは、これは公共団体がいろいろ対応策としてお考えになることだと思っておりますが、手法として、もう少し時間をいただいて検討させていただきたいと思っております。

○太田(昭)委員 終わります。
○岸田委員長代理 次に、中野清君。

○中野(清)委員 平和・改革の中野清でございます。中心市街地活性化法案と、これに関する二法案について質問します。
第一に、私は過日、本会議におきまして、これ

ら三法案につきまして総理及び通産、建設大臣に質問させていただきますが、その中で、今日までの、都市政策の理念の欠如によりまして、本来市民の生活や交流の拠点であった中心商店街の衰退を招いたことが中心市街地空洞化の大きな原因であり、商店街を地域商業の共有財産と考え、その持続性を図っていく、コミュニティの復活、商店街の再生こそが今後の中心市街地活性化の有力な手段であるという認識が、総理初め通産、建設、両大臣の共通の認識と理解していかどうか、まず両大臣に確認したいと思っております。簡単に、一言で結構でございますから、お願いします。

○互國務大臣 中野委員の御指摘のように、これから町づくりにつきましても、バランスのとれた中心市街地、そしてそこに人が住み、また交流をする、そういう中で商店街の活性化を実現していく、こういう中でとらえておるわけでございます。そして、地域の自主的な意見を、考え方を大いに尊重してまいります、この方針でございますので、委員の御指摘と方向は同じでございます。

○堀内国務大臣 委員の御指摘のとおり、地域の商店街というのは、まず第一に地域密着型でありまして、密着性を生かしながら消費者ニーズに対応してきめ細かなサービスを行っていくという役割を果たしております。また二番目としては、地域文化の保存だとか伝承だとか、こういうものを通じて、町の顔の担い手と申しますか、そういう役割をまた果たしております。三番目には、特にこれは高齢化社会に向かいます、高齢者などの交通弱者、こういう方々にとっては貴重な身近な購買機会を提供する役割というものを果たしていただいているわけでありまして、こういう意味合いで地域社会にとって大変重要な役割を担っております。ただいっているのが商店街であると思っております。

今回の一連の法律では、各地方自治体において検討される地域の町づくりの計画に基づいた中心市街地の商店街の構造改革の努力、こういうものを支援をしていきたいということ、大型店の意

正立地と周辺の生活環境を保持する、こういうもの一つ一つの目的、こういう二つの制度を整備を行ってまいりたいということを考えているわけでありまして、こういうものを通じて、中心市街地の商店街が一体となって地域のニーズにこたえられる、質の高い購買機会を提供できるようにしたいということを考えているところでございます。

○中野(清)委員 私は、大店法廃止後のスキームについて特に中小小売業者の立場で質問してきまして、たけれども、いたずらに既存の大型店の立場や中小小売業者の既得権のみの保護を主張して言うわけじゃありません。効率のよい、活力のある新しい力やシステムを抑圧することを考えているのではございませんから、そういう意味では競争をすべて否定しているわけじゃないわけでありまして、しかし、弱肉強食の世界をこのままでは認めていられない、そういう点から考えますと、もう一つの方向が出てくるはずであります。不当な競争による投下資本のむだ遣いは国にとっても問題のほうであります、その意味で、今までのような力の論理による郊外への無計画な大型店の出店というものは、新たな視点から考え直す必要があると思っております。

そう考えますと、かつて三回にわたります大店法の緩和、これは皆さんの主張に反しまして、大型店の中心部からの撤退、郊外進出と中心市街地の衰退を招いた、そういう反省がありますから、第一に、大型店適正立地のあり方、第二は、中心市街地における地域の中小小売店や商店街の大型店との共生について、もっと前面に出して、強調する必要があると思っております。この点をまずお伺いしておきます。簡単にひとつお願いします。

○堀内国務大臣 委員の御指摘のとおり、今までの大規模店の郊外への進出というものが非常に商店街その他の空洞化を招いたということが確かに言える面もあると思っております。また、それは一つの生活スタイルの変化だとか、あるいはモータリゼーションの問題だとか、いろいろな環境の変化

があつたという事は確かでありませうけれども、そういう形において中心市街地のようなものが衰亡してきたという事は、確かに否めない事実だといふふうに思います。

そういう意味で、今度の中心市街地の商業の活性化のためには、消費者の多様なニーズにこたえるという観点から、多様な規模とか業種とか業態の店舗、こういうものをひとつ大いに大事にしながら、コミュニティ施設などの計画的な配置をしたり、新しい意味での商店街の整備を図っていくようなことが重要であるといふふうに考えております。御指摘のように、専門性の高い中小小売店と大型店というものが共生することができるような集積を形成することが必要であるといふふうに思っております。両面の商業集積を全体として魅力を高めていくようにして、集客力の向上を図ることが有意義だといふふうに思っております。

そういうために、市町村などが地元におけるコンセンサスを獲得して作成をする基本計画に基づいて行われる中核店舗の誘致などの、大型店を含むものであります。そういう問題と、商店街の面的な整備について補助を行ったり、無利子融資を行ったり、税制の優遇措置を行ったりしながら、積極的な支援策を講じて共生を図れるような対策を取り組んでいきたいといふふうに考えているところでございます。

○中野(清)委員 今、大分御答弁いただきましたが、私が今聞こうとするのも大分お答えいただきました。

ですから、もう一回伺いますと、第一に、中心市街地活性化として都市整備と商業機能の活性化を中心の事業として、国は補助、税制、融資など、そういう意味ではサポート的な役割をさらに徹してやるべきだと思いますが、伺いたしたいと思います。

それから、今、多少大臣も触れていただきましたけれども、現状で、この大型店の問題をこのままでのいいだけでは、私は本当の意味での解

決がないと思っております。そのためには、中心市街地に大型店が出店して一緒に共生できるような何らかのインセンティブが私は必要ではないだろうか。例えば道路とか区画整理とか駐車場とか人材育成とか税制とか、いろいろ付与する努力を私は国がすべきだと思っております。その結果として、出店することが経済的に合うとわかれれば、大型店は必ず自分の利益のために出店するわけですから、この点をお伺いしたい。

それから、三丁目としましては、今まで市役所までも郊外へ行ってしまった、そういうような状況の中で、町がにぎわい、中心部を魅力的にするには、公共施設や文化交流施設、そういうものを積極的に誘導する必要があると考えておりますけれども、国はどう考えていらっしゃるか、この三点について簡単にお願いをいたしたいと思っております。

○古田(憲)政府委員 御質問のうち、特に大型店と中小店の中心市街地における共生、こういうものを可能にするためのインセンティブがどんなものがあり得るかという点について、まずお答え申し上げたいと思っております。

もちろん、この中心市街地活性化法は市町村のインフラ整備を尊重するわけでございますので、市町村の基本計画にのっとってさまざまな面的な支援をしていくということであるわけでございますが、この考え方の基本は、個々の商店街、いわば点あるいは線に着目した対策から、中心市街地の商業地全体を一体としてとらえる面的なアプローチへの転換でございますので、そういうした全体の中で多様な店舗や施設の計画的な配置、整備を促すということが理想とされておるわけでございます。したがって、そういう中に当然大型店と中小店との共生という考え方も十分含み得るわけでございます。

具体的な支援策といたしましては、タウンマネジメント機関が計画をつくりまして、それに基づいて行われます。大型店であれ中小店であれ、テナントの誘致にかかわる事業、あるいは共同店舗

の設置にかかわる事業等々の施設整備事業につきまして、補助でありますとか、無利子融資でありますとか、税制措置でありますとか、積極的な支援策を講ずることとしておるわけでございます。

また、地域の商業振興の核となるような大型店を地元のコンセンサスに基づきまして誘致をするような場合におきましては、その商業基盤施設の整備等に対しまして、例えば地域公園からの出資でありますとか、その他補助、無利子融資、税制措置等による支援を行うこととしておるわけでございます。

○木下政府委員 今の通産省のお答えに若干補足させていただきますが、恐らく先生がおっしゃられたのは、町々によって大型店舗と中小店舗とが共存するときに、例えば基盤整備、これは道路でありましようし、公園でありましようし、それから全体的な、やはり土地が非常に入り乱れておりますので、そういうところの権利関係も整理するような面的整備、具体的には土地区画整理あるいは再開発が有効であろうという御趣旨だと思えます。私たちもぜひ今回の中心市街地についてはそれをやりたいと思っておりますし、それらの事業については補助制度も含めて拡充してまいりたい、こう考えております。

○中野(清)委員 この間、私は、砂町銀座と門前仲町と亀戸を同志の皆さんで見してきました。そうしましたら、後継者難とかいろいろ問題がありました。しかし、その中で、商店街の皆さんが、我々の先人は偉かった、大型店の反対運動のときに実は大型店を誘致して今日があるのだ、しかし価格競争を一生懸命やっていますよ、こう言ったときに、私は非常に感銘を受けました。今私が申し上げたことは、その商業者の心の拠点をぜひ国でもってよくつかんでいただきたい。お願いをしたいと思っております。

続きまして、これからちょっと大事なお話ですけれども、中心市街地活性化について、市町村におけるマスタープランでの中心市街地の急激な不振防止をする措置としての商業集積のあるべき

案、これについてお伺いしたいと思うのです。

まず第一に、大と中の対立という古い概念だけで流通を見るのでなしに、大型店と地域の中小商店の調整について、国の考え方を整理する必要があります。あるといふことが第一点であります。

全体のバランスといたしまして、産業配置とか商業配置をどう考えるべきか。特に地方自治体がマスタープランとか、もう少し具体的な形で用途規制を推進する中で、我が国の商業集積を現在見ますと、我が国ではこの程度でいい、こうすべきだといふ地方自治体としてのポリシーを持つことは、私は、グローバルスタンダードとしての、大型店に開発規制を課すところの欧米諸国の姿勢と同じじゃないかと考えますが、この点、どうだろうかというところをお伺いしたい。

特に、客観性を持たせた計画技術や社会的なコンセンサスを得ながら、都市ごとに厳しいゾーニングによる、商業だけでなく、他の工業、福祉を考慮に入れた土地利用計画制度を根本的に検討すべきじゃないか。お伺いしたいと思うのです。また、市町村の都市計画、基本計画におきましても、この土地利用計画についてはどのように対応するか、御説明を願いたい。これはすべて、先ほどの特別用途地域、それからまた大型店の適正立地、いろいろな問題との関係がござりますので、よろしくお伺いいたします。

○木下政府委員 先生がおっしゃられました、各市町村それぞれ町づくりのポリシーを持つべきではなからうか、まさにおっしゃるとおりでございます。

ただ、いささか、各公共団体の現在までの状況なり問題意識を考えますと、先ほども御質問の中にありました、マスタープランの策定済みというものがまだ数としては決して多くございませんが、私は、こういう現在の状況を勘案しますと、これから相当急激にそういう策定をされる市町村が増えてくる、またふえてくるように環境づくりをすべきであると思っております。お話のございました点は、正直申し上げて、大

変難しいお話だと思ひます。といひますのは、例へば、人口、産業それぞれにおきましての、将来を見越してございませうけれども、ある程度のボリュームをしっかりと見定めざるべきではなからうかという御指摘でございます。

そういうものがなければ、やはり町の、市の将来像というのは出てこない。まさにそうでございます。そういう数量的なものに裏打ちされた計画づくりというのをこれから各公共団体に、目標としてはかなり高い目標であらうと思ひますが、我々もいろいろサジェスチョンをしてまいりたいと思つております。計画としてはそういうものをベースにした策定をすることは、おっしゃるとおりではなからうかと思つております。

○中野(連)委員 長期的な課題として、中心市街地活性化と大型店との共生というのは、インセンティブだけではなくて、都市計画のもとで強力な土地利用規制をつくって推進すべきだと私は考へてゐるのです。もしなければできないと思つてゐます。

具体的に商業について言へば、大店法のように直接店舗面積を規制するのではなく、都市における必要な商業床面積のあるべき姿というものを検討して、強力なゾーニングで即地的に配分できないか。結果として、中長期的には総量規制的な考えを導入した強力な土地利用規制手法が必要ではないか。これは今すぐやれといつてもなかなかできないと思ひますけれども、都市計画の上でこれから建設省がこの問題をやるには避けることができない、将来あるべき姿と考へますけれども、お伺ひしたいと思ひます。

○木下政府委員 先ほどお話ししましたように、都市の全体がよりの確に見通せる状況であれば、今おっしゃられましたようなことも含めてありますが、私たちとしても、ぜひ手法論としてそういう先生の御提案を取り入れる方向でいきたいと思つております。

状況から申し上げますと、これは専門的なことで、先生に逆にお教へいただきたいわけでございます。

ますが、例えば業種、業態がかなり多様化しておりますが、消費者ニーズも変わつてきておりますので、そういうものを単なるボリューム感だけでなく、なかなか把握しにくいところ、分析しにくいところもあるかと思つております。しかし、私どももやはりいい町をつくるためには、先ほどおっしゃった中小なりあるいは大型店舗、それぞれのよさというものをどうミックスしていくかという中では、今お話しされましたような数量等の把握も今後真摯に検討させていただきたい、こう思つております。

○中野(清)委員 今のことですけれども、マスタープランを活用するにしても、それからさっきも言いました特別用途地区の弾力化運用にしましても、今の全体的な発想がなければだめだということについては、ぜひ御理解願ひたい。

実はアメリカで中心市街地の衰退、ダウンタウンの壊滅的な現状があつたわけですが、これも、これがよくなつた。それについて、現実問題として需給の問題というものはやはりあつたと思ふのです。アメリカが実際にそういうことをやつてゐるのに、日本はなぜ需給の問題の議論をしてはいいけないのか。そろそろそういう議論があつていいのではないだらうかということでもつてお伺ひをしたいと思ふのです。

特に、通産省がこの問題については非常に問題があると。例へば、今度の立地法の中でも十三条の中に「地域的な需給状況を勘案することなく」というのをあえて入れました。だから、今回の法制について言つて、需給問題はタブーなんだという中でございませうか、私は、国際的な整合性といひましようか、その範囲内においてこの議論はすべきだらう。

それからまた、例へば今まで大型店の場合に、五百平米の中で四百九十九という問題があつたのは御承知のとおりです。しかし、そういうふうな話でなしに、もっと総量規制的な考へ方も置かなければいけないのだらう。そういう点を考へますけれども、これについては、どうか通産大臣と建

設大臣の御所見をお伺ひしたいと思ふのです。

○岩田政府委員 お答えを申し上げます。今回の政策転換につきましては、いろいろな切り口からの転換といふことで御説明ができると思ひますが、私どもは、一つの転換点は、政策の視点が産業サイドから住民の側に視点を移しているといふことであると思ひます。まさに、この中心市街地対策というものは、その住民、あるいは買ひ物という点からいへば消費者にとつてどうかといふことでございませう。

実は、今アメリカの例をお引きでございますので、私もその理解するところを申し上げれば、まさにアメリカにおいて行われてゐるゾーニングの手法と申しますのは、まず町はいかにあるべきやといふ議論があつて、その上で、その町の機能にとつて不可欠な、その中で小売業といふものが議論をされておるといふことでございませう。そのこの議論の発展は、業者を保護するしないの問題ではなくて、まさに町の中にある小売業の機能といふものをどう育成するかといふ観点にあるわけでございます。その意味では、いきなり需給問題といひましようか、そういうことを議論するといふことではなくて、町のありようといふものが議論される。まさに都市計画的と申しますか、ゾーニングの考へ方とアプローチによつておる、こういうものではないかと思つておるわけでございます。

今御提案申し上げております一連の法律改正と申しますか法律の制定、新法を含めてございませうが、私どももそうした考へ方に沿つた政策の展開をしていきたい、このように考へておるといふことでございませう。

○互国務大臣 せっかく委員の御質問の中で、私は、マスタープラン、都市をつくつていくために基本的にしとした計画を立てておかなければならぬといふことは全くそのとおりでございます。まして申し上げれば、町づくりには私権に対して調整を要するような力も働くわけでございますから、地域のコンセンサスを十分に得る、

そういった手法も極めて重要だと思つております。

主體的に地方自治体が地方の方々の意思としてマスタープランをしっかりとつくり上げる、あるいは専門家の知識も要するであらうし、そういう主導的に動くということが今回欠くことのできないことでございまして、この考へ方、都市政策のあり方は、これからは進めていく上におきまして極めて重要だと考へて、まさに委員御指摘のとおり考へ方を持つものでございませう。

○中野(連)委員 これを最後にします。今日の現状は、御承知のとおり大型店の相互の生存競争なんですよ。寡占化の進行の中でそれぞれが相手を倒すための、ある意味では恐竜の世界の論理だと私は言つておるのですけれども、そういうものがあります。

先ほど来、太田委員の質問に對しまして、どちらかといふと良識を考へた対策だと、通産省の考へ方については私は思つておりますけれども、生き残るためには何でもやるという世界もあるのだといふことを十分御理解いただいて、慎重に、しかもそういうことを現実を踏まえてやつていただきたいことを要望いたして、私の質問を終わります。

○遠藤委員長 次に、西川太一郎君。○西川(太)委員 私は自由党の西川太一郎でございます。限られた時間でございますので、早速質問に入らせていただきます。

このたびこの法律案をセットで用意をされて、従前、大店と小売店というカードだけで処理しようとしていた、それに新たな町づくりという、またはもっと大きな視点を組み込んで巨視的に物を見ていこうという姿勢は、大いに評価ができるというふうに個人的に思つております。

大げさに言へば、この問題は東西冷戦の終焉という大きな問題にまで波及するといふふうに個人的には考へております。東側の二十億人を超える人たちが西側のマーケットに入つてきた。その結

果、価格破壊の現象も起こり、またいろいろな問題が起こって、長引く不況の中でのいろいろな、町の連綿が壊れたり無秩序な商業競争が行われたりということがはびこりおぼろしくなってきた。

昨年の夏、商工委員会海外の中心市街地のあり方を視察する機会に私も恵まれて、回ってまいりました。十五日間かけて、アメリカ、ヨーロッパ、非常に強行でございました。

しかし、そういうところを見て感じたことは、例えばアメリカのピッツバーグというペンシルベニア州のかつて一番公害がひどいと言われた鉄鋼の町が、カーネギー・メロン大学を中心にハイテクの町に生まれ変わって、そして中心市街地の活性化が非常に進んでいるというのを目の当たりにしてまいりました。一例であります。また欧州では、アルト・ハイデルベルグでおなじみのハイデルベルグの町が、いわゆる大学の町ではなくてハイテクの町に変わって、中心市街地の活性化が精力的に進められているのを見てまいりました。

つまり、何を言いたいのかというと、単に大店と商店街というカードだけではもう処理できない、もっと大きな、例えば新規産業を起こして、それをその地区の地場産業にして、そして既成市街地と郊外をどうバランスをとっていくか、既成市街地を育て、郊外の成長をどう管理していくか、抑制していくか、こういう問題も目の当たりにしてまいりました。そういう中で、この法律案を見てみますと、私は、大変難しい、しかし今やらなければならぬ、こういうことを感じるわけであり

ます。そこで、質問はかなり具体的にいたしますので、だれに伺うかは、私の方の希望は特に申しません。大臣がお答えいただけるなら大臣にぜひお願いしたいし、政府の方なら政府の方で結構であります。

まず、第一問目でありますけれども、私は東京の二十三区の選出であります。今度の中心市街地活性化法の対象に、二年後からはおかげさまで自治法の一部改正によって基礎的自治体

区はなるわけでありませうけれども、それまでの間二十三区はこの対象になるのかどうか。これは今後の二十三区の基礎的自治体になるための産業政策としても大事でございますから、まず伺いたいと思ひます。

○堀内閣僚大臣 お答え申し上げます。

今般の中心市街地活性化法案は、空洞化の危機にありまします市街地を有する、先生御指摘の二十三区を含む市区町村を広く対象としたところでございます。

具体的には、小売商業者及び都市の機能が集積を起している地域であつて、空洞化が生じている、または生ずるおそれがある地域であつて、そして、施策を講ずることによって、周辺地域も含めて地域全体の発展に寄与する地域であるという条件を満たす中心市街地を示しております。こういう地域を持つております場合には当然二十三区についても対象となりまして、区が中心となつて計画を作成をしていただくということになってまいります。

○西川(公)委員 そうなりますと、この二十三区内の市街地というのは、建物が連綿していてかなり広い地域になるわけでありませうけれども、こういう広大なエリアをどういうふうな区域を設定していくのか、これはちょっと具体的なことで、商務流通審議官、お願いします。

○岩田政府委員 中心市街地の定義についてはただいま大臣から御答弁申し上げたとおりですが、そうした前提のもとで中心市街地の区域の設定という問題になりますと、連綿状況ということだけで決まるものではなくて、小売商業者の集積状況でございますとか、各種の都市機能の集積というところから、それぞれの区、特別区の中心としての役割を果たしている区域であるかどうかというところで判断されることになってまいります。その判断は基本的にはその区域設定を行う自治体の自主的な判断が尊重される、私どもはこのように考えておるわけでございます。

○西川(公)委員 時間の関係で次に移りたいと思

います。

最近、私の中心的な出身地、荒川区というところでございませう。荒川区方式というのがつい数日前も民主党の渡辺委員の質問の中で出されました。それはそれでいいのですけれども、ずっと見ておきますと、廃棄した工場とかそんなに需要のない駐車場とか、そういうところに、大型店舗がすき間に入つて入り込んでくるのです。

これは私は、整備改善を中心市街地が行つていく場合、土地だとか空きビルなどの不動産の流動化を上手に図らないと、ほったらかしにしておくと、無秩序に、そうした大規模店舗がそういうところに入つて入り込んでくる。このところが問題ではないかな、こう思つておるのでもございますけれども、建設省の御見解を伺いたいと思ひます。

○木下政府委員 けさほどのいろいろな議論の中でも、都心部における問題の中に、例えば人口の高齢化もございませうが、今先生おっしゃられました不整形地あるいは低・未利用地が大変発生しているということが一つの大きな課題であるという御指摘をいただいております。

そういう意味では、私も、今回の施策の中には街なか再生区画整理事業とか再開発事業の補助制度を充実させていただきまして、その中で、いわば今先生おっしゃられた土地の集約化あるいは権利移動の円滑化ということを図っておりますが、ぜひこの方策を御理解いただけて取り入れていただければと思つております。

○西川(公)委員 非常に大事な点だというふうに思ひます。

そこで、次に、農水省の方お見えになつておると思ひますが、中心市街地の商店街がシャッター通り化してしまつておる理由には、八百屋さんとか魚屋さん、肉屋さん、お米屋さん、そういう小売店、特に食品のお店が廃業に追い込まれておるという事実があると思ひます。

こういうお店というのは、かつて私どもがマー

ケティングとかマーチャライジングとかという勉強をしたときに、最寄り品とか買い回り品とか専門品とかと分けて、身近な商店街というのは、最寄り品とか、せいぜい買い回り品を買いに行くところだ、こういうふうな何十年か前には勉強したのですよ。しかし、今だんだん変わつてきま

した。しかし、決定的なことは、こういう最寄り品を売る、特に食品を売るお店が中心市街地の商店街から姿を消してしまつておるのです。これは私は、大変にぎわいをそぐという意味では、これに對して力を入れなければいけないと思ひますが、農水省はどういう対策を今度の法律で講じようとしておるのか、伺いたいと思ひます。

○本田政府委員 先生御指摘のとおり、青果店、鮮魚店など地域に密着した食品小売店は、消費者の最も近くに位置して日々の食生活を支えるという役割を担つておるわけでございます。これと同時に、八百屋さん、魚屋さんが活力のある商店街が活気がある。まさに、商店街のにぎわいの重要な要素でもございませう。

しかしながら、近年は、後継者難でございませうとか大型店との競争の激化などによりまして、食品専門小売店を取り巻く経営情勢は大変厳しさを増してございませう。青果店、鮮魚店につきましては、平成九年の商業統計によりますと、平成六年に比べて約一三％の数が減少して、こういう状況にございませう。

こうした中にありまして、地域における中小の食品小売業につきましては、地域密着型商業としての、まさに対面販売としての利点を発揮する。それから、青果、鮮魚など食品小売業間の交流、連携によりまして全体で活性化を図つていく。さらに、鮮度、品質、価格、サービスの面で大型店に負けない競争力の強化を図つていく、こういうことが重要であるというふうに考えております。

このために、私どもといたしましては、中小食品小売業の活性化を推進するために、後継者の育

成でございますとか経営の近代化、それから情報機器を活用いたしました共同受注宅配方式、これは電子御用聞き事業と申しておりますけれども、こういった事業の実験事業を行うなど、ソフト、ハード面での施策を実施していただくところでございます。特に今回の中心市街地におきましては、町づくりと一体となりました食品小売店の集積を推進するための中心市街地食品流通円滑化事業を通じて、地域消費者の利便確保に資しますと同時に、食品小売店の経営改善を図っていきたくと考えておるところでございます。

○西川(太)委員 こういう人たちは、非常に大事な機能を果たしているわけですから、ぜひ応援をしっかりとやってあげていただきたいというふうにお願いをいたしておきたいと思っております。

実は、先ほど申しましたとおり、商工委員会では欧米を視察した際に、遠藤建設委員長も御一緒にございましたけれども、どこでも感じたことは、交通の便が、アクセスが非常にいいのです。

運輸省の方に伺いたいと思うのですけれども、中心市街地に、東京でいえば都電のようなもの、それからシャトルバスのようなもの、こういうものがどんどん入り込んできている。もしくは、郊外型の大型店舗が駐車場を売り物にする、それに対抗して中心市街地の地下に、ハイデルベルクなんか、よくあんな地下の駐車場をつくったと思うけれども、非常にたくさんさんの収容能力のある駐車場が用意されている。

こういうことを一体どこかでやっていないかと思つて、私、調べてみたら、吉祥寺とか武蔵野市でムーバスとか、要するにそういう名前がシャトルバスを用意しているんですね。これはアメリカでもデンバーなんかにもありますし、いろいろなところにあります。こういう仕組みを工夫したらどうなのかな。

私のところは、東京でたった一つ電が残っているところなんです。ところが、これは調べてみると、速度がどれくらいで走らなきゃいかぬとか、それから、乗り入れるには人ができるだけ線

路に近寄れないような規制があったり、いろいろしているわけですね。これは何かいい方法がないのかな。

こういう面では、運輸省の働き場所というのは今の法律で極めて大きいと思うのですが、ぜひひとつお考えをお聞かせいただきたいと思つてます。

○土井政府委員 お答え申し上げます。ただいま先生が欧州の例なども挙げられました、また日本で申しますと吉祥寺の例も挙げられました。

私も運輸省といたしまして、この中心市街地の活性化のために、その市街地を利用される方、商業の施設を利用する、あるいは遊びの施設を利用される方がいけば使いやすいような良質な交通体系の構築というのには、非常に大事なことでないかというふうに思っております。

運輸省の関係では、鉄道とかバスなどの公共交通機関の利用者の利便の増進というのには、特に私どもとしては大事なことでありたいと思っております。

バスでございますが、ただいま先生も挙げられました、こういったムーバス、あるいはコミュニティバスというのもこういう市街地で小回りがきいて大変便利なものでございますので、このようなバスにつきまして、私どもとして、この中心市街地活性化のために、この法案の中で道路運送法上の特例措置を設けて、そういうバスが設定しやすいようにするというのを考えてございます。

また、その他、こういったバスに対する一定の補助であるとか、あるいは開通費などの支援措置も考えてまいりたいということでございます。

また、路面電車の例もお挙げになったわけですが、いよいよLRTと申しますか、使いやすい路面電車あるいは近代的な路面電車につきましても、一層利便的なものができるように必要な検討を行つておまして、これらに必要な予算措置あるいは開通費等も活用して、一生懸命市街地の便利さの向上のために施策を講じてまいりたいと思つてます。

○西川(太)委員 ぜひお願いをしたいと思つてます。

ライトレールランジットというシステムは、欧米で非常に普及している。これはまあするわけじゃありませんけれども、もっと簡単にそういうものが導入できるような規制の緩和は必要だと思つてますし、またシャトルバスも、電気自動車を持来普及できるように、環境面の配慮をする自治体には特別に路線の許可のボーナスを与えるとか、何かそういう工夫も今後進めていただきたい。これは要望でございます。申し上げておきたいと思つてます。

ところで、さっき大きなことを言いましたけれども、結局は中心市街地と郊外との、具体的にはV S状態になるわけでございます。

そこで通産省に伺うわけでありまして、これは中心市街地の商店街の、郊外のいわゆる大型ショッピングセンターに比べてすぐれている点、劣っている点、これは非常に大事なことです。

劣っている点、これは非常に大事なことです。それをどういうふうに通産省は見ておられるか。今までこういうことは通産省は余り得意じゃなかったのです。

通産省は、売れ筋情報を出したり、そういう全体的な支援をした、つまり建設省的な視点は今までの通産省には欠けていた。だから再三みんながそういう点で通産省を責めるわけですから、私は責める気はないのです。別に世辞使うわけじゃないのです。ただ、非常にそういう町づくりの視点というの大事なんです。

そういう視点を育てていくためには、どこが長所どこが短所かということと既成市街地の中の商店街についてわかつていなければいけないと思うのです。どうでしょうか。それ思ひませんか。

○中村(利)政府委員 なかなか一概には申し上げられないかもしれませんが、私も同じようにしては、中心市街地の商店街というのは地域住民の身近な購買機会の提供者である、それから地域の伝統、文化の担い手でありまして、地域のコミュニティの中心としての役割を果たしている

という点ですぐれているのではないかと思つております。

ただ、中心市街地の商店街は、自然発生的に形成されましたために、業種構成において偏りがあるなどによりまして、欲しいものをまとめて買いたいという消費者の声に必ずしも対応できていなかったり、駐車場の不備などによりましてモータリゼーションに対応できない場合があるというふうを考えております。

そこで、今回の中心市街地対策におきましては、中心市街地に設置されましたタウンマネージメント機関を中心として、中心市街地の商店街における業種構成や店舗配置、あるいは駐車場等の計画的、一体的な整備を図りまして、中心市街地の商業地全体を魅力的な商業の集積として形成することとしまして、通産省としてはこうした取り組みに対していろいろ支援をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○西川(太)委員 そうすると、あなたのところはこういう点が欠けていますよ、または、こういう点をもっと育てて伸ばしたらいいんじゃないかというふうな地域の利用者の声、なかなか都心部というのは少子・高齢化で高齢者が多いし、それから女性の声というのか、そういうものをききつつフォーマルに、インフォーマルでもいいですが、要するにちゃんと聞いていける、そういう手段を育ててやったらいいんじゃないか、こう思うのですが、それについて、通産省、何かお考えありませんか。

○中村(利)政府委員 先生の御指摘、もともとでございますが、当然そこに住んでおられる方々の意見を十分くみ取って、中心市街地の活性化、とりわけ商店街の活性化を図っていくということが必要だと思つております。その場合に、そういうことで当然地域の商業者、住民がインシアティブをとりまして、地域が一体となって町づくりに取り組んでいただくということでございます。このように観点から、地域の女性とか高齢者を含めた地域の商業者や住民が幅広く取り組みに参加する

ことが重要であると考えております。

○西川(太)委員 時間がありせん。もういよいよよまよめの質問に入っていきたいと思ひます。

今度、この法律案が成立をして基本計画を策定する際に、いわゆる地元市区町村の住民や民間事業者の意見を幅広く徴していかなければいけない、このことがこの法律に魂を入れていく、こういうことになるというふうに思ひます。

つきましては、この点について、これは建設大臣にお尋ねしてよろしいでしょうか、そのところをひとつお答えいただきたいと思ひます。

○瓦岡務大臣 委員の高い見識での御質問でございまして、これから中心市街地をつくるのはやはり地域住民の熱意であり、意思である、こう思ひますし、それを自治体がどうとらえていくのか、そのことについて十一省庁がお手伝いをするというところでございします。今委員のお話を伺う中で、農水省がおたえして幾ら政策を出しても、私は、町というものは、ある面では生産者と消費者とが加害者と被害者というかわりではなくて、やはり地域の方々々が本当地域農村のつくるものを喜んで食卓にのせるという気持ちがあればならぬわけでございますが、今まで安ければいいというようなことでございしました。

それから、町づくりというのは、私はそういうコミュニケーションを含めてあることが町づくりになると思ひますし、運輸省もいろいろ整備する中で、建設省と相まって、それぞれ中心市街地を形成し、便利よく運ぶことができることによつて、今PFIのような形で、あるいは地域づくりが民間の意思と力で動き出すかわかりませんが、いずれにいたしましても、これは強力な手だてを講ずる中で、地方自治体がマスタープランを寄り寄りつくり上げて、これから町づくりを助んでいただく一歩になることを私は本望に期待を申し上げておりました。

○西川(太)委員 ありがとうございます。建設大臣にどうか建設省にもう一問だけ伺つて、さらにもう一問通産大臣に伺つて質問を終わりたいと思ひます。

私も長く、十六年間地方議員を、東京都議をしておりました。都市計画審議会の委員をかなり長くやっております。今度都計法が改正されて、特別用途地区によるゾーニングがかなり柔軟になる、こう伺つておりますが、例えば、区でございしますと区計審というのがある、それが都計審に上がつていく。条例制定とか都計審の手続とかというのを留意していきまします、かなり手間暇を要するということか、相当な時間がかかるのじゃないかということをお尋ねを言わせていただければ、

そして、個人的な意見を言わせていただければ、やはり既成市街地はマクロで全部を純化しようとしなくて、マクロで現在を許して、ミクロで純化をしていくという手法をもってすれば、効率的に進むのじゃないかという意見を私は持つております。そこをひとつ建設省に、これは最後のお尋ねをしたいと思ひます。そして、まだ時間が若干ありますので、もう一度立ちまして、通産大臣に最後のお尋ねをしたいと思つております。とりあえず建設省からお答えをいただきたい。

○木下政府委員 特別用途地区についてお尋ねでございますが、これにつきましまして、先生おっしゃられましたように、用途地域をさらにきめ細かくということ、各公共団体の自主性を我々としては高めたいために、類型化を排除いたしました。

それで、お話のあった手続でございますが、これは都市計画決定でございますから、そこはいささか手順は踏まなければいけませんし、地元のコンセンサスもとっていただかなければなりませんけれども、ある程度これがルール化されてまいりますと、それなりのスピードアップもあろうかと思ひますし、今回の件については、都市計画法は法施行が一応公布後六カ月となっておりますので、その間に既に準備に取りかかっているだければ、それなりの時期には特別用途地区が具体的に

に施行されるのではなからうかと思つております。

○西川(太)委員 通産大臣、現行大法法が廃止される、そして大店立地法、改正都市計画法という体系となった場合、一体中小小売業者はどんな悪い影響を受けるのだらうかという、悪い方ばかりをみんな心配をして、先ほどどなたかの質問にありました、松崎さんでしたか、流通新聞にそれがいち早く出たときには大変な騒ぎになった。私、それはよくわかるのです。また一方で、大店立地法における商工会議所や商工会、こういう方々の役割、意識づけ、これもきちんとしてあげたい。

つまり、最後のお尋ねは、今度の旧大法法が廃止されることは、いわゆる中小の小売業者にとつて、もう見放してしまふのだ、手放してしまふのだ、アメリカ初めそういう外圧に通産省が耐えられなくなつて、後は勝手にどうぞおやりくださいということになつてしまふのだというようなことじゃないのだ、むしろ新しい手法や道具を手にして、または大きく言えば、列をつくつても欲しくなるような新商品、新産業を起こして、技術を伸ばして、日本はもう一度健全な経済の国に立ち返るのだ。そこに、建設省初め多くの省庁と共管をして、町づくりの中で既成市街地の中の商店街をしっかりとっていくし、消費者のための大店も確保していくし、またカンファタブルな町をつくっていく、こういうことになるのだということだろ

うと、答弁みたいな御質問をして恐縮であります。が、そういうふうに私は理解をしておりますけれども、もう時間でございます。太田先生の得意なイエス、ノーで答えていただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○堀内国務大臣 委員の御指摘のように、今まで大店法というものが性格的にも非常に意味の少なくなつてきたものになつておりまして、経済的規制よりも環境的規制というものが非常に重要視されてまいりまして、地域からのいろいろの御批判や御要望もございします。そういうものを含め

て、環境的な、社会的な規制というもののの中で、基本的には、中心市街地の法律をさらに加えることによりまして、中小小売業者の方々からこれ以上非常に伸びていっただけのような、今までの活力のある仕事、商業活動が行えるように、そういう面の大きな成果が上がるものだというふうに私は考へております。

同時にそれが、先ほど中野委員のお話でございましたけれども、共生という形の中で大店との取り組みというものも可能になつてくるようにしていかねばならないというふうに感じております。決して中小企業の方々、小売業者の方々が苦しめられるようなことではなくて、かえつて活性化をさせて取り組めるような体制をつくるものであると私は確信を持って申し上げさせていただきます。

○西川(太)委員 どうもありがとうございます。

○遠藤委員長 次に、西野陽君。

○西野委員 自由党の西野陽でございます。ただいまは、私どもの同志でもありますが、先輩でもあります。地方議員も先輩でございます。東京の西川先生の後、三十分をいただきました。限られた時間でございしますので、早速お尋ねをいたしたいと思ひます。

この商店という問題でありますけれども、これを取り巻く環境というのは、御案内だと思ひますが、旧来からすると、車社会の到来というものが、動きを変えてきた。それだけではありませんが、そういうものに従つて当然ライフスタイルも変化を来してまいります。当然、それに従つて人の流れというものも変わつてくると思ひます。こういうところから、特に郊外型の大店ショッピングセンター、そういう出現があつたわけであります。

こういう大型の店舗が参りますと、物の流れ、人の流れだけではありませんが、物流のシステムもこれまた変化をしていくわけであります。先ほども西川委員からもお話がありましたとおり、自

由化に伴う価格破壊という問題も出てまいりました。

ましてや、国内の問題で見ますと、商店というのは昔々何代か続いている方が圧倒的に多いと思いますが、比較的これは高齢者の方が多い。したがって、高齢者の方がだめだということではありませんが、新しい流れ、人の流れ、物流の変化というものの対しての対応というものに、やや機械性に欠けるのではないかな。そこにまた後継者難という問題もあるのではないかとこのように思っています。このようないわば商店を取り巻く環境というのは、変化とともに非常に厳しくなってきたと思います。

それで、例をちょっと数字で拾ってあるのですが、私のおります大阪、大阪市内で、実は商店街というのは四百八十カ所あります。その中の一商店街の例をとりますと、空き店舗は平均いたしますと五・二店舗。一つの商店街、大小がございませうけれども、五・二店舗の空き店舗がある。大阪の総店舗数は二万二千店ということでありまして、ですから、約一割が現実には商店街の中で空き店舗になっておる、こういうことになると思います。

かつて、大阪府の商工会議所が、消費者に対する大阪都市圏の買い物行動調査というのをやりました。その数値を見ますと、あくまでもこれは飲食料、食べ物に限定をいたしますが、飲食料でまいりますと、昭和五十六年を一つの境にいたしました。商店街は五十六年以前は四三％、いわば半分に近い方が商店街で飲食料を買っていったところ、昭和五十六年を境にしまして一四％になった。要するに商店街ではわずかの一四％です。逆に大型店、スーパー等は、五十六年以前までは四二％であったものが、何と五十六年以降は七三％の方が飲食料については大型店舗、いわゆるスーパー等々のものを利用するようになりました。いわば商店街から、五十六年を境にしてぐっと買い物の動きが変わってきたという数字であらうというふうに思っております。これが一つの商店街離れといえますか、あるいは空き店舗という

状況にも出てきておる。当然、そういうことになりましたら、御案内のとおり、町並みも含めまして、商店街に一つの活気というものがなくなってしまう。

こんなときに、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する本法が今提案をされておるところでありますから、一言で申し上げて、商店街の線からいけば向けての変化に対応しようという本法の意味合いは、私は一定の評価をいたしたいなというふうに思っております。

そこで、せっかく両大臣お越しでございますので、通産大臣と建設大臣さんに、本法に対する取組みの姿勢といえますか、実効ある取組むための決意なり熱意なるものを冒頭にひとつお示しただければありがたいと思います。

○堀内国務大臣 中心市街地は、長い歴史の中で地域の文化や伝統というものを長く守りまわっており、各種の機能を培ってきた、いわゆる町の顔だということになっております。

そういうことと同時に、現在、高齢化社会に向かって、交通弱者と申しますか、郊外に出ていくスーパーのようなものから、身近に近いうちで買い物をしたいとできないような方々、こういう方々にとって貴重な身近な購買機会を提供しているところだということにもなっております。そういう貴重な中心市街地の空洞化というものは、いわばコミュニティの危機ともいえるべき状態になってきているというふうに認識をいたしております。

そういう意味で、中心市街地の活性化ということとは、二十一世紀に向けて、基本的には、子孫に引き継ぐべき豊かな町を創造していくための市街地の整備の改善、あるいは商業等の活性化、そういう二つのものの一体化をさせた都市の再構築というものを仕上げていく重要な施策であるというふうに考えております。

特に、商業等の数々の機能を集積を図ることにによりまして、大変効率的な経済活動やあるいは新

規事業の誕生を容易にすることもできるわけでございます。まして、そういう意味で経済構造改革の推進を図る上でも重要な課題であるというふうに思っております。

こういう観点から、今後、この法律に基づくところの地方公共団体あるいは関係省庁を初めとする関係の方々の総力を挙げて取組むを行いましめて、中心市街地の活性化が円滑に進められるようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。特に十一省庁の関係省庁との連携、特に建設省が一番大きなウエイトを持ったところでもございます。そういう建設省との連携をしっかりと保ちながら成果を上げるように頑張っております。

○瓦国務大臣 きょうは、さきに西川委員、そしてたまたまは西野委員、東京と大阪を選挙区にすてお二人から、町が壊れてきた、町の機能が大部分後退をしたということを冒頭にお話を伺いました。

私は田舎でございますが、田舎の町は相当に壊れております。こうなりますと、私は、今こそ日本全体が新しい町づくりをしなればならない好機だ、大切なときだ、こう思っておりますわけでありませう。

歴史的に振り返ってみましても、都市化社会が進みまして、もう東京も大阪も地方も都市型社会に変化を遂げてきておまして、私は、歴史的な転換期である、ここに都市の再構築をしなければならぬときだと思っております。

三省が力を合わせてやるわけでございますが、十一省が地方分権というこういう流れの中で地方の意思をしっかりとらえて、地方の個性を生かしながら町づくりをしていただくという、一つの大事な時期に差ししかかっていると思うわけでございます。

そういったしますと、それぞれの地域で、都市機能を持ついわゆる施設やそういったものが郊外に押しやられたりしておる。これはやはり町の中心地へ戻すこともあるのだからな。

また、今商店街のあり方等々がございしますが、建設省としては、面的な整備につきましては、道路整備であるとかあるいは地域の環境づくり等、また駐車場の整備をするなど基盤的な仕事をこれから地方の声をよく聞きながら計画的に進めて町の活性化というものを図る、そういうお手伝いをする大事な時期だ、こう考えておるわけでありませう。

いずれにいたしましても、本法は、市町村の発意と主体性を尊重するとともに、関係省庁とも緊密な連携を図りながら、施策の総合的かつ一体的な実施に積極的に取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、これから繰り広げられます委員の高い見識の御質問に対しまして熱意を持って答えてまいりたい、こう思っておりますのであります。

○西野委員 この商店街、商店ですけれども、きょうは午前中からいろいろ指摘があったと思いますが、文字どおり、今必死になって生き残り策というものをそれぞれの商店、商店街が模索しながら実行している。

例えば高松の丸亀商店街は、比較的駅から遠くにあるものですが、当然不便なんです。ここは、まず車というところで、駐車場の充実に全力を挙げています。しかも、買い物は比較的男性よりも女性の方が多いのだらうと思えますけれども、女性のトイレを、単なるトイレという感じではなくて、文字どおりゆとりのある、ゆとりのあるトイレというのはいちよとていにくいのですけれども、使いやすい、そのような工夫というものをされていくということでありませう。

また、同じ近畿で、京都の西新道の錦会商店街というのがあります。ここは、お客さんと店とをファクスで結びまして、そしてファクスがお客さんに対するいわば御用聞き役の果たしている、こういう取り組みをされている。

それから、私の地元でありますけれども、東大阪の布施商店街、それから京都の繁栄会というのは、共同統一カードというものをつくりまして、

お客様にカードを発行いたしましたので、できるだけ我が商店街にという事で、大変な、顧客の引き寄せに對する一種の苦勞、廣心をされておられることとあります。

そういう中で、時間がどんどんたつてしましますので、簡単といいますが要点的に、国が商店街の振興策について現在行っていること、特に今後こういう点に取り組んでいきたいというポイントをひとつお示しください。

○中村(利)政府委員 御指摘のように、中小小売商業者は大変厳しい経営環境にあるわけでございまして、これまで当省におきましては次の三点に力を入れてきたわけでございます。

第一が、魅力ある商店街、商業集積づくりでございます。二点目が、先ほどお話ございましたように、カードシステムを入れるとか、あるいは製配販の物流システムを構築するとか、このような情報化等による中小小売業の業務の効率化、それから第三に、売れ筋情報等の提供を通じて個店の魅力アップ、こうした点について各級の支援措置を講じてきたところでございますが、平成十年度から、現在御審議いただいております中心市街地活性化法に基づきまして、TMOに基づきまして中心市街地の商店街の総合的な整備を講じまして、中心市街地の活性化を図りたいと考えているわけでございます。

○西野委員 本法は、中心市街地を今後活性化させていくというねらいでございすね。そうしますと、かつて御指摘があったとおり、郊外に大型店舗がかなり進出していることは、先ほど委員のどなたかの数値でも出ておったとおりでありますけれども、こういう点からすると、郊外に對する、そういう大型店舗の抑制ということに對してはどうなんですか、考えられるのでしょうか。

○岩田政府委員 中心市街地に對します活性化策を講じる場合における大型店の郊外立地の問題でございますが、今回、一連の三法によりまして、私ども、このような問題につきましては、都市計

画法の改正案を今提出させていただいていますが、これが成立の曉には、こういったものを含めましたゾーニングの手法というもので、町全体のありよう、商業施設を含みましてはかの施設も、もろもろの配置と申しますか、そういう都市の構造というものをゾーニング手法によって設定をしていただく、その中における中心市街地というものの位置づけをしていただくというのは一つの考え方であると思ひます。それぞれ、地域の方々の御判断によつてこれらの手段を活用していただくということがあり得るというふうに考えているわけでございます。

○西野委員 本法の趣旨が中心市街地を活性化しようということでありまして、そこらの、大規模の店舗の進出ということについては、地元、既存の商店街、商店あるいは市町村等との意見調整を十分取り込まれて、取り組んでいただきたいというふうに思つております。

そこで、ちょっと具体的なお尋ねをしたいと思うのです。再開発をあとこちでやっているわけでありますが、この窓口について見ますと、現行では、例えば再開発係、それから都市計画係、さらには道路関係係、商工関係の窓口というふうに、非常に多くの窓口があるわけですね。今回のこの法案で見ましても、先ほど瓦さんもおっしゃっていましたが、省、文部省、厚生省、農水省も初めとする、自治省、運輸省もございす、十一省庁がある。申請する側になりますと、自治体からしたら、この問題は一体どの省庁に、どこに話を持っていったらいいのかわからないと思うのです。窓口を何か設定するといふようなお話でございますけれども、この申請時相談については、市町村の方から府県を通じて意向が上がつてまいりました場合には、窓口は間違ひなく一本化をなさるのですか、確認をしたいと思ひます。

○岩田政府委員 窓口の議論につきましては、市町村の負担をできるだけ小さくする、あるいは円滑な事業の推進をするという意味におきまして、通産省、建設省、自治省を中心として、そうした一元的な情報の提供、相談あるいは具体的な事業計画の関係省庁に對する伝達、関係省庁との調整、このようなことを考えておるということでございます。また、さらに先ほど建設大臣、通産大臣より、文字どおり、窓口一元化によりふさわしいありようというものを検討せよというふうに指示が出ましたので、私も、窓口一元化という言葉にふさわしいようなありようというものをさらに検討をさせていただきたいと思ひます。

○西野委員 それはぜひそうしていただきたいのです。さて、受付が成った。そのほかに、私も常々言つておりますとおり、現在の二十二、三あります省庁ですね、中央に膨大な許認可権限がある。文字どおり、行政改革というものは、その許認可権限を民間ないしは地方に移譲していくことだということをおっしゃるは申し上げておるわけでありますが、そのミニミニ版みたいなものでありまして、特に先ほど、これは井上委員からでしたか、質問がありましたと、今回の施策でいろいろな要請をいたしました。それを国が認めた。ところが、個々ばらばらでございまして、一体どれだけのものが認められて、どれだけの金額がどうなるのかということがよくわからないと思うのです。ですから、そういう意味では、この中心市街地の活性化にかかわる問題については、例えば文字どおり執行も一本で、一括交付でやるというような形態をおとりになることが一番いいのではないかなというふうに思ふのです。

そこで、ちょっとお尋ねをしたいと思いますけれども、この十一省庁が今回導入します支援策、例えば貸し付け、税率、いろいろあると思うのです。建設省では合計でどれくらいあるのですか。○木下政府委員 先ほどの御議論で通産省からお答えいたしましたから、くどいのでありますけれども、両大臣からもお答えいたしましたように、実質的に場所とか人間については早急に一本化

を、一元化を図るということで相談させていただきたいのでありますが、今先生おっしゃられたように、それぞれの省庁の得意わざがございすので、そういう意味では、例えば区画整理とか再開発について、通産省に御相談に行くこともないわけじゃないのですが、恐らくそれは建設省に來られるのでありまして、そういう意味では、建設省の窓口は、これもまた窓口としては一元化したと思ひます。

今おっしゃったように、どのぐらいの数があるかということでございますが、これは今回の法律の中には幾つか法律事項がございまして、くどくなりましますから余り細かく申し上げませんが、例えば街なか再生区画整理事業に對する新たな補助だとか、あるいは公園の下に占用でつくられます駐車場の特例許可とか、こういうたぐいのものがございす。

これは五つ六つございすますが、従来型でありまして、その適用箇所が、それぞれの市町村がねらつております中心市街地に適用できるだろうという従来型の事業を集約的に、重点的にやるという意味では、かなりの数の施策が私はこの中にあると思ひます。そういう意味では、ちょっと数を正確に申し上げる準備はしてありませんでしたけれども、それぞれの知恵があらましたら、私は各公共団体が従来やつてまいりました事業の中でも恐らく中心市街地適用事業になろうかと思つております。

○西野委員 今回示されているものでちょっと計算をしますと、大体この施策で、建設省でおおむね二十四件ぐらい、その他の関係省庁で、十省庁で八十件を超えているのです。施策だけでも百件以上のものがあるのです。だから、Aという市が、これだけある施策の中で、例えば八十五なら八十五はOKだということになりましたら、窓口がてんでんばらばらでございまして、非常に対応しにくい、こういうことも当然出てくると思ひますので、これらの予算の執行、交付を含めて、補助体制も含めて、ぜひ検討をしていただきたい

要はこれも先ほど来から話が出ていると思うのですが、今回のこの法案が文字どおり実効性のあるものになるためには、やはり商店街やその地域の方々の意向をどう酌み取っておるかといういわゆるマネジメント、その町づくり全体をどうするかというコーディネート、この立案と調整能力というものがこの成否、成功か失敗かにかかっていくというふうに思っています。そのことがすなわちTMO、このようにおっしゃっておるわけでありますけれども、さて、そのTMOの機軸に、適切な人材というものは自信があるのでしょうか、どうでしょうか。ちょっとお示しをいただきます。

○中村利政府委員　TMOがその機能を十分發揮できるかということについては、もちろん人材にかかわるわけでございます。現在、タウンマネジメントを行い得る人材が必ずしも十分に確保されているとは言えないと思うわけでございますけれども、今後、まず研修を行いましてそういう人材を養成する、加えまして、タウンマネジメントに関する専門的な知見を持った人材の育成への支援を行う、派遣を行っていくということで、適正な人材の確保に努めたいと考えております。

○西野委員 これから養成をしていくとか研修をしていくとか、さらにはいろいろなところから、外部からもそういう人材を入手するように派遣をするようになるのでしょうか、けれども、これから検討しておったのでは、研修しておったのでは間に合わぬと思うのですけれども、そこらあたり、ぜひひとつ優秀な人材発掘に全力を挙げてほしいというふうに思っております。

時間がありませんので、建設省の方にちょっとお尋ねをしたいと思うのですが、要は、この中心市街地の中で、例えば再開発という例をとりますと、権利者だけではなかなかこの再開発利用というのは採算が合わないのですね。ですから、しかるべくデイベロッパーといいますがテナントといえますか、そういうものも募集をしたりしなければ

ばならぬわけであります。今景気は悪うございますし、これからすぐに大型のそういうディベロップ、商店等が入ってくるということは非常に至難のわざではないかというふうに思うのです。これら強力なテナントの誘致、さらには、当然、車社会ですから駐車場が必要だと思いますが、これらに対する助成策というのは、何か格別今回のこの法律は考えておられるのでしょうか。

○木下政府委員 確かに、先生言っておられましたように、過去のバブル期におきまして取得した土地をベースにした再開発事業は大変厳しい状況にございまして、キーテナントそのものの誘致もなかなか大変であります。これにつきましては、それぞれ地元の御努力の中で、またこれから一層前向きに検討しなければいけないと思いますが、これからの仕掛けの中で今私どもが考えておりますのは、やはり中心部には、商業施設はもちろんでございますが、例えば公益施設だとか、あるいは学習関係を中心とするカルチャー教室などというものもありましようし、それからかなりのいろいろな多世代がお住みになる住宅などの供給も中心市街地対策としては必要な施策ではなからうかと思ひます。

こういうものに對しては、今お話がございま
 たように、それぞれがいわば補助制度として確立
 されているものもございしますが、そういう従来型
 をさらに一層充実するという方向の中でございま
 して、とりわけ、例えば他省庁、特に厚生省と
 か、そういうところの福祉施設担当をしておりま
 すところと今タイアップいたしました、新しいそ
 ういう公益施設の誘致のための補助制度の拡充を
 したりしております。

いづれにせよ、床そのものにおきます収支率と
いいますか採算性は大変これから厳しくなってい
くと思いますが、中心部にそれだけ人を呼び込
むための施設としては、多少採算性が厳しくても
むしろ積極的に取り組める、そういうようなイン
センティブを公共団体に与えるような施策をこれ
から立てていきたい、こう考えております。

○西野委員　ぜひ従来以上の国の支援策というものを強力に、せっかくこういう法律をつくるのですから、展開をしていただきますようにお願いしたいと思います。

最後に、地元のことで恐縮でございますが、実は私の住まいをしております地域に、若江岩田というのですが、駅前で今再開発事業をスタートしております。実は現場は既存の建物の撤去をはば終ったのでございます。これはもう事業がスタートして、それだけ御採択いただいて、平成十年度も、私が合計しましたら五億なにがしの国庫補助が出ていますのです。今回のこの中心市街地の

法律が通りましたら、もう既にスタートしているこのような事業は、新たな、今お示しがあつたように補助対象の上積みをするとかというようないろいろなものと違うと思うのですが、追加的な、例えば街なか再生市街地再開発事業というのがあろうと思うのですけれども、そういうような枠にはめ込んで、追加の補助策というのは期待できるのでしょうか、どうでしょうか。最後にお尋ねします。

○木下政府委員　今の御質問に対して二つお答えしなければいけないと思つておりますが、一つは、御質問のありました御地元の若江岩田再開発事業でございますが、これは街なか再生事業そのものが従来から私ども取り組んでまいつております都市再開発事業を拡充するような形でございまして、三大都市圏には適用しない事業でございますから、そもそも地域としてはそこは適用しておりません。

ただ、私ども今調べてみますと、その若江岩田駅地区につきましては、いわば公的住宅率の高い事業をおやりいただくという意味で、むしろそちらの方から必要な補助が高目に出るといふような仕掛けがこの事業として適用されるようでございますから、それなりの、いわば補助についてのの上乗せがあり得ると思います。

ただ、もう一つ、お答えしなければなりません。それは、現在それぞれが、中心市街地のところで事

業として仕掛かり品のございますので、我々は、できるだけ早く公共団体は中心市街地について目に見ええる形で実効があらわれるという必要があると思いますので、そういう意味では熱度の高い事業も拾っていくことも一つの肝要なテーマではなからうかと思ひます。そういう意味では、既に仕掛かりであつても、今回成立させていただければ、いろいろ法律等で、必要なものは事業としてそれを追いかける形で採択ということもあり得るのではなからうかと思ひております。

○西野委員　ぜひ期待いたしまして、終わります。

〔遠藤委員長退席、齊藤委員長着席〕
○齊藤委員長 次に、中島武敏君。

○中島(武)委員　まず最初に、通産大臣にお伺い
いたしたいと思います。

どこへ行っても駅前商店街を中心とする中心市街地が空洞化しております。先日も、私は静岡県浜松、静岡岡市に大型店問題での調査に参りましたけれども、やはりその感を大変深くいたしました。中心市街地はいわばその町の顔でありましたから、これを大いに活性化させて町にぎわいを取り戻すことは非常に必要なことであって、その意味では中心市街地活性化対策には私は賛成であります。しかし、なぜ空洞化しているのかと事態を冷静に分析をいたしませんと、的確な対策を生み出すことはできないのではないかと思うわけです。

市街地空洞化をもたらしした要因というのがいろいろあると思うのですけれども、その中でも、中心市街地から大型店が撤退する、そして郊外に巨大な商圏を持つ大型店が立地をする、そのことが中心部の商店街を疲弊させていることは非常にはっきりしているのではないかと思うのです。

通産大臣のこの点についての認識を伺いたいと思います。

○堀内国務大臣　御指摘のように、中心市街地の空洞化の原因というのはいろいろな問題があると思います。

一つは、ライフスタイルが変化をしてきたとかモータリゼーションの影響とか、今までの中心市街地から大型店が郊外に出店をしたという、その出店をするだけの理由がやはり片方ではあったというふうな思いわけでありまして、それがモータリゼーションでありライフスタイルの変化だということになるかと思ひます。

と同時に、一方におきましては、中心市街地におきましては駐車場の整備というふうなものが不十分であつて、車社会になつてきたにもかかわらず車を受け入れる体制ができていなかった、あるいは道路整備がおくれていることから中心市街地への道路アクセスが悪いというふうな問題、あるいは中心市街地内の交通の利便性というふうなものが、これまた不便であつて、そこから人を離れていくようなことがある、郊外に比べて相対的に悪化している条件が備わつてきてしまつたというのがあるというふうな思ひます。

また第二に、先ほども申し上げましたけれども、女性の就業率の高まりというふうなものに伴ひまして、時間的な利便性というふうなもの、この追求が高まつてきておりまして、ワンストップショッピングというのでしようか、こういうもののニーズが高まつてきている。時間的にも、夜いつまでも開いているところが便利だとか、時間消費の場所としての商業施設へのニーズの高まりというふうなものもありまして、消費者だとか住民のニーズの変化によつて中心市街地からの客離れというものが起きてきたということが言えると思ひます。

そういう意味で、中心市街地の商業や各種のサービス機能がこれらの変化に十分対応できなくなつてきてしまつたところに、今までの、片方では郊外に大型店が出る、片方では一般の車社会であるいは社会的な変化に対応できなかったものがあつたということである結果があらわれてきた。

第三番目に、中心市街地における土地の細分化というふうなもの、あるいは複雑な権利関係など

によりまして効率的な利用が必ずしもできなくなつてしまつたということも言えるというふうな思ひます。

そういうことで、今回の中心市街地活性化法等によりまして、中心市街地対策は、今まで申し上げたような中心市街地の空洞化の原因に正面から対処して、それを取り除いていくようにしなければならぬ。

第一は、具体的に申し上げると、駐車場とか道路の整備などによつて市街地の整備、改善を行つていく、第二番目に、多様な規模とか業種だとか業態の店舗の実現をすることによつて中心市街地の商業の魅力的な向上というものを備えていかなければならぬ、第三番目に、区画整理事業、空き店舗がいろいろ出てまいりますが、そういうものを総合的に集めて、ただ、そこをふさぐといつて今までも努力をいたしましたが、なかなかそれができなかった、そういうものを総合的に区画整理事業の推進を行つて、都市計画法の改正を含むいわゆるゾーニングの手法を含めて、他の関連する施策も活用しながら、地方公共団体のイニシアチブのもとに、町の顔たる中心市街地の活性化の取り組みを進めていくことを期待した法律の改正というものであるということでございます。

○中島(武)委員 大臣から大変丁寧な、かつ長い御答弁をいただきました。

ただ、お話を伺つておりますと、中心市街地の大変な疲弊、空洞化についていろいろ理由を大臣は挙げられましたけれども、私は何といつても、いろいろな理由はあるのですけれども、その中でも大型店が郊外に撤退をしていく、あるいは進出をしていくというふうなことが非常に大きな面を持つていっているのではないだろうかというふうな思ひます。

浜松市では、一九九一年に中心部に立地していたニチイ浜松店が、それから翌九二年に長崎屋浜松店が、そして翌九三年に丸井浜松店が、そして同じく九三年に遠鉄名店ビルが、そして昨年十二

月にはとうとう、二万二千五百八十五平方メートルの売り場面積を持つて、中心部で最も規模の大きい西武百貨店が、店を開いたわけです。これでは中心街が空洞化するのとは当然ではないかな、私はこういう気持ちを持ちました。

そして、浜松市の郊外、中心部から車で二十分ぐらいのところなんですけれども、浜北市なんですけれども、ここに、ジャスコと西武百貨店を核とする、売り場面積七万平方メートルに及ぶところの、全国でも屈指の大型店の出店計画を発表しました。それで、これが許されるということになりますと、郊外の浜北市はもう大成功ですけれども、浜松市の旧市街地も含めた大きな商圏が生まれることになることは申すまでもありません。中心市街地は、今さっきも申し上げましたけれども、これまでも非常に大きな打撃を受けているのですけれども、こういうふうになりますと、根こそぎ打撃を受けるというところは非常に多くなりしてはいるのではないかと思ひます。

それで、これらを放置しておいて中心市街地の活性化できるのだろうかという問題を考えます。今回提出されている大型店立地法、これで中心部からの撤退やその郊外への展開に歯止めをかけることは可能でしょうか。ここを伺いたいと思ひます。

○岩田政府委員 今回の大店法の見直しの結果として御提案をいたしておりますのは、一方におきまして、改正都市計画法を初めとしまして、いわゆるゾーニングの手法、もう一方におきまして、生活環境、周辺社会との、地域社会との調和を図るための大店立地法というものを御提案いたしております。郊外展開と申しますか、郊外立地の問題というところでございまして、その種の問題というものは、いわばゾーニングの手法によつて地域の意思というものが示し得る枠組みではないかというふうな考えをしております。

大店立地法と申しますのは、いわばそうしたゾーニングの手法によつて立地の適否が決まれば、それによつて問題がない場合についても、な

お具体的な立地点において周辺の生活環境の保持のために必要な調整をするという仕組みでございまして、郊外展開の問題をどうするかは地域の判断の問題でございすけれども、それをやる手法としては、いわゆるゾーニングの手法によるべきものと考えております。

それから、撤退についてもあわせて御指摘でございますが、撤退問題と申しますのは、確かにいろいろな意味合いでその地域に悪い影響と申しますか、もたつたことは事実でございますが、同時に経営上の不都合による場合というものがかなり多いわけございまして、これに対して規制をするといふようなことが現実問題としてなかなか難しい、あるいは実効性のあるような措置を期待し得ないといふような問題があるというふうな考えをしております。

○中島(武)委員 私が尋ねましたのは、大型店立地法でこれを規制することができるといふことをお尋ねしたのですが、今のお答えの中にもあつたといふばあつたのでしようけれども、立地法はいわばこれを規制する法律ではありませぬので、郊外へ出ていくというふうなことを抑えることはできない、ゾーニングの手法だ、こういうふうな言われまして。

それで、ゾーニングで対応するといふこの問題なんですけれども、私、調査に行ったときに、浜松市当局にじかに、はつきり、どうですか、これでやれますか、ゾーニングの手法で抑えることができますかといふことを私は聞いたのです。そうしましたら、これに対する答えというものはこうなんです。非常にはっきりと言つておりましたけれども、調整区域に大型店にぜひ来てほしいという人もある、まあそうでないという人ももちろんそれはあるわけですが、そうなるべくと合意形成が非常に難しくして実質規制は難しい、こういう答弁でありました。

それから、新潟県にも調査団を派遣したのですが、ここでは都市計画変更などによつて、つまり、現在調整区域、それを市街化区域にするとい

うことによつて大型店をどしどし調整区域に進出をさせている、こういう状態なんですね。

だから私は、こういう二つの市あるいは県の事例なんですから、ゾーニング、ゾーニングといいますが、実際問題としてそれは非常に難しいといふことをこのことははっきり示しているのじゃないかというふうに思うのです。このことをはっきり申し上げておきます。

さらにちよつと続けたいのですけれども、大法は廃止、大型店と小売店の商業調整はなくなる、これでは私は、大型店の中心市街地からの撤退、それから郊外展開、これの歯どめには決してならないと思います。だからこそ日本専門店会連盟は、中心市街地活性化の実効を上げるためには、公共施設の郊外移転はもとより、大型店の出店、配置、規模等についての郊外出店を防ぐことが重要であります。その意味でも大型店の郊外出店の凍結が必要と考えています、こういうふうに指摘していることは皆さん御存じだと思つたのです。

それからまた、日本商工会議所も、中間取りまとめに對して、中心市街地の空洞化をもたらししている原因を列挙するとともに、その大きなものとして、大型店の郊外部への出店急増及び中心部からの撤退が挙げられることなど、昨年八月の中間取りまとめに追加することを要望したわけですね。これも御存じだと思つたのです。

これらの要望はどのように生かされたのだろうか。それからまた、要望が生かされないで、大型店の立地や撤退は原則自由、従来行つていた大型店と小売店の商業調整を行わないというのであれば、ますます中心市街地の空洞化が進行するんじゃないでしょうか。どうか明確にお答えをいただきたいと思つた。

〔青藤委員長退席、岸田委員長代理着席〕

○岩田政府委員 今具体的にお挙げになりました中小企業団体などから、新しいスキームと申しますか政策転換の内容について、中心市街地ですとかあるいはその周辺の活性化対策が重要であると

いう観点から、また、大型店の郊外展開にも触れつつ、そうした指摘があったということは私も、私も承知をしておるところでございます。

ただいまも御説明申し上げましたように、私も、今回の新スキームにおきまして、ゾーニングの手法とそれから生活環境との調和を図るための手法という二つの手法を御提案をいたしておるところでございます。これらを適切に活用する、同時にまた、中心市街地につきましましては、いわゆる支援策を講ずるということによつて、総合的な取り組みが進められ、地域の総合的な発展と申しますか、そういうものが図られるということをお願いしておるということでございます。

○中島(武)委員 こういうふうな実態というのをよく見ていただきたいと思います。

それから、建設大臣に伺いたいのです。中心市街地では、既に地方公共団体が相当の費用をかけて、国の補助、援助を受けて活性化対策を全国あちこちで行つております。

私が見た浜松市でもそうであります。アクトンティという大規模な再開発で、運営は第三セクターである財団法人アクトンティ浜松運営財団が行つております。AからDまでゾーンが四つあり、その中に市の施設やホールなど公的な施設があります。オフィスビルもありますが、入居率五三%。このほかは未入居のままです。ホテル棟も、現在ホテルオークラが入つておりますが、回転率が悪い。また、アクトプラザには、店舗面積四千七百二十二平方メートル、約三十の専門店が出店しております。第三セクターアクトンティ浜松運営財団はかなりの赤字を抱えていると聞きまして、一見豪華で、そして巨費をかけた再開発をやつて、確かにそこには近代的なビルが建ち、華やいてゐるかに見えますけれども、実態は今述べたとおりであります。

しかし、そこから少し離れて一歩路地に入る。さあ、そうなりますとどうなるか。一向に活性化などということがないばかりか、町が荒れているという感じが私の実感であります。活性化法によ

る対策は、この二の舞を踏むことになるのではありませんか。そうならない保証はどこかにありますか。再開発をやつてもキーテナントとして立地する大型店がなく、絵にかいたもちになる、こういう場合もあるのじゃないか。建設大臣の見解を伺います。

○木下政府委員 浜松の例を詳しく御説明いただきました。おっしゃる通りに、今の状況は、私もなかなか難しい状況であるというところは認識を持っております。ただ、これだけの都市ストックはできたわけでございますから、やはり静岡県西部の拠点としての位置づけは依然として変わっておらないと思つておりますので、この過去の投資をうまく生かすような方策だと思つております。

それから、先生おっしゃられましたように、これからとつていく場合には、先ほど来いろいろ議論ございましたけれども、それぞれ町の個性というところは、同時に、投資の規模とかあるいは仕掛けについてもそれぞれの町の身に合つたものをするべきじゃないかと思つております。過去のような、どちらかといえば過大投資に近いという御意見もあらうかと思つて、それについての経験はむしろにしないような計画をつくっていくことが肝要であらうと思つております。

○中島(武)委員 過去はそうだが、今度はそうではないようにというお話だと思つたのですけれども、

実は、私、商店の人たちの意見も随分細かに聞いたのです。そうしましたら、行政は、再開発をして町がきれいになり、大型店が進出すれば活性化すると言つていたが、それはうそだった。それから、売り上げは昭和六十年ごろの大体半分に落ち込んでゐる。ある役員の方は、見捨てられた町になつてゐる、こう言つて嘆いてゐるのです。

そして深刻なのは、商店の経営者そのものがそこに住んでゐないのです。三十店舗あるうち二軒だけしか住んでゐない。二十年前の人口の約五分の一になつてゐる。だから、再開発といつても本

腰が入らないのです。道路幅で土地を売った商店の空き地には鉄板が張りめぐらされて、商店街の印象を悪くしている。当局は大きな開発ばかりして、本当に住民が住み続けることのできる再開発にはなつてゐない、郊外への出口はあけつ放して中心街の空洞化をなくしようといつたつてそれは不可能だ、今は真綿で首を絞めるような状態だ、生存できる再開発をしてほしい、現在の計画は白紙撤回、一からやり直すべきだ、もう切々と私なんかをつかまえて言うわけですよ。

今建設省の方からも話がありましたけれども、特に、一般的に市街地再開発それから土地画整理事業は、借地借家人それから零細な土地所有者など弱小権利者はその土地から追い出されてしまふ。しかし、商売をやつておられる商店の人たちというのは、出ていくということは生業を奪われることになるのです。

私は最後に聞きたいと思つてゐるのは、法案で行うところの活性化対策、これは市街地再開発や土地画整理事業、そういうふうにならないという仕組みはありますか。追いつきにないという保証がありますか。このことを私は最後に質問して、終わりたいと思つております。

○瓦国務大臣 建設委員会でも中島委員からいろいろ質問を受けるわけでございますが、実は町を活性化していくというふうなことは、一つには、商業活動のみならず、町はいろいろな要素を持っておるわけでございます。業、居住、都市機能、文化、福祉など公益施設の集積と再配置というのをうまく考えてこれら町づくりをしていかなきゃならぬ。

そういう中で、私ももとすれば、道路、駐車場等の基盤的施設というものを計画的に整備することが大事だということで、このたびの法案につきましては、三省が世話役となつて、十一省庁が、それぞれ町の活性化、中心市街地にもう一度元氣を出してもらおうというふうなことを支援してまゐるわけでございます。それぞれの地域が自分で自分たちの町をどうしようかということを考え

ていただく、そういう中で御協力を申し上げたいというのがこのたびお願いをしております法律でございます。

また、今事例として委員がお述べになりました土地地区画整理事業等につきましても、それぞれの地域が決意をして取り組んでおるわけでございしますが、それとまた光の部分と影の部分というものが生じておることは否定できないと思うわけでございしますが、都市というものはそれを常にこなしながら思いついておるわけでございしますので、うまく調整しながら町のポテンシャルを確保していくということが地域に住む方々にとりまして大変重要なことでございます。それぞれの自治体が多たそれらについて責任を持ってこれから取り組んでいただくように、私どもも協力してまいりたいと思っております。

多少委員の質問とすれ違いになりますが、本日の目指しておること、いろいろ町の苦悩につきまして御指摘をいただいたことを踏まえて、今後取り組みでまいりたいと思っております。

○中島(武)委員 終わります。

○岸田委員長代理 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私は、中心部の空洞化問題について最初に伺いたいと思いますが、大型店が郊外に進出して、そして中心部から大型店が撤退する、そういうことで特に中心商店街が空洞化していくことが加速されてきているという問題については、午前中からずっと議論がありました。

国民金融公庫の調査月報では、主任研究員の村上さんという方が、総務庁と東洋経済のデータをもとに、九〇年代に入ってから立地類型が郊外型にシフトしてきている、そういう計量的なデータも示して述べております。それからまた、巨大規模化している大型店の用地確保の良好な条件となる、まとまった広大な土地で、しかも地権者が、権利関係が余り錯綜しない非常にシンプルということなどから、結局農地と工場跡地、これが最近急増しているのだということも指摘しております。

た。私も、実際全国各地の空洞化している商店街を見ておりました、周辺の状況を見て回ると、大体そのとおりだというふうな実感をしております。

先日実は、今も少し中島議員から紹介がありました、新潟県の方へ、大型店の都市部と郊外進出の開発手法を調べようと思つて行つてきたのです。少し数字が並ぶとややこしい話になりますが、大店法の規制緩和が行われて大規模小売店舗の無秩序な出店ラッシュがどんどん進んだのは、もろに九〇年に入つてからのことですから、一九九三年以来、五千平方メートル以上の大型店の方に、ついで、県の御協力をいただいて調べてみました。

そうすると、市街化調整区域で開発許可されたものが二件で三万六千平米、白地地域で開発許可されたものが十三件で十三万九千七百平米、市街化調整区域で繰引き見直しして市街化区域へ編入して立地可能となったものが十件で十五万三千平米、市街化区域で用途地帯の変更を行つて立地可能としたものが四件で三万五千平米、もともと市街化区域の立地可能な用途地帯であったというのが、このほか二十四件、二十万四千六百平米あるわけです。ですから、これを合わせますと五十三件で、店舗面積の合計が五十六万三千九百平米、こういうことになってまいります。

これでわかることは、大型店の出店というのは、今日、本当に白地地域とそして調整区域です。新潟の今の例でいいますと、県でいいますと三・二％、三割を超えているのです。しかし、よくよく見ると、実はついでこの間まで調整区域であったとかそういうところは、この大型店のために市街化区域へ編入するとか、そういうものがありますし、また市街化区域に立地したものについて、よく見てみますと、郊外部の方に属する工場跡地とかもともと農地であった、こういうものがほとんどなんです。

そこで、中心市街地を本当に活性化させることを考えるならば、今日空洞化してきている最大の

原因となつて、郊外に巨大な店舗を進出させているこれらの問題について規制をするということをやらないとだめだということ、私ははっきりしてきておると思うのです。この点について最初に通産大臣の方からお考えを伺つてから、建設省の方と議論をしていきたいと思ひます。

〔岸田委員長代理退席、斎藤委員長着席〕
○堀内国務大臣 先生御指摘のように、今までの郊外における大型店舗の立地というものが比較的今の御指摘の数字のように出てまいつたということ、これはやはり問題点があるのではないかと、ううううに思ひます。

そういう意味合いで、今の、それが環境面だとかあるいは社会的規制の面の中で規制されるべき場所でありながら大型店の立地ができる状態になるようなものを防ぐために、一つのゾーニングといふものを考へて、そういう中で自由な立地ができるような体制から、やはり社会的な中で秩序のある出店、立地が行われるようにしなければならぬ、それが今度の大規模小売店舗の立地法であるというふうに思ひますので、その関連はゾーニングをするところの建設省の立場ということになってまいらると思ひますが、そういう意味合いを含めて建設省もお取り組みをいただいております。

○吉井委員 三月三日の岩田審議官の私への答弁もそうでしたが、きょうも随分同じ答弁が繰り返された。大型店の出店規制は、要するにゾーニング的手法と生活環境との調和を図るための手段という二つの手段をセットとして提案しておるのだ、それで、出店の場所に関する立地規制というものは基本的に都市計画法を初めとするゾーニングによつて対応する、これが岩田さんがずっときょうも含めて言つてこられたことです。

そこで、私は建設省に伺ひたいのですが、今回の都市計画法改正案により、市町村が特別用途地区を活用してゾーニングすることによつて、今問題になつてゐる白地地域、市街化調整区域で大型店の出店規制をできるようにするのかどうか、この

の点を端的にお答えいただきたいと思ひます。

○木下政府委員 先ほどから議論がいろいろございしましたが、白地地域につきましては、先生おっしゃられましたように、一つは未繰引きの中の用途をまだ決めていない地域をどうするかということとございしますから、それなりに政策課題を持つた公共団体であれば、未繰引きであつてもそういう用途地域を新たに指定するという行為に出るであらうと思ひますので、それは手法的にどうかと言われれば、手法的にはあり得る話だと思ひます。

ただ、調整区域についてはそういう手法はありませんから、これは他の手段、例えば開発許可その他のこと、今後手段としてはあり得ると思ひますが、特別用途地区に限つて申し上げれば、新たな、いわば未繰引きの用途地域指定ということを前提とした特別用途地区の活用策があるかと考へております。

○吉井委員 先の話に行くと、一つ一つ簡単に議論をしていただいた方がわかりやすいと思ひますので、おっしゃつたことはわかっているのですよ、白地地域のところも用途地域指定をしてからだったというお話、それはわかつた上で聞いているのです。

今度のゾーニングという手法にしても、現状の白地地域、市街化調整区域ではこれはできるのですかということですから、今おっしゃつた答えからするとできまじいということなんです、その点だけまず確認しておきたいと思ひます。

○木下政府委員 用途地域をまず決めることが前提だということを申し上げたつもりでございしますので、それを前提にして、可能だとお答えした方がよろしいかと思ひます。

○吉井委員 だから、用途地域指定をすればできるのだけれども、今問題になつてきている白地地域の問題などについてはできないわけですよ。用途地域指定をすれば別です。

現在、市街化区域の用途地区のうち、二九・九％の地域では大型店の規制は全くかからない、

それから、今のお話は、これは十二用途については、そもそもの、それぞれの用途の性格がございいますから、その性格と大いに異なる特別用途地区を決めるのはいささか問題であろうと思つてお

は青天井ですね。これは立地可能なんです。その立地可能なところに、特別用途地区として、市町村の判断で、工業地域であれば工業・小規模小売店舗地区というのを設定する、準工業地域であ

つきましては、前提となる用途地域の考え方がまず基本にございますから、その点については、おっしゃられるように現在の用途地域の考え方がまず前提に出ようかと思えます。

問題は、むしろその場合には用途地域そのものを、その色塗りを変えるべきではなかろうかと思ひます。その選択はいろいろ地域によって異なると思いますが、あくまでも大型店舗の立地その

ものについて現在の色塗りを抜本的に変えるかどうかは、もちろん公共団体の御判断であらうと思っております。

○吉井委員 いろいろ色塗りはあると思うのですね。あるいは調整区域も含めて、条例で、この地域は、このゾーンは建ててよろしい、禁止するわけではないです。この指定したゾーンは建ててよろしい、しかし、その許可するゾーン以外はまだダメ、そういう条例は可能だという見解ですかというのを聞いています。

○木下政府委員 現在、我々の方としては、条例につきましても、先ほど申し上げましたように、基準法の世界での根拠におきます条例を指して申し上げているわけでもございまして、片や全体的な、余分なことでもございすけれども、町づくり全体の条例もございす、今先生の御質問に端的にお答えすれば、そういうものについては問題ないと思っております。

○吉井委員 それで、今私の言ったような、決めたゾーンでは立地可能とする条例は問題ないというお話ですが、これまでの議論で、地方自治体が今度独自にいろいろ決めて、ゾーン規制でやっていくのだという話をずっと通産省はしておられたのです。

ここで、せっかくの機会だから、建設省の方から、地方自治体が独自に郊外における大型店の出店を規制することを可能とする条例や要綱としてどういうものがあるか、これを御聞かせ願いたいと思います。

○木下政府委員 もう一度先ほどのお答えを確認をさせていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、条例の制定につきましては、本来、法律の趣旨、目的に反しない範囲内で、言うまでもないことではございすけれども、許可されるという考え方、これは分権委員会などの勧告の中にございす。

したがって、私が申し上げましたのは、条例そのものが否定されるわけではございせんけれども、その趣旨その他については、本来の地区

の考え方に沿った形の中から出てくるわけではございす。そういう意味での自由度は各公共団体にあらうかと思っております。

○吉井委員 もう時間が参りましたので締めくくらせていただきますが、実は、昨日も中小企業庁の方からペーパーを送っていただいたのです。「諸外国の街づくりの観点からの規制の例」というので、ドイツでは、中心市街地の商業の空洞化につながることはないか、二つ目に、住民への日用品の供給に支障を生じることがないか、三つ目に、住宅近辺の中小商店が維持されるか、こういう点で問題があったら開発許可しないということをやっています。アメリカの場合は、郊外の大型店出店が、社会経済的環境の保護の観点から、十年以上以上わたって郊外出店を認めなかった事例も存在しますというペーパーを通産省からいただきました。なるほど、何だかんだいって、社会的規制だけではなくて、経済的規制も含めて各国いろいろ知恵を絞ってやっているんだということを知りました。

そこで、最後に一言だけ建設大臣に伺っておきたいのは、いろいろなやり方を含めて、郊外型大型店、巨大店、これが空洞化の最大の原因になっているのですから、この規制なしに中心市街地活性化事業が本当にうまくいくのかということですね。もしお客さんが返ってこなかったら、再開発その他のいろいろな負担が皆住民にかかるわけですから、それは大丈夫だと保証できるのかどうか、断言してもらえないかどうか、このところをひとつ聞いておきたいと思うのです。それで終わりたいと思います。

○木下政府委員 先ほどからお答え繰り返してございすけれども、これは各都市によって相当ケース・バイ・ケースであらうと思いますが、御質問の趣旨は、せっかく中心市街地を整備するのであるから、郊外型についても十分そこはいろいろ配慮した上で全体の町づくりの考え方を示せたいということであらうと思ひます。そのあたりは、公共団体が当然、これから中心市街地に力を入れて

やっていくとなれば、バランスのある町づくりという意味で、それぞれの商業の立地についてお考えになるのではなからうかと思ひます。

○吉井委員 時間が参りましたので、終わります。

○斎藤委員長 次に、中西委員。

○中西委員 地方都市におきまして、近年、夜間の人口減少とか、あるいは交通環境の悪化、モータリゼーションの進展、あるいは消費者の行動パターンの変化等、これに加えて、大店法の規制緩和等を背景に、大規模小売店舗の郊外展開の加速化などによる商業機能の空洞化が生じている、各地で中心市街地の衰退と空洞化が進行していることが指摘をされました。

それを受けて、平成九年六月の都市計画中央審議会答申の中に、社会経済の安定成長が基調となる今後におきましては、「市街地整備の重点を、新市街地の整備等から既成市街地の再生・再構築に移すことが必要である」と主張しております。ところが、私は、本来ならば今度の法律はもう少し早く総合的に皆さんから提起されるべきであつたと思うのです。遅まきながら出てきたのですけれども、再生、再構築に移すことが必要と高い、こういう言い方があるわけでありまして、この内容について説明できればいいなと思ひます。

○瓦岡務大臣 中西委員にお答えいたしますが、昨年六月の都市計画中央審議会答申でございす、都市が外延化する、外へ広がっていく、いわゆる都市化社会から成熟段階を迎える都市型社会に変化する歴史的転換期において、都市の再構築を図ることがこれからの都市政策の最重要課題であるという基本認識に立っておりまして、この都市の再構築を考えた場合に、中心市街地はこれまでさまざまな都市機能が集積し、経済活動や市民の生活、交流の場として重要な役割を担ってきた地域でございす、近年、先ほど来議論があたりますように、さまざまな要因によりまして空洞化が深刻な問題になってきている。この活性化を図って

まいることは目下喫緊の課題となつておるわけではございまして、この法律案は、市町村の主体性のもとに、関係省庁が連携をいたしまして、市街地の整備改善と商業等の活性化に関する施策を一体的に推進することを目的としたものでございす。

いろいろ地域の活性化問題につきまして、今深刻な事態を迎えておりますことは委員と認識を一致するものでございす、この機会に地域の活性化を、この法律もお願いを申し上げながら、活性化の方途を地域の方々と一緒になって構築をしてまいりたい、かように考えておるところでございす。

○中西委員 特に私は指摘をしたいと思うのは、市街地整備の重点を新市街地の整備等から既成市街地の再生・再構築に移していくということがこの都市計画の中で言われておる。今までは、きょうの議論の中でもありましたが、例えば何々銀座だとか、いろいろそういうことを盛んにもう金太郎あめみたいに全国がやっていった。ところが、そのことの反省の上から、新しいそういうものよりも、既成市街地における再生、再構築をどうしていくか、こういう基本的な論議がここに始まつてきたというところに私は大きな意義があると思うのです。

ですから、これに至る経過と、なぜそういう点が反省されるようになっていったかということ、説明できればしていただきたいと思います。その点どうでしょう。

○木下政府委員 先ほど大臣からお答えいたしましたように、まさに今は都市の再構築の時代だということ、都市型社会、いわば都市の内部の充実というところであります。これに至るまでは、今お話ございましたように、車社会の進行だとかあるいは高齢化しましてだんだん人口が外へ出ていくというふうなこともありました。それから、それぞれの購入の仕方、消費行動についてもあらうかと思ひます。そういうものが重なる中で都市の中心部というものが一部疲弊してきたとい

う状況ではなからうかと考えております。

○中西(續)委員　ですから、今度の法律案がそうしたことに向けて本格的に取り組もうとする姿勢が出てきたということは私はわかるのだけれども、これらの問題について、今まで余りにもそうした基本的な論議というものが欠けておったのじゃないかというところを感じるので、あえてこの点だけを強く指摘しながら申し上げたつもりです。

そこで、本法律案におきましては、市町村が主体的に中心市街地の活性化を目指すことになっている。国が策定した基本方針に沿って市町村が基本計画を策定することとなっているけれども、このことは、せっかくの地方分権で、実情に即した柔軟な計画の策定の障害にはならないかということをお私に考えるわけですね。障害にならないことを願っておりますけれども、特に地方において策定する基本計画というものが国の基本方針とダブったような格好になっておるものですか、その枠からなかなか出にくい、こういう状況が出てくることを私は一番恐れるのです。こうした点についてどのようにお考えになっておるのか。

それともう一つは、国及び都道府県は、市町村に對して、提出をされると今度は助言が行われるということになっていきます。このことが、従来からのあれからいいますと、また枠をその中でかぶせていくのじゃないか、こういう気がするもので、この助言というものはどういうときに、どのように、どの範囲で行われるかということ、どこあたりをお答えいただきたいと思ひます。

○岩田政府委員　中心市街地活性化策につきましては、基本的に重要な考え方として、御指摘のように、市町村のイニシアチブの発揮というものが基本に置かれておるわけでございます。

そういう観点から、本法案におきましては、基本計画の具体的な作成をまず市町村にゆだね、従来しほごさいましたような体系的、それを国あるいは都道府県が承認をするというようなプロセスを一切なくして、市町村のおつ

りになった計画は、そのまま都道府県あるいは国に對してその写しを送付をされるのみという手続によりまして、計画そのものはそれで成立をしますと申しさすようか、策定が終了するというところでございませう。

同時に、基本方針にお触れでございませうが、これは、計画を策定されるときにどのようなことに配慮をさせていただいた方がいかにいうようなこと、あるいは、計画の中には幾つかの複数の事業が含まれるわけでございますけれども、その事業については、その関連をする事業ごとに支援策というものをメニューとして国側は用意しておるわけでございます。その事業についての支援の考え方というものを定めるということとでございます。市町村の計画は策定されるわけでございますけれども、それによって市町村の計画の内容そのものが何かの形で変えられるというふうなものではない、あくまで市町村は計画をみずから内容のものとしてつくることのできるということとでございます。

それから、助言についてお触れでございませうが、あくまでこれも助言でございまして、例えば広域的な見地などから市町村に對して困難な問題について助言を与えるというふうなことが想定されますが、当該市町村がおつくりになった計画はまさに計画でございまして、これに對して国あるいは都道府県がそれぞれの立場から持ち味によって支援策を講ずる、こういうふうなことを考えておるわけでございます。

○中西(續)委員　さらに、市町村の基本計画について主体的自立性が問われておるわけでありませうけれども、基本となるべき都市計画があつて、この方針と整合のとれた基本計画が策定されるべきであると思ひます。都市計画に関する基本的方針は、一定規模の都市で策定しているものが大変少ないということが先ほどの答弁の中でもあつたわけでありませうけれども、これはどの程度なんですか。

○木下政府委員　お話のございましたのは、都市

計画法十八条の二に、いわば市町村のマスタープランというのを決めることになっております。これとの調和というものを今回の法律の中にうたてておりますが、確かに市町村のマスタープランは現在では二百八十を超える数字でございまして、全国でこれに該当する市町村が二千余りでございませうから、率的にはまだ大変低いと思ひます。そのとおりでございます。

ただ、先ほどもお答えいたしましたように、現在のいわば策定の準備状況を先般アンケート調査等でやりましたら、合わせますと約一千を超える市町村が準備に入っております。そのうちから喫緊にどのあたりが実際の策定が完成するのかわかってくるようになります。まだ見通しをはっきり申し上げられるような状況ではございませうが、多くの市町村が町に對して従来からかなり問題意識を持っておりますけれども、今回の件を踏まえて、より新しい問題意識を含めてでございますけれども、この策定を終了するような状況になってくると思ひます。そのあたりでは、各市町村の持つておりますマスタープラン、都市計画法上のマスタープランと、今回の中心市街地法におきましていわば基本計画との整合性という論議が粗上りののりなからうかと考えております。

○中西(續)委員　千を超えるというお答えがございましたが、今までの各市町村におけるこうした取り組みというものがおつたという私には考えられませんが、今やよく今こういう体制に入ってきた。ということになりますと、これから後のあり方は、地方分権が行われ、そこで主体的な行政というものが進んでいくわけでありませうけれども、そのための人材構成というものが果たしてそうなっておるかどうかという問題が一つあると思ひます。

したがって、国が直接指導するなどということではできないわけですから、結果的には、都道府県との関係の中でそうした問題等についての育成だとか、こういうものを早急に手がけていかないと、主体そのものが十分でないわけでありませうか

ら、こうした点をこれから中心的に進めていくように、それぞれ各地方公共団体に対する提言をしていただければと思ひます。これはもう答弁は要りません。

そこで、時間が参りますので飛ばしますが、もう一つだけあれしたいと思ひますが、本制度に基づく支援事業について、所管官庁が複数の関係省庁にわたつておることがこれから非常に多くなつてくるだろう、こう思ひます。事業が支障なく運用されるように、関係省庁の連携と調整が極めて重要になってくると思ひます。この調整機能は、これから主務官庁をどこに置き、どういう形態でしていくのか、これが一つ。

同時にまた、市町村が各省庁と行う事前協議だとか申請手続等が円滑にされるように、どのようにこれから措置をしていくのか、ここいらについて具体的ににお答えいただきたいと思ひます。

○堀内国務大臣　ただいまの御質問の一つの問題は、提出をされた計画についてどのように取り扱うかということでありませうが、十一省庁が関係するわけでありませうが、計画自体に對しての見やその他助言などを行うことは一切考えておりませう。ここでいいますのは、その計画自体がいかに悪いかわかるといふことをもとにしながら選ぶ、セレクションというところは出てまいりますが、それ以外のことに立ち入ったことは中央において考えることはないと一つであります。

と同時に、これは十一省庁ございませうので、この十一省庁がどういふやうにその窓口になつて、どういふやうに各市町村からの手問を省くようなことが出来るかということになつてまいります。政府部内におきましては、関係省庁の連絡協議会を設ける方向で準備を進めておりますが、幹事省である通産省、建設省、自治省を中心として一元的な窓口を設置することを検討いたしておりまして、先ほどからもこの問題についてはいろいろと御意見をいただいておりますが、具体的には、この窓口において市町村からの相談に應じて、関係省庁の施策や法律の運用だとか、先進的

な事例等についての情報を一元的に提供できるようにしたいということを考えております。
また、施策の実施に伴って必要となる市町村から送付された書類や事業に関する取内容等につきましましては、この一元的な窓口を通じて、関係各官庁間でできるだけスムーズにとり行っていくというふうに思っております。これから先の問題としましては、この一元化という問題について、さらに検討を加えながら、市町村の系統負担の軽減を図っていくようにしなければならぬというふうに思っております。

○中西(議)委員 その点は、これからのあり方はより総合的にということになりますと、ほかの面におきましても横断的になってくるのがこれからはたくさんあると思います。したがって、そうした問題を新たに、地方からの上申なりあるいは申請なり、これらについても問題のないように、いち早い体制を展開していくことを望みます。

それで、最後になりましたが、もう一点だけ。私は、北九州とのかかわりがあるのですけれども、百万都市の中で人口減の起こっているのは北九州なんです。そこで十数年くらい前に市電が廃止されました。そのときに私たちが提言をしたのですけれども、実現はしませんでした。地下駐車場を、市役所あるいはその周辺の公園の地下に大々的に立体的なものをつくり上げて、そして今度は道路そのものは一般の車の進入をとめて、バスならバスで入る。そして歩道をうんと広げて、先ほども議論の中にありましたけれども、オープンされた喫茶店とかそういうものが外に出られるような体制とか、いろいろなものを考えてやるべきじゃないか。そのときが一番中心になるのは駐車場問題だということを指摘してこの提言をしたのですけれども、これはとうとう実現しませんでした。わずかに市役所の中における狭いスペースの中での駐車場だけしかできませんでした。ですから、今回の場合、こうしたあれができる

ようになつておるわけでありますから、例えば、大規模立体駐車場の整備についての補助率を高めるとか、既にこれはもう出ておるし、あるいは本法律案において都市公園の地下占用許可の特例等をつくるようにしてありますから、こうした問題とあわせて公共駐車場の整備と民間駐車場の集約化政策が極めて重要視されてくるだろう、こう考えています。

これらについて何か一言あれば、おっしゃってください。
○木下政府委員 先ほど来申し上げましたように、中心市街地対策におきまして種々の問題があることは御案内のとおりでございますが、とりわけ今の御指摘のありました駐車場問題は、我々、今回の施策の中でも大変重要であらうと考えております。

しかし、地下駐車場は、多少言いわけ的になりますけれども、コストの問題等もございますが、今回の法律事項の中には、くどいのでありますが、例えば公園の下を使うということによって地下駐車場を確保してまいります。もう一つは、先生おっしゃられたように、大変大きなネットワークとして交通体系はどうあるべきかということ、都市によっては都心に車を入れることも可能であれば、私ども、そういう施策もありますが、場合によっては、先ほども御紹介のありました外国の例などを見ますと、ある程度周辺部に、一たん駐車場に車をとめて都心には入れてこないというやり方もあらうかと思ひます。

先生がおっしゃられた北九州の例などのお話を聞きますと、それなりの規模が当時できておれば、都市のあり方というのも変わったというような感じも、お話を聞いていてうかがえるわけでございますが、これから各都市がいろいろな施策を打つ中で、私は、駐車場については大変大きな課題であるという認識を持っておりまして、各公共団体のおつくりになる基本計画の中にも、ぜひ駐車場問題というのをしっかり位置づけていただきたいし、それに対する支援策は、現在はいろいろ

税制の問題とか融資の問題がございますけれども、大変限られた範囲の中での施策かもしれません。そういうものに対しての支援はしっかりやってまいらなければいけないと思っております。

○中西(議)委員 終わります。

○斎藤委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後七時八分散会

〔参照〕

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案は商工委員会議録第九号に掲載